

昭和四十七年四月二十五日(火曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 齋藤 邦吉君

理事 宇野 宗佑君

理事 丹羽 久章君

理事 山下 元利君

理事 松尾 正吉君

上村 千一郎君

木村 武千代君

佐伯 宗義君

中川 一郎君

中島 源太郎君

坊 秀男君

毛利 松平君

吉田 重延君

藤田 高敏君

貝沼 次郎君

出席政府委員

経済企画庁総合

開発局長

大蔵政務次官

大蔵省主税局長

大蔵省銀行局長

委員外の出席者

経済企画庁総合

開発局参事官

環境庁自然保護

局計画課長

環境庁大気保全

局大気規制課長

環境庁水質保全

局水質規制課長

大蔵大臣官房審

議官

大蔵省理財局次

長

理事 木野 晴夫君

理事 藤井 勝志君

理事 廣瀬 秀吉君

理事 竹本 孫一君

奥田 敬和君

倉成 正君

地崎 宇三郎君

中川 俊思君

原田 憲君

村田 敬次郎君

山口 シヅエ君

佐藤 観樹君

堀 昌雄君

小林 政子君

岡部 保君

田中 六助君

高木 文雄君

近藤 道生君

下河辺 淳君

宇野 佐君

山村 和男君

山中 正美君

大谷 邦夫君

大蔵 公雄君

通商産業省公益
事業局原子力発
電課長 武田 康君
日本開発銀行総
裁 石原 周夫君
大蔵委員会調査
室長 末松 経正君

本日の会議に付した案件

連合審査会開会申し入れに関する件

日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)(参議院送付)

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

○齋藤委員長 これより会議を開きます。
日本開発銀行法の一部を改正する法律案及び準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。松尾正吉君。

○松尾(正)委員 最初に、銀行局長に伺いたいのですが、いま連日の新聞に報道されております、いわゆる大企業の土地の買い占めという問題があります。これは非常に大きな問題でありまして、結局その原因となっているのが金融緩和のゆがんだ姿である、こういう批判があるわけです。これについて日銀の調査によると、金融機関が不動産業へ貸した資金は昨年現在で二兆三千億、一

年前に比べて一兆円もふえている、こういったこととや、さらに読売新聞の調査でも、ここの二、三年間に表面化した土地買い占めだけで三億平方メートル、動いた資金が約一兆円、買い占めの対象となった土地は、現在日本全体の人の住むことのできる土地面積の三十五分の一に及んでいる、こういうことが報道されておるわけです。さらに週刊誌等見ても、日本列島総買い占め、こういったことがありますが、大蔵省としてはこの実態をどこまで現在つかんでおるか、まずそれを伺いたい。

○近藤政府委員 金融機関の土地購入資金の融資が全体で幾らございますか、これはなかなか正確に把握できません統計がございません。各金融機関の業種別貸し出し統計によります建設、不動産業向けの貸し出しの動向等から推察いたすほかはないわけでございますが、これによりますと、四十五年、四十六年、暦年中におきます各金融機関の建設、不動産業向けの貸し出し増加額と伸び率は、大体、たとえば全国銀行で申しますと、建設に対して貸し出しの伸びが、残高伸び率で二〇・八%、増加額で三千四百七十三億円。四十六年中になりますとこれがぐつとふえまして三八・七%の伸び、金額で七千八百十二億円。それから不動産業に対しては、増加額で四千二百三十億円、残高伸び率で二七・四%。これが四十六年になりますと、ただいまもお示しになりましたようにぐつとふえまして、増加額で九千九百五十七億円、残高伸び率で五〇・六%。これが相互銀行、信用金庫等を含めまして全体の数字で申しますと、四十六年中の建設に対する伸び率は三二・九%、不動産業に対しては四八%の伸びというふうなことでございます。これはたまたま全業種平均の伸びが四十六年中二・四%でございますから、いかに伸びが大きいということがこれによってわかると思えます。

なお、最近当局の、都市銀行等につきまして土地融資に關連の強いと見られます建設、不動産、百貨店、私鉄、この四業種につきましてサンプル調査を行ないましたところでは、昨年の一月から本年一月までの十三カ月間におきますこれらの四業種に対する貸し出し増加額のうちで大体三割程度、まあ三割弱でございますが、土地購入資金に充てられているようでございます。いずれにいたしましても土地融資のほんとうの実態というものはなかなかつかみにくいわけでございますが、目下それらの聞き取り調査を行なっているところでございます。

○松尾(正)委員 いま銀行局長の中間の調査状況を聞いてみても、非常に大きく金融機関から土地購入のために資金が回っているということのほうがえるわけです。中間ですら、この詳細が判明するのはもっと先になると思いますけれども、これが判明した時点で一応資料をいただきたい、こう思います。

それから第二点は、結局こういう問題が起きてくる根本原因というものは、政府の地価対策の不十分なところに基因をしているということはいえるのでありますけれども、一番堅実でなければならぬ金融機関が、現在庶民の願う夢であるマイホームというものを踏みにじるようなこういう形に流れていくということについては、国民向けの政治をやっていくためには大きな問題があるろう、こう考えられます。したがって、これに対して大蔵省当局では、この金融機関にそれぞれ指導なり注意なりをしていかなければならないと思うのですが、これについてはどういう形で指導を行なっていくか、その点を伺います。

○近藤政府委員 ただいま仰せがございましたように、庶民のマイホームの夢を奪うような土地に対する融資、言いかえれば土地に対する投機資金の供給、これが最も悪いわけでございます。金融機関の経営者の諸君は、まさにそういう一種の反

社会的行為が行なわれないように絶えずチェックをしていくということが最大のつとめでありまして、そういうつとめを完全に行なっているかどうか、その辺の判定をいたしますために、目下、先週来金融機関の経営者を呼びまして、聞き取り調査をやっているわけでございます。

そこで、その場合に、たとえばある融資が正常な融資で、正常な住宅建設あるいは宅地開発につながるか、あるいはそれが結果において投機になるか、これは現在時点において直ちに判断と申しますか、判断をするという事は、反面調査権が検査などでもございませうだけに、なかなか限界があつてむづかしいところでございしますが、どの程度に実情をチェックしながら融資をしていくか、その融資のビヘービアを見ることによりまして、ある程度の推察はつくわけでございします。それからまた、いまいろいろ聞き取っておきましたことが、あとになりましてそれがほんとうに投資に向いたか投機に向いたか、その辺の一つの事後におけるチェックの材料にもなるわけございします。そういうような方法を通じて、はたして反社会的な投機行為に向かつていくかどうか、その辺の判定をいたしているわけでございします。

○松尾(正)委員 これはいまのお答えのとおりだと思ひます、現状では、しかし、一般的に私どもが見た場合に、堅実な投資であるか、投機的要素があるかといへば、現状では国民全体の目に映るものは投機的な要素が非常に強い、こういうふうに見られるわけでありますから、どうかそういう面ひとつ嚴重に金融機関がやんでいくようなことのないように、これは十分配慮してやっていただきたい、こう思ひます。

それから、これに関連をいたしまして、というよりもこっちが本筋なんですけれども、開発銀行の總裁に伺ひたいことは、日本開発銀行の業務貸し付けの中で、設備の取得及び土地の造成の資金の貸し付けというものが行なわれておりますが、この場合に民間宅造に対しては四十ヘクタール以上のものに対して貸し付けをやっておるといふこ

とは、むしろいま一般金融機関が投機的な貸し出しをやっているという、こういうことに拍車をかけるようなことにならないかという疑問を国民が持つわけでありませうけれども、この民間宅造に四十ヘクタール以上の貸し付けをやっていることについて、この貸し付けの条件をどういう面ですらないというふうな規制をされておるか、その点を總裁から伺ひたいと思ひます。

○石原説明員 開発銀行の融資は、いわゆるプロジェクト融資というものを申しまして、政策目的に合致をいたしました特定の設備投資、それに限定をいたしているわけであります。したがいましめて、土地を貸すからというところで融資をいたすわけではございませう、その土地の取得が民間宅造事業——なお開発銀行のそういう土地造成の關係融資をいたしましては工業用地の造成がございします。その場合にございしても、私どもがやっておりますのは、いま松尾委員がおっしゃいますように、四十ヘクタール以上というふうなことでやるわけではございしますが、その中でいま非常に乱暴な開発が行なわれておりまして、いわゆるスプロール現象が起きている。家はできましたが水道がないとかあるいは道路が不十分である、公園緑地がない、こういうような状況でございします。したがいまして、私どもが政策融資をしてやろうと申しますのは、いわゆる優良宅地と申しますが、十分な道路、上下水道あるいは公園緑地というものがなければならぬ、こう考えまして、二割五分以上の部分がそういう公共投資向けられておるといふことの条件を付しているわけでございします。現実には融資対象になっておりますものの中には二割五分を上回ります、三割というふうな状態に達しているものもございします。それでございしますから、優良な宅地であるということと前提をいたしまして、いわゆるニュータウンと申しますが、そういう全体が一つのまとまった開発になっておるといふものに融資をいたすわけでございします。当然これは土地を含み、並びに土地の造成費を含む

わけではございしますから、その当該計画の対象になつております土地あるいは造成地というものは融資対象になります。しかしながら、漫然と土地を買ふことに對しまして融資をいたすわけではございませう。

それからもう一つ、処分価格の問題でございしますけれども、これも財政資金をもって融資をいたします以上は、妥当な価格で処分をせしめらなければいけないということもございまして、たとえば土地公示価格制度というものがございします。これが適用されます部分につきましてはそれ、そうでない場合には第三者の適正な評価というものを前提をいたしまして、それに基づいて処分をします。もう、こういうふうな条件をつけておきますので、むしろそういう優良な宅地を供給いたしますことによりまして、現在の地価対策の一環になろうというふうな考へておられるような次第でございします。

○松尾(正)委員 いま總裁のお話は、三大都市の近郊の宅地造成、これについてだろと思うのです。しかし、非常に広い範囲、四十ヘクタール以上というのですから上限がございせんから、相当広範なものがこれに包含されれば、いま言ったようなことが相当きびしくされない限り、あるいは投機という点も考へられないことはない、こう思ふわけでは。そのきびしい基準というのは業務方法書できつと制限しておるのですか。

○石原説明員 毎年度国のほうからいただきます。開発銀行の融資の基本方針というものを、政府で御決定になつていただくわけでありませう。それに基づきまして、開発銀行におきましては融資方針というものをきめるわけでございします。したがいまして、その開発銀行の扱いをいたしましては、融資方針というものでございします。なほ、政府部内におきまして、土地開発をやります場合に、大体私が先ほど申し上げましたような趣旨を開発省間でお取りきめをいただいております。こういうことに承知しております。

私のほうの時間がございせんので、これは十分注意はされておるわけでありませうけれども、万々現在の投機的なものに拍車をかけるようなことのないように御注意願ひたいと思ひます。

それから、今度新しく業務を拡充するというところで、既成市街地の整備改善事業によつて建設される施設については、分譲部分についても貸し付け、こういうふうになつたわけでありませうけれども、都市再開発の土地については貸さないが、造成等既設のものを取りこわしてかその他の費用については貸し出しをする、こういうことは、そのまゝ一つの業者がやる場合にはやはり土地購入を助けるような形になつておると思いますが、おわかりになりませうか。——土地を購入した、これには貸さないけれども、この上を処理するものには貸すという場合に、私が購入して整備費が足りない、けれども土地購入費だけは何とかなるという場合には、結局は土地購入費を助けるということになると思ふのですが、そういう点はどうかでございします。

○石原説明員 既成市街地でございしますと、新規の宅地造成の場合と違ひまして、非常に起伏があり凹凸がある、あるいは川が流れておるといふような状態でございせんので、造成費はいずれにいたしましても、もとの建物をつぶしましてやるわけでありませうから、全然変わらないわけではございせんが、造成費そのものは地価に比べますれば、既成市街地の場合におきましては小額なものに相なるかといふふうな考へます。したがいまして、私どもがむしろ都市再開発の分譲の対象としていま考へております部分は、事業の大部分は建物と申しますか、これをつくり出すほうが大部分でございまして、造成費は建物の費用に比べましては小額にとどまるかといふふうな考へます。

○松尾(正)委員 それから、かりに今年度の予算で、開発のために土地を買ひ占めた。ところが貸し出し額が足りないために、造成の要請はあつたけれども貸し出しに應じられなかつたという場合には、都市の場合に状況によつては一年間で非常

に幅広い値上がりということも考えられるわけ
です。こういったようなことが起きた場合には、結
局結果的に投機的な投資というふうなこともな
ると思うのです。たとえば今年度は十分でないけ
れども、それでは来年度はといった場合に、その
一年間貸し出しが延びたためにその土地が非常に
値上がりをした、たとえば故意に、今年度の貸し
出しは先に申し込むと借りられそうだが、あと
から申し入れをして、ワク一ぱいだから待てと
いつてその時期を待つ、こういうようなこともな
いとはいえないと思うのですが、そういった場合
にも、そういうことがはつきり判明した場合に
は、おまえのところは値上がりを持っておるので
そういうものは貸せないということになると思いま
すけれども、きわめて合理的に処分方法を講じた
場合にはやはり貸し出しをしなければならぬと思
います。それらに対してどんなチェックがある
のか、そういう値上りを助けるようなことには
ならないかという点を一点だけ確認をして終わ
りたいと思います。想定で非常にむずかしい問題で
すけれども……

○石原説明員 宅地開発の場合には開発の許可が
要るわけでありまして、したがって、開発の許
可がありまして一年以内に着手をしなければなら
ないという条件がございます。それからもう一
つは、造成を完了いたしましたらすみやかに処分
をしなければならぬという二つの条件ございま
すから、それと申すまでもなく融資の対象にな
りますのは、土地を含みます場合には当然土地の
取得価格でございますから、したがって、その
地価の値上がり分が融資の対象になるわけでは
ございません。

○松尾(正)委員 時間になりましたので、もう少
しあれしたいと思ったのですが、以上で終わら
す。ただ、先ほど銀行局長に要請しておいた調査
完了時点のデータができた次第にだきたいと思
います。

○近藤政府委員 承知いたしました。いまの調査
が、御承知のように聞き取り調査でございます。

非常に整った形での結論が出るかどうかは疑問で
ございますけれども、できましたものは全部ごら
んに入りたいと存じます。

○松尾(正)委員 終わります。

○齋藤委員長 佐藤委員長。

○佐藤(観)委員 私はきょう、開発銀行が今度は
出資をできるという法律改正の部分について、い
ろいろな危惧がありますので、今後の日本の地域
開発の問題とからみましてひとつ質問をしたいと
思うのです。

まず、お伺いをいたしますけれども、この法案
の出資の定義でございども、これによりますと、
産業の振興を促進する必要がある地域において大
規模な工業基地の建設事業を行なう者に對し、大
蔵大臣の認可を受けて出資をすることができると
なるとするということになっておりますけれども、
この大規模工業基地とは一体何か、これは経済企
画庁がつくっているところのとか、政府の先
を見通したいいわゆる新全総によるところの大規模
工業基地ということばと同じなのかどうか。な
か、大規模工業基地ということとはどういう内容
を含んでいるのか説明していただきたいと思いま
す。

○近藤政府委員 それでは私のほうから……
まず、大規模工業基地の建設は新全総総合開発
計画におきまして、今後二十二年間に予想されま
す国土開発、産業開発のために必要な投資として位
置づけられているものでございまして、今後のわ
が国の発展のために重要な役割を果たすべきもの
であり、大都市地域の過密の解消、過疎対策の
観点から必要な事業であるというふうに考えられ
ているものでございます。

○佐藤(観)委員 いや、私のお伺いしたいのは、
ここで、つまり開発銀行法の改正のところに出て
くるこの「大規模な工業基地の建設」という大規模
工業基地というのは、全総にいうところの大規模
工業基地と同意語であるというふうに思っている
のですか。

○近藤政府委員 そのとおりでございます。

○佐藤(観)委員 それから、この第十八条の五号
に、もう一つ「産業の開発の程度が低く」という
文字が一番最初についているわけなんですけれど
も、これはいわゆる旧全総でいうところの新産都
市あるいは工特、あのときに使われるような産業
の開発の程度が低くというような意味なんだろう
か。この「産業の開発の程度が低く」というのは
一体どういうような意味なんですか。

○近藤政府委員 対象地域といたしましては、三
大都市を除く地域で、三大都市圏と申すのは
東京、大阪、名古屋でございますが、その地域を
除く地域であり、かつ運用上は北東公庫の対象地
域を除く地域、その全地域のうち特に低開発地
域という意味では、たゞいま佐藤委員の御指摘の
ございましたとおりの地域でございます。

○佐藤(観)委員 それから、この出資する場合の
事業主体と申しますか、私はこれからちよと鹿
島灘の問題、むつ小川原の問題、周防灘の問題、
志布志湾の問題、この四地域にわたって少し環境
庁あるいは経済企画庁にそれに伴うところの出資
のあり方についていろいろお伺いをしたいわけな
んですけれども、たとえばむつの場合なんかは、
一番上が民間のむつ小川原開発株式会社という
のがございまして、そのもとに青森県むつ小川原開
発公社というのがございまして、それからシンクタンクとし
てむつ小川原総合計画センター、こういう三段階
になっておるわけなんですけれども、この開発銀行が
出資する場合の事業主体というのは、一体どうい
うような形の事業主体が考えられておるのか。い
わゆるそういう民間の、開発銀行ですから民間に
なると思うのですが、民間のその地域の開発をす
るおそれる開発株式会社というのがございまして、
そのおそれる開発株式会社というのがあると思
うのですが、そういうところへの出資だというふう
に思っております。

○近藤政府委員 ただいまのお話のとおりでござ
います。

○佐藤(観)委員 それから、出資の割合なんです
けれども、これは大体概念としてその地域開発の
総事業費のどのくらいを考えていらっしゃるんです

か。

○近藤政府委員 出資でございますから、地方公
共団体と開発銀行と両方の出資額を合わせまして
全体の資本の額の過半、五〇%以上というくらい
のところが一応の目安になると存じます。

○佐藤(観)委員 地方公共団体と開発銀行の出資が
五〇%以上ということば、私はパーセンテージは
高いと思うのですが、この五〇%以上というのは、
開発におけるインシデントというか、開発の方向を
非常に決定しようという意図だと考えてよろし
うございますか。

○近藤政府委員 そのとおりでございます。

○佐藤(観)委員 それから、今年度の予算の中に
開発銀行の予算が組まれておるわけなんです
けれども、この出資にかかるところ、これは項目からいいます
と地方開発の部分だ。あと産業開発でもないで
しょうし、都市開発でもない。確認ですけれども、
地方開発の部分にこの出資の部分は予算項目とし
て入っておると理解してよろしいでしょうか。

○石原説明員 そのとおりでございます。

○佐藤(観)委員 今度経済企画庁にお伺いしたい
のですけれども、いわゆる新全総、これは当初の
目標というのとはどこあたりに置いておりましたか。
目標というのとはどこあたりに置いておりましたか。

○岡部(保)政府委員 新全総の目標と申しますも
のは、新全総の冒頭のほうに掲げておりますが、
一言にして申しますならば、自然というものを尊
重いたしまして、いわゆる環境を十分に保全しな
がら住みやすい国土をつくることだということよ
うなところに目標を置いておるわけでございます。

○佐藤(観)委員 それでは、その際の新全総の工業
の主要課題、それから地域開発の主要課題、これ
は私も読んで知っておりますので、基本的な点だ
けちよと押えて述べてもらいたいと思っております。

○岡部(保)政府委員 いわゆる新全総と申しまし
て、国土全体を開発するという目標は、先ほど申
しましたようなものでございまして、いわゆるそ
の地域地域に限りましての地域開発の考え方とい
うものの基本的な問題は、やはり国土全体の開発
という問題とほとんど同じような考え方を持って

おります。ただ、地域的に問題になりますことは、その地域の特性を生かすということが国土全般に關する考え方にとり加わって行くのではなく、かろうかという考え方ではないかと存じます。

それから、工業に對しての基本的な考え方と申しますのは、具体的に工業という問題を取り上げますと、そのまわりにはいろいろな問題が付随してまいりますので、若干工業以外の問題にもかかわるかと存じます。日本の全体の国土というもののいままでの利用のしかたというのが、いわゆる地域格差と申しますか、地域的に非常に差があつたわけでございまして。そこで、いわゆる国土利用の抜本的な改革と申しますかをしなければならぬ、そういうことがいわゆる巨大都市の過密問題あるいはその反対現象としての過疎というような問題にも通じておりますし、また過密というものの自体が、非常に問題になっております公害というものが、いわゆる都市公害が中心でござい

ますが、都市公害というものにも結構かと存じます。したがって、工業の面で考えますと、従来の市場立地型と申しますか、いわゆるマーケットに引きずり寄せられた大都市中心の立地というものをまず考え直さなければ、したがって全国土に分散配置するべきであるということが一つの基本的な考え方でございます。その場合に、工業の本来の姿を考えますと、いかに福祉主導型と申しますか、これからの日本の姿というものを考えまして、経済力と申しますか、工業のこれからの伸びというものは、全く否定するというわけにはまいりません。したがって、これからの工業の伸びというものの對しまして、一体どういふふうに配置をしたらよいのかという考え方が、この工業の基本的な考え方になるかと存じます。

そこで、この立地の基本的な考え方といたしましては、いわゆる基幹資源型と申しますか、重化学工業の配置というものは今後むしろ、いま大都市の近傍に集中いたしておりますものの分散配置と申しますか、遠隔地に立地させるべきである。この遠隔地に立地させるべきであるというのは、

公害をいままでもなかったところへばらまけという意味では決してございせん。新しい遠隔地に對して十分環境問題を考えた上での新しい工業基地というものを考えるべきであるという考え方にとつておるわけでございまして。さらに重化学工業だけではなくて、これからどんどん進んでくると思われます、あるいはいままでも十分ございましたいわゆる内陸型と申しますか、あるいは知識集約型の工業というものは、都市の周辺から全土に分散させていくという方向をとるべきであるというふうな考え方が工業に對する基本的な考え方かと思ひます。

○佐藤(總)委員 現在新全総自体が変更を余儀なくされるような事態になっているわけですが、それ以前にいわゆる旧全総と新全総とは一体どこがどういふふうな考え方として変わつてきたのか、それはどうですか。

○岡部(保)政府委員 旧全総は、拠点開発型という一言のことばで申したらよいかと存じます。たとえば新産都市であるとか、あるいは工業整備特別地域であるとか、こういう一つの拠頭に産業を配置する、主として工業でございまして、こういうものを配置して、その工業を立地させることによつて、その周辺に開発の始動条件を十分整備させる、そしてその地域の開発が順次その外縁に向いて伸びていくというふうな考え方が旧全総の主体をなしておつたと存じます。

それに対して、新全総の考え方というものは、むしろ、拠点開発型と申しますよりは、面の開発型であるという考え方に立つておるわけでございまして。その考え方は、いわゆる日本の国土全般を通じて、交通通信網というもので一体的なものにしていく。たとえば高速自動車道であるとかあるいは新幹線鉄道網であるとか、そういうもので、いわゆる日本の全土を時間距離を短くいたしまして、いままでも非常に遠隔地だと思われおつたところも必ずしも遠隔地ではないというふうな考え方にまず整備する。それに並行いたしまして、日本の国土全般に對して、いわゆる産業

の配置等の問題が比較的拠点に偏しないで行けるという立地条件をつくり出して、それに並行いたしまして、たとえば工業の配置あるいは今後のほかの産業の立地というものを考えていくというふうな考え方にしたということで、いわば面的に考えた開発に考え方を切りかえたということが言えるかと存じます。

○佐藤(總)委員 よくわかりました。

現在、その新全総自体を変更しなくては行けないという声がいりる部分から出ているわけですね。いま旧全総の拠点開発型から、新全総の場合には拠点同士を結びつける、交通通信網の発達によつて面まで広げられるというところまで変わつてきたと思ふのです。よく叫ばれますように、また、重要なことですけれども、今後の経済発展というものが社会福祉優先あるいは人間の生活を非常に大事にする政治に変えては行けないというところで、この新全総自体が現在変更するような作業が経済企画庁の中で行なわれているわけですね。そうしますと、今後のこの変更の大きなポイントというのは一体何だろうか、これがいま新全総のところで開発を進めようとしている地域とかかわりはどうなるのだろうか、非常に私は疑問に思ふ部分があるわけですね。後半の部分については、これからまた個々に質問を続けていくわけなんですけれども、一体この新全総を変更しなければいけな

い、たしか予算委員会では経済企画庁長官は、大体内一ぱい、もっと早かつたかな、年内一ぱいに作業を終えたい、たしか時期はそのくらいだったと思ふのですけれども、そういう話だった。一体それでは現在新全総を変えては行けない状況というものはどういふところに出てきているのだろうか。それはどういふふうに経済企画庁としては把握なさつていらつしやいますか。

○岡部(保)政府委員 まず冒頭に、ちよつとおこ

弁にもございまして、新全総も非常に問題点が起きてゐることは事実でございまして。それで、それに対してまず点検をする。総点検をするというこ

まず、一昨年あたりに非常に議論がございした点が二点ございまして。それは、まず第一点に、いわゆる新全総計画というのは、非常に物理的な土地利用計画的なものでございまして、その直接のめ

が、一昨年あたりに非常に議論がございした点が二点ございまして。それは、まず第一点に、いわゆる新全総計画というのは、非常に物理的な土地利用計画的なものでございまして、その直接のめ

ないかという御批判でございます。

この二点につきまして一応私どもの考え方を申し上げますと、まず経済の伸展という問題につきましては、確かにそういう将来の見通しという問題についてはいろいろ問題があったわけでございますが、たまたま現在経済企画庁で、私の局ではございませんが、新経済社会発展計画の、これはほんとうの改定作業をいたしております。そこでまずことしじゅうには改定作業が完了するかと存じますが、その作業を通じて今後の経済の見通しというものをチェックしなければならぬということとは当然でございます。これは経済計画が約五年度程度の期間を持っておりますが、新全総計画のほうでは将来いまだから申しますれば十数年のロングレンジになるわけでございますけれども、いずれにいたしましても、この作業と相まちまして、この経済フレームというものをどういうふうにかえる必要があるか、またその経済フレームの中に一つにはいわゆる産業構造の変化という問題も出てくるかと存じます。いわゆる工業と申しまして、いままでの重化学工業というものが非常に大きなウェートを占めるようになるのか、あるいは知識集約型の産業というものがぐっとウェートが大きくなっていくのかという問題もあるかと思ひます。これがやはり工業の立地問題では非常に重要な問題を出してくるわけでございます。そういうような作業というものとからみ合わせまして、私も反省をしております。そこでどういう結果が出るかということによって、これをどういうふうな扱い方にするかということの次の段階に移っていくという考え方でございます。

それから、環境問題につきまして、これは先生も新全総をお読みいただければ、これは私、直接この計画の立案時にタッチしていたわけではございませんので、あえて言わせていただきますと、この計画を実際に策定作業をいたしましたのは、昭和四十二年、四十三年の時点、それで成案を得まして閣議決定を見ましたのが四十四年の五月でございます。したがって、四十二、三年

のころにこれだけ環境問題——公害という字は使っておりませんが、環境問題というものに対してこれだけ意を用いた計画はあまりなかったのではないかと、いさか自負をさせていたたいわけでございます。そのように環境問題については相当に考慮を払ったわけでございますが、現実の姿は非常に問題点が出ておるわけでございます。

そこで、こういう物理的な一つの長期見通し計画というものがどういう問題に焦点を置いておったかと申しますと、言うなれば、病気で申しますれば予防医学的に、先のほうでどういうふうにしていくべきだということを非常に重点を置いて述べております。ところが、公害問題をとりますと、これはまさに起きてきた現象に対しての臨床医学が必要なのでございます。その辺の食い違いがあったわけでございますが、いずれにせよこれだけ公害問題というものが非常に大きくなった以上、この公害問題、環境問題からこの新全総というものを十分チェックしなければならぬ。したがって、いままでこの総点検。そのほかにもたとえば大都市の過密問題であるとか、あるいはその反対問題といたしまして地方都市を大いに整備しなければならぬ、そういういろいろな問題がございます。そういうような問題について、現在の新全総計画の実施面において非常に抜けておるところがあるのではなからうかということで、実施面を中心にして、現在反省をしておるところでございます。そこで、こういう反省の上に立て、先ほども申しましたように次の段階に進んでいくというように考え方に立っておるわけでございます。

○佐藤(総)委員　いま答弁の中にもあったように、環境問題について、冒頭に、新全総の目標として、自然を尊重してなるべく住みよい社会をつくるということ、これは文字ではそういうふうな書けるのですけれども、現実にはいろいろな開発が行なわれてみると、やはり環境問題というのはたいへん大きな社会問題、さらには政治問題になっているという部分。いま御答弁にあったよう

に、四十四年当時としては環境問題というのが確かに、公害国会の行なわれたのはたしか四十五年の暮れだったと思ひますので、そういう面からいえますと、当時環境問題について留意するということはかなり早い部分だということも私も認めるわけですが、しかし現実の姿としては、実際に開発が行なわれてみると、なかなかそういう問題は留意されない、またそれを上回って開発が行なわれてしまふ、これが私は非常に大きな問題だと思ふのです。

そこで私はまず、これは旧全総になりますけれども、開発というものが一体何をもちたしただろうか、これをひとつ鹿島灘の例をあげて御質問をしたいと思ふのです。これはあくまで旧全総でありますけれども、しかし旧全総から新全総に変わるときに大きな基本的なものの違いは、各地各地の拠点の開発ということと、それからさらにその拠点を結びつけるという面まで広げて、結局は各地域の開発になるという部分においては変わらないうちやないかと思ふのです。ただしその際に、新全総の場合には非常に大きなウェイトで環境問題、公害問題というのが留意されるようになっていくという部分においては違ひがあらますけれども、そういう面でも開発というものが何をもちたか、具体的には何をもちたかというものを十分考えてみなければいけません。いや、いや、こう思ふわけなんです。

そこで、環境庁にお伺いをしたいのですけれども、現在はおそらく取り締まれているはずでございますが、昨年ですか、いわゆる鹿島灘でシアンがたれ流しが行なわれ、魚介類がかなり死んだ例があったと思うのです。これはおそらく現在そのままだなっていたらたいへんなことになるわけですが、昨年の鹿島灘のそういうシアンのたれ流し、あるいはばい煙、粉じんなどの大気汚染の問題、これはどういふような状態になっていたのでしょうか。

先生御指摘の、昨年の六月に起こりました住友のコークスの廃液のシアンの問題です。当時はもうすでに、当時水質保全法を所管しておりました経済企画庁によりまして、一応シアンの基準はできておったわけでございますが、なおその読み方に若干茨城県と私どもの間で意思の疎通を欠いておりまして、その点非常に問題があったわけでございますが、その後新しく水質汚濁防止法が施行されて、本年の一月一日から新しく茨城県の条例によりまして非常にきびしい基準ができておりまして、シアンにつきましては現在ほとんど問題がないと考えております。

なお、現在茨城県等を指導いたしまして、当該工場の排水口に常時点検できるようなシアンメーターを設置するように、現在茨城県なりあるいは住友金属を指導している次第でございます。以上でございます。

○佐藤(総)委員　シアンはそうですが、他の重金属についてはどういふ状況になっておりますか。

○山村説明員　お答えいたします。

鹿島地区の大気汚染の状況でございますけれども、まず、硫酸酸化物につきましては現在測定点が六カ所ございまして、ここで測定しては昭和四十六年二月から四十七年一月までのデータでございますが、一応現在のところ環境基準を達成しているような状況でございます。ちなみに年間を通じましての一時間値の平均値を申し上げますと、大体高いところで・〇・二くらいから低いところでございます。〇・一・二・三・四・五・六・七・八・九・十・十一・十二・十三・十四・十五・十六・十七・十八・十九・二十・二十一・二十二・二十三・二十四・二十五・二十六・二十七・二十八・二十九・三十・三十一・三十二・三十三・三十四・三十五・三十六・三十七・三十八・三十九・四十・四十一・四十二・四十三・四十四・四十五・四十六・四十七・四十八・四十九・五十・五十一・五十二・五十三・五十四・五十五・五十六・五十七・五十八・五十九・六十・六十一・六十二・六十三・六十四・六十五・六十六・六十七・六十八・六十九・七十・七十一・七十二・七十三・七十四・七十五・七十六・七十七・七十八・七十九・八十・八十一・八十二・八十三・八十四・八十五・八十六・八十七・八十八・八十九・九十・九十一・九十二・九十三・九十四・九十五・九十六・九十七・九十八・九十九・百。

ういって近い地点の降下ばいじんは非常に多いような状況でございますが、御承知のように、大気汚染防止法を昨年の末の公害国会におきまして改正いたしましたので、そして粉じんと申しまして、

要するに土石の堆積とかあるいはそういったものの機械的な処理によりまして飛散しますところの粉じん処理規制というものが具体的にいかかつてまいりましたので、近年は降下ばいじん量も逐次減少の傾向をたどっているような状況でございます。

それからさらに一歩人体に問題のございますのは、降下ばいじんよりもむしろ浮遊粉じんというふうな考え方であらうなんでしょうないかと思ひますけれども、現在浮遊粉じんの測定は国設の測定点が一点ございまして、ここにおきまして測定をいたしております、現在までに、四十六年七月あたりから測定を開始いたしております、本年三月までの測定データによりますと、いわゆる産業があまり集中していないような中小都市の浮遊粉じんの汚染状況と同じくらいというふうな理解をいただければけっこうじゃないかと思ひます。以上でございます。

○佐藤(観)委員 それで、大気汚染の関係でぜんそく症状ですね、これはどういふことになっていきますか。これはおたたくの直接の担当じゃないかもしれないですね。これはいいです。

大気汚染なり排水については公害が非常にやましくなっているおりで、だいたいきびしい規制がなされているようですが、ただ、たとえば農業なんかにしても、ピーマンの栽培を始めたけれども公害で黒い斑点ができて売れなくなつたとか、あるいは鹿島灘の開発のあとをいろいろと読んでみますと、結局これは個人にも問題があるといふ問題があるのかもしれないけれども、土地は売った、お金が入った、それで住宅をつくつたけれども結局公害でその住宅に住めなくて当てにしていたものもバーになってしまったとか、そういうように一番こわいのは金銭バの根性であるといふようなことが書いてあるわけですが、こういうように鹿島灘の開発についても、これは旧全総だ、新全総と違ふのだということになればそういうことかもしれないけれども、それは鹿島灘の開発の例を見た場合、結局ここから

一体どういふような教訓というものを新全総の中にくみ取っているのだろうか、その点はいかがですか。

○岡部(保)政府委員 鹿島地区の開発の問題で私も非常に教訓を得たわけでございますが、ただいま先生冒頭におっしゃいましたように、私もこれは旧全総の計画であつたから新全総と違ふといふような考え方ではもちろんございせん。旧全総の中にあつて、いわゆる拠点開発で新産都市、工特というものの整備を進めてきたわけでございますが、これが新全総に移り変わつて、現段階ではまず非常によく動いておる開発事業の実態でございます。したがつて、やはり新全総としての考え方としても、こういうものをどういふふうにしなればいかぬという反省は絶えずしているわけでございます。

そこで、具体的に鹿島の問題につきましても、反省は、いまいろいろ御説明もございましたが、まず現状で一番問題なのはいわゆる環境制御というものをおの地域で面的に考える考え方が弱かつたのではなからうか、それがまず第一点でございます。

第二点には、いわゆる生活関連の社会資本の整備というものを同じ社会資本整備の中でも非常におくらせてしまった、結果から見ればどうもそれが非常におくられてしまったという点の反省でございます。このあとこの点について若干説明をさせていただきますと、もちろんああいう地域でございますから、下水道整備等にはおくれればせながら相当な投資をいたしまして、現段階で下水道処理の問題、汚水処理の問題等いろいろやつておるわけでございますが、それにいたしまして工場場の動き出す時期とこの下水道処理の問題がタイミングが下水処理のほうがおくられてしまったという問題、あるいは先ほど例におあげになりました住宅の問題にいたしまして、たとえばあそここの地域のいわゆる六・四方式と申しますか、あそここの地域にいままでおりました人間の住宅というふうなものは一部いろいろな手で考えたわけでございます。

が、あの地域全般として、計画にはあるにはあつたわけでございますが、あの地域を全体として一つの町づくりと申しますか都市づくりと申しますか、そういうような感覚で整備するべきであるといふ点にはやはりおくれがあつたのではなからうか。したがつて、先ほど新全総と旧全総の違いで、いままでの点とこのからいふゆる面に変わったといふあたりがこれにも出てくるのじゃないかという感じがいたしますが、どうしてもその地域全般をもう少し広がりをもって、もっと計画に注意をする必要があつたのではなからうかといふような反省をしておるところでございます。

○佐藤(観)委員 その部分についてはわかりました。それで今度は将来の開発の問題に移りたいと思ふのです。その鹿島灘の開発のいろいろな教訓を踏まえて将来開発に向かうわけなんです、私は、先ほど申しましたように、三カ所についていろいろ疑問があるのでお伺いをしたいわけなんです。

まず、むつ小川原の開発の問題ですけれども、まず現在これはどういふ段階に開発が来ているか、それについてさつと御説明いただきたいと思ふのです。

○岡部(保)政府委員 むつ小川原の問題でございますが、これはやはり新全総で遠隔地の大規模工業基地といふことで考え方をまとめておる一つの例でございますが、むつ小川原につきましては現段階ではいわゆる基礎調査を一方で一生懸命しておるという段階でございます。またもう一方で現実の動きをいたしましてはこの基礎調査と平行いたしましてごくその一部、中心地点と申しますか、どうも中心といふことは誤解を招くといけませんので使いたくないのでございますけれども、ごく一部のところではなるべく早く土地取得をしたいといふことで土地取得の準備段階であるといふ段階かと存じます。非常にばく然とした言ひ方で恐縮なんですけれども、一言に申し上げますならば、まだまだ現段階では準備段階

でございます。全体の一つのマスタープランと申しますか、そういうものもごく一部について考え方をまとめたところといたしまして、まだ十分なマスタープランができたとも考えられない段階でございます。そうは言つておりましたも、土地問題ではいろいろの問題がございますので、このうちで一部については土地取得の準備段階に現在入りつつあるという段階かと存じます。

○佐藤(観)委員 昨年の秋にこのむつ小川原の開発の中心といわれる六ヶ所村といふのです、六ヶ所村の方々が十五回にわたつて約四百人の方が鹿島灘の開発のあとと申します、鹿島灘の開発といふのは一体どういふものだったかといふことを実際に意見交換をし、あるいは視察をし、そして再び鹿島灘の二の舞いになっては困るということ、六ヶ所村の方々が行つておるわけ、そして現在でもたいへんな反対をされておるし、説得にきたといふか説明にきた青森県の知事に対してたいへんな抗議行動を行つておるわけですね。昨年十月、六ヶ所村へ現地説明会に訪れた竹内青森県知事に食ひ下がり、逃げようとする知事の腕をねじり上げたといふ二児の母親、木村さんは「思つたとおりのだ。死んでも判こを押さない」と言つておるんですが、こういう反対といふものをこれは一体どういふふうに御理解なさつておるのか。

○岡部(保)政府委員 ただいまの問題、これは確かに非常に大きな問題で、昨年よく新聞などにも報道されたわけでございますが、こういう問題、これは現段階で、あの六ヶ所村の問題を私どもこちらから、青森県の当局の報告等々によりまして見ておるわけでございますが、まず非常な強固な反対意見をお持ちになつておる方がおられることはもう全く事実でございます。また全般的に申しまして、必ずしも反対が全部ではないといふこともどうも事実のようでございます。と申しますよりは賛成者も相当におられるといふことも事実のようでございます。ただ私も、こういうものを拝見している最中に一番感じますのは、どうも反

画片が主体でございますが、それぞれの行政実態というものを十分に駆使していただかなければならないということで、関係の各省庁の協議会というものをつくりまして、たとえば農地問題であれば農林省と十分御相談をする、あるいは一般的な土地問題であれば建設省と十分御相談するというような、各省と絶えず連絡をしながら、国の考え方をまとめているというのが実態でございます。ただ、先ほども先生おっしゃいましたように、現実にはいまの段階で、国が特別な、たとえば立法をいたしまして、国の権限を明らかにしておるといような点がございませんために、現段階での直接の責任主体がどこであるかと申しますと、青森県が直接に当たっておるといような意味で申し

上げたわけでございます。

○佐藤親委員　それから、むつ小川原の開発について、融資ですが、これはどこがやりますか。

○岡部保政府委員　現段階で、本格的な融資問題の段階にまだ来ておりませんが、さしあたりの土地問題、土地を取得するというような問題で、これの資金面をどうするかというような問題になりますと、この融資は、これから大蔵省といういふ御相談を申し上げなければいかぬ点がございしますが、私どもの考え方では、北東公庫の資金とそれからいわゆる民間資金、これはむつ小川原開

ていく考え方でございます。

○佐藤（親）委員　そうすると、今度の新全総によるところの開発は、地域的に分けますと北東地域とそれから九州のほうの南西地域に大きく分けられると思うわけです。あとの部分はあとから触れますけれども、そのプランづくりの段階において、総合的なプランづくりは経済企画庁の担当である。これはいいと思うのです。今度、行政の部分にいきますと、北海道の部分は、いま申しましたように、東苦小牧の開発の問題は北海道開発

片が担当になる。東北にいくと今度は経済企画庁が担当である。行政はこういうことになるわけで

すね。責任主体というものは果になりますけれども、その上に立つ国としての担当の行政機関としては経済企画庁になる。融資の部分から見ますと、これは両方とも北海道東北開発公庫になる。他の地域についてはこれから開銀がやろうとする、こういうことになっているわけですね。

どうも同じことをやるのに、行政的にも、それから融資をする部分についてもたいへん入り組んだ形、非常に計画性のないと申すか、たとえば、じゃ新全総によるものは全部経済企画庁が担当する。いい悪いは私、またあとから論じますよ。南西地域についてはいろいろ論じますけれども、いい悪いは別としてとにかく新全総ですから、これ自体が検討中ですけれども、とにかく新全総のプランから発想しているところのこの大きな大規模工業基地建設計画については経済企画庁が担当する、その融資は今度は一手に開銀がやるということならば、非常にこれはすっきりすると思うのです、中身のいい悪いはまた別としても。

ところが、いまいろいろお聞きしてみますと、東苦小牧のほうには北海道開発庁が担当である、東北の部分については経済企画庁が担当である、金は一緒に北海道東北開発公庫から出る、他の南西地域については開銀から出るんだ。これは現在のばらばら行政の見本みたいなものじゃないかと私は思うのですが、これは局長にお聞きしてみようがないかもしれませんけれども、その辺のところはどうなんですか。

○岡部(保政府委員) どうも私の立場から機構がどうであるべきだということとは申せないわけですが、私も開発を實際に担当いたしましたしております、そういう問題が絶えず起こっております。現実にはいろいろな面でそれぞれの行政実態で各省に分割しておる、あるいはいままでの経緯からこういふふうになっておるといふような例がございます。ただ、どうもよくいわれるのでございますが、各省庁なりそういうような機関で競合と申しますか、いわゆるセクショナリズムと申しますか、そういうようなものの障害という問題

は、開発に関する限り各省非常に御理解がございまして、私どもはほとんどなくなっている。と申しますのは、先ほども申しましたように、たとえばむつ小川原の場合に各省庁の協議会をつくるというのを私も発案しておりました。非常に積極的な御意見を出していただく、また東苦小牧の問題につきましても、これは昨日からできたわけでございますが、やはり各省の懇談会と申しますか、協議会と申しますか、そういうような会議を持つようになってまいりました。そういうような実態上の問題でこのいろいろな機構の不備と申しますか、問題を補っていくということでも十分まかなっていかねばという考え方でございます。

○佐藤(観)委員 それぞれいろいろな形での経緯というものがありますから、そう簡単に割り切れない部分もあることも私はもちろんわかるのですが、どうもこの部分についてはすっきりしない。これは局長からお答え願うという性格のものではないかもしれませんので、この問題についてはこまめにしておきたいと思うのです。

もう一つ、今度は西に話が移りまして、これからの開発の問題で周防灘の開発の問題、これに対しては私は非常に疑問があるわけなんです。これは先ほど新全総を検討しなければいけないという中に環境保全という問題があったと思うのですが、それに関連して私はいへん問題があると思うのです。この周防灘の開発ということがきまるといふか、考えられるというか、それは一体どういう理由ですか。

○岡部(保政府委員) この新全総の策定段階で、むしろむつ小川原よりも周防灘と申しますか、西南地域のほうがはつきり形が出ておったかと存じます。このようなどころに遠隔大規模工業基地というものをつくっていくという考え方、これのよってまいりました点につきましては、要するにまず、現段階で先ほども申しましたように大都市中心で非常に集中しておるといふものを分散しなければならぬという発想、それから次に、一体

どういふいいところがあるかというような考え方での発想、このいわゆる適地を全国的にながめまして、しかも分散ということを考えました場合に、北のほうは北海道なり青森県なり、そういうようなところが非常にいいんではなからうかという、いわゆる立地の余地があると申しますか、そういう考え方によっておりました。また西のほうは、周防灘の海上を利用するというような考え方でも、非常に強く適地として評価されたことは確かでございます。ただ、ただいまも先生がいろいろ疑問があるとおっしゃいました点について、これはこれからお話があると思いますが、私もどもとしてもやはり同じ疑問を現実にはだんだん持ってきたと申しますか、そういう点についてほんとうに環境

制御という問題がどういふ姿で行なわれるかというようなことで、現段階では非常にこの計画についていろいろ問題点をあげ、しかも調査をしておるといふのは事実でございます。ただ、この新全総でそういうときの発想として持ってきたというのは、いま言ったような理由でございます。

○佐藤(観)委員 それで、環境庁にお伺いをしたいのですけれども、御存じのように周防灘というところは、瀬戸内海の一帯西端であるわけですね。瀬戸内海というのには、三十年に一ぺんくらいしか水がかわらないという、簡単に言えば池みたいなものです。瀬戸内海の汚染の問題はいへんな問題になっておりますけれども、現在どういふような状況ですか。

○山中(説明員) 現在政府の各省庁間におきまして、瀬戸内海環境保全対策推進会議を設けまして、私どもの大石長官が会長になりまして、一応瀬戸内海の環境保全につきましては、各省庁の連絡体制を密にいたしまして考えております。一般的に、環境庁といたしましては、瀬戸内海の環境基準をつくるのは当然といたしまして、臨海工場の過密地帯につきましては、公害防止計画の策定地域に順次指定しております。一方、瀬戸内海全体の保全策といたしまして、参議院で御審議いただいております本年度予算の中で、瀬戸内海総合調査費

という予算を現在審議していただいております、それが通り次第、五月に第一回の調査を開始したい、こういうふうにご考えている次第でございます。

○佐藤(観)委員 私は、もう少し実態のことをお伺いしたかったのですが、時間もありませんから、これは皆さんの手元についていると思うのですが、昨年の九月十六日から九月十九日までの「予算委員会第二班調査報告書」というのがここにあるわけですね。私はこれは非常に大事な問題だと思ふので、少し読んでおきたいと思うのですが、「水質汚濁の現状」として、「瀬戸内海の水質汚濁は、近年における臨海工業地帯の形成と共に伴う工業地帯及び都市への人口集中により、急速に進んでおり、臨海工業地帯地先海域における水質汚濁の深刻化と相まって、最近では内海の富栄養化が進み、至る所で赤潮が発生し、汚染が広域化する傾向にある。」これはずっと読んでいくとたいへん時間がかかりますからやめますけれども、特に周防灘については、「この海域における汚濁の主な発生源は、徳山、防府及び宇部、小野田沿岸であって、特に徳山湾は臭魚及び赤潮の常時発生等問題が多い。」ということが書いてあるわけですね。赤潮についてもいろいろあるし、それから漁業被害の実態についてもずっと報告書が出ているわけですね。これは全部読んでいただいたほうがいいわけですが、最終的にこういうことが書いてあるのです。

「今世紀も終りに近く、二十一世紀を迎えようとする人類にとって、先づ自からの生活の場について、生活環境について今一度視点を原点に戻すべきではなからうか。経済成長、国民総生産の伸長率よりも自らの生活環境を如何にして保護し、これを守るかと云う問題こそが基本的な課題でなければならぬ。従って、昭和四十四年五月閣議決定された新全国総合開発計画の見直しも必要であろう。」という結論がついているわけですね。

中身の实体については、いま環境庁の御説明が

あつたように、わざわざ予算を組んで、あるいは各関係の省庁が持ち寄って、瀬戸内海環境保全の会議が開かれるような時期に至っているときに、その西端へまた大規模な工業基地をつくるというのは、これからの計画をする経済企画庁としては少しちぐはぐなのではないか。時代に少し逆行するのではないかと。先ほど、計画を少し考え直さなければいかぬという御説明があつたのですが、現状はいま環境庁から御説明があつたように、あるいはたいへんなお金をかけてわざわざ十メートルくらいでしたかの模型をつくっているいろいろな原因を調査するという段階にあつて、片や一方では山口県、福岡県、大分県を含めた大規模工業基地をつくるということ、これは政策としてたいへんおかしいのではないかと。これは政策としてたいへんおかしいのではないかと。これは政策としてたいへんおかしいのではないかと。これは政策としてたいへんおかしいのではないかと。

○岡部(保)政府委員 たいだいの問題、先ほどもその点で若干触れたわけでございますが、確かにこの瀬戸内海というものを前提に考えると申ししますか、瀬戸内海の一帯西端である地域というものをどういうふうに考えたらいいかという問題でございます。そこで、私も環境問題では、先ほど環境庁から御説明のありました各省連絡会議でいろいろ御相談をされている最中でございまして、これも明らかにわがほうで新全総の環境問題での総点検の一つの大きな柱になるかと存じます。

そこで、それでは西日本にこういう大規模工業基地というものはもう考えられないのだという断定をするのは、私は行き過ぎかと存じます。まずこの一つの例にあがりました周防灘というものが、一体どの程度までの利用ができるのか、あるいは、それ以外に西日本でいわゆる遠隔地大規模工業基地というものが考えられるのか、その辺が非常に問題でございます。ただ、これを東日本、北日本のほうにばかり考えるというところは、どうもまた国土のアンバランスというものができるのじゃないかということで、むしろこの計画をつくるのには非常にむずかしい点がございまして、これからもひとつ十分調査をして考えていきたいという

考え方でございます。

○佐藤(観)委員 私は、先ほど中心点しか読み上げなかったのですけれども、わざわざ予算委員会から調査団を派遣し、あるいは政府のほうでも瀬戸内海の環境保全ということについてはそれだけ留意をされている時期に、その西側の、三十年に一番んしか水がかからない池のようなところで、いまださへ各地の川から流れてくる工場排水で瀬戸内海の環境保全ということがたいへんむずかしくなっている時期に、さらに大規模な工業基地をつくるというのは、非常に疑問が多いと思うのです。これは非常に大きな問題なんです、私は実は環境庁長官と木村経済企画庁長官とを対決させたかったのですが、時間がとれませんでしたので、ひとつこれは十分に——それは、工業開発ということはある部分では当然必要なんですから、考えなければいかぬことはわかりますけれども、しかし場所がもう一回考え直す必要があるのじゃないかと思うのです。

もう一つ、志布志湾の問題なんですけれども、これについても私は大いなる疑問を持っているわけなんです。まず、確認をしておきたいのですけれども、この志布志湾開発というものもやはり新全総の一環として出てきている、私に言わせれば、検討しつづけている現在の新全総の目標の中の一つとして出てきているというふうに理解してよろしゅうございませう。

○岡部(保)政府委員 明らかに新全総から出てきております。いわゆる国土総合開発審議会の先生方の御意見にもございまして西南地域というものに、志布志湾も含めて私も解釈をいたしております。

○佐藤(観)委員 そこで、先ほど岡部さんからお伺いしましたように、では新全総の検討課題は一体何かというお話の中で、二番目に、環境保全というところがたして現在の中で十分入っているのだらうかという疑問があるというところが出たんだと思うのです。それで今度は、九州と本土をつなぐ千六十八メートルの長さの橋ができる、そ

れから九州縦貫自動車道ができる、山陽新幹線が五十三年には博多に乗り入れをする、あるいは九州横断道がずつと大分から長崎までつなぐ、こういうふうになっていくと、先ほどのように確かに拠点から面のほうにたいへん広がっていく。時間がありまけんから、私の得た資料でお話しをして、あとでお伺いしたいのですが、こういうことで各地の石油から造船から造船から石油精製、いろいろ発展をする。そしてそこには不知火、有明、大牟田の新産都市があり、あるいは遠く延岡の新産都市がある。こういうところがだんだん進んでいきますと、とにかく昭和五十五年には、九州の製造業における出荷額が十兆八千九百十四億円、四十年の六・四五倍になる。これを業種別に見ますと、重化学工業部門では、石油精製が現在の三十倍の出荷額、それから造船、電子工業が八倍から九倍、アルミの地金など非鉄金属が七倍から八倍、鉄鋼、化学工業は五倍から六倍の規模になる。軽工業部門では窯業、紙パルプなど地場資源型の工業が四倍から五倍になる、こういう数字があげられておまして、これは新全総であつている鉄鋼業の開発の規模とかからいくとかなり私は大きなものだと思うのです。こゝまで発展する。

あと開発には、実際に臨海工業地帯でどういうところを開発するというデータもございまして、結果においては昭和五十五年度においてはいまあげましたようなたいへんな数字になる。さらに加えて、この志布志湾開発という大規模工業基地をつくることになる。これに対して、はたしてほんとうにそんなに必要なんだろうか。これはあと地域的ないろいろな問題がありますから、そう簡単に、先ほど出てもおりましたように経済成長が八%と思つたところが一二%にふえるというふうなたいへんなこと、いろいろなことがありますから、そう簡単に将来の見通しができないとしても、新産都市を含めまして九州地域の開発というものは五十五年度にはかなり大きなものになるのではないかと。それでもなおかつ志布志湾開発というものは必要だろうか、おそらく必要だろうと言われると思うのですけれども、だらうかという疑問がまずあるのです。その辺についてはいかがですか。

○岡部(保)政府委員 いまおっしゃいましたような数字、これは一つの見通しでございまして、これについていろいろの問題点があることは確かでございます。ただ、私も一番考えますことは、現在何といひましてもいわゆる巨大大都市の周辺にほんとうに立地をして、そういうところが工業出荷額にいたしましても非常にウエイトが高い。そういうものを、もうほんとうにそういうところのウエイトをますます高くするようなことはしてはいけいではないかならうか。また現在の一つのキャパシティというものにもうすでに一ぱいになっておる工業の実力をこれ以上ふやすということ自体が非常に問題だと思つたのです。そうしますと、日本全体としてどうしてもこれからやはり伸びていかなければならぬ。もちろんこれは十分環境問題というのを留意しながらということでは前提でございますが、伸ばさなければいかぬ。そういたしますと、やはりいままでのいわゆる太平洋ベルト地帯に集中しておつたというものを分散せよというところで北東地域なり西南地域、一つの例として九州地域に十分そういうものがウエイトづけが高くなるということがあつてしかるべきではないかという私は考え方でございまして、ただ、それを一つ一つの具体的に考えましたときにいろいろな問題点があることは事実でございまして、その点については十分これからも考えていかなければいかぬということはお考へておる次第でございます。

○佐藤(観)委員 ここにも、志布志湾についても開発事業にはいろいろの反対が多いわけですが、しかも志布志湾というのは、新聞の表現によれば、目にしみる本物の青さをたたえた水を持っているというふうになっておるのですが、これがまた開発によつて鹿児島湾と同じように、この青さというものは緑に変わっていく、つまり酸素がなくなつて汚染が始まっていくというふうなことになるな

しまうような形になる、こういうようなことにならないような、ほんとうのイニシアチブというものがはたしてとれるだろうかということについて、若干の疑問があるわけなんです。その点についてはどうでしょう。

○近藤政府委員　確かに、御指摘のような完全に開銀がイニシアチブをとり得るかどうか、そこはたいへん疑問があることだと思います。ただ、完全に私企業にゆだねる場合よりは、開発銀行が出資という形で参加をいたしており、しかも地方公共団体と合わせまして五〇%以上のシェアを資

本の中において保つということによりまして、完全に民間だけで行なう場合に比べますればはるかに公共的な運営ができるのではあるまいかということ、それからまた、そういう公共的な環境保全、住民福祉ということに十分留意した運営を行なうように、開銀自体も努力をされるということになるかと考えております。

○佐藤(親)委員 終わります。

○齋藤委員長 本会議散会後直ちに再開することといたし、この際、暫時休憩いたします。

午後二時五十分休憩

午後二時五十七分開議

○齋藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、連合審査会開会申し入れの件についておはかりいたします。

目下、運輸委員会において審査中の国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案について、運輸委員会に連合審査会の開会を申し入れたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、連合審査会の開会日時等につきましては、委員長間で協議の上、公報をもってお知らせいたします。

○齋藤委員長 次に、日本開発銀行法の一部を改正する法律案及び準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質議を続行いたします。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 日本開発銀行法の一部を改正する法律案について若干質問をしたいと思いますが、今度の改正は、第一は開銀法設置の目的を変更する、第二に開銀の業務の範囲の拡大、さらに第三

としては借り入れ金限度額を引き上げる、こういう中身であります。すでに各委員からいろいろ質問もされ、銀行局長からの回答もあるわけでございますので、したがって私はできるだけ重複を避けて質問をいたしたいと思っております。

最初に、借り入れ限度額の問題でございますが、一番新しい数字で、現行法での借り入れ限度額は幾らになっているのか、これをひとつ示していただきたい。

○近藤政府委員 現行法におきましますいまの場合の限度額七倍といたしまして、二兆五千三百八十七億円が貸し付け限度額でございます。それからさらに見込みでございますが、四十七年度末の貸し付け保証残高の見込み額、これが二兆七千五百五十億円、これが一番新しい数字でございます。

○広瀬(秀)委員 そこで現在までのような、ここ数年間の伸び率ぐらいでこの借り入れ限度がふえていくという仮定を立てた場合には、これは何年先に今回改めた二十倍というものに到達することになりますか。

○近藤政府委員 この正確な予測はまことに困難でございますが、ただ、過去の実績などを参考といたしまして、一応貸し付け額の伸び率を年一五％ぐらいという前提で計算いたしますと、一応二十倍の限度に参りますのは昭和六十年代の半ばごろかと存じます。もしこの伸び率がもう少し低いということになりますれば、もう少しよつとその時期はあとになるかと存じます。

なお、過去の貸し付け額の平均伸び率は、最近三年間ぐらいでございますと、二・一五％ぐらいに相なっております。

○広瀬(秀)委員 そういたしますと、年率一五％として昭和六十年ということですね。こういうこととすると、その間に特別、目的を改正するとかあるいは業務をさらに拡大するとかというような事態がなければ、大蔵委員会には開銀法を審議する機会というものはあまりないことになりませんか。その点はどういうお考えでしょうか。

○近藤政府委員 この点は、先日もしか阿部委員の御質問にお答え申し上げたところでございますが、個人的な見通しを申し上げたいへん僥倖でございますけれども、こういう激動期でございますので、開銀銀行法につきましても国会審議をお願い申し上げなければならぬような改正は、おそろいままに御審議をお願いした頻度とあまり変わらない頻度で起こるのではあるまいかというふうに個人的には考えております。

○広瀬(秀)委員 戦後間もなくの状態が開銀法ができたとき、したがって「経済の再建及び産業の再建」ということであつたわけですが、この「再建」というのは、そういう時期ではない、こういうことで「産業の開発及び経済社会の発展」、こういうふうに変更されたわけですが、その目的にふさわしい業務の範囲という問題が、かなり変わつてござるを得ないし、変える意思があるのであるということを確認してよろしい、こういうふうないまの答弁を受けていいわけですね。

○近藤政府委員 そのとおりでございます。

○広瀬(秀)委員 そこで、将来の開銀のあり方として、いま銀行局長の頭で、いままでと同じくらしい頻度でという、大体二年に一ぺんぐらいは開銀法の審議をこの委員会でもやってきたわけでありましたが、当面開銀銀行法はどういう方向に改正されていかなければならないか。特に業務の範囲というような問題について、いま考えておられる、将来どうなるであろう、どうしなければならぬという銀行局長としてのお考えがあれば、この際示していただきたいと思うわけですが。

○近藤政府委員 具体的にどの条項をどう改正するかというようににつきましては、将来の話でございますし、私個人的見通しを申し上げることは差し控えたいと存じますが、大きな方向として申し上げますならば、たとえば社会開発と産業開発とのウエイトにつきましても、御承知のとおり、社会開発は、昭和三十五年度あたりでございますが、まだウエイトにいたしまして四・五％ぐらいでございました。それが四十七年度の計画では、二・三・八％になっております。また、産業開発は、

逆に昭和三十五年度におきましては八二・八％ぐらいでございましたけれども、新年度は六〇・六％というようなウエイトの移り変わりがあるわけでございます。こういう大きな方向に即しまして、激動期にふさわしいような開銀銀行の運営のあり方、法制のあり方、そういうものが再検討されていく時期もそう遠くはないというふうに考えているわけでございます。

○広瀬(秀)委員 そこで、大蔵省から出していた資料によりますと、昭和四十六年の四月から九月段階の数字までしか私もまだわかっておりませんが、産業開発に融資したウエイトが六五％、社会開発が一九・七、地方開発が一五・三と、こういう状況になっておるのでありますが、これは年度を通観いたしましたも大体こういうところになるのじやなからうかと思ひますが、この数字は、四十六年度の貸し付け業務報告が出ておりますが、こういう三つに分けました場合に、この報告書によりますと、そういう分け方にはなつていないわけですが、こういうふうに分けて、四十六年度として、この貸し付けの融資の比重というものは、大体いま読み上げた数字のようなものでござりますか。これは、かなり下半期に変化があつて、全体的に大きく変わつていくかどうか、この点伺いたい。

○石原説明員 四十六年度の実績で申し上げますと、先ほどおっしゃつた、産業開発六五・〇、四十六年度上期であります。それが六二・七、やや落ちてきております。社会開発が一九・七、それが二・一・七、やや上がつてきておるわけであります。地域開発は一五・三、それが一五・六であります。大体以上が、広瀬先生のおっしゃいました数字の実績でございます。

○広瀬(秀)委員 そこで、目的が変えられた、これは竹本委員が法制局を呼んで質問をしたわけですが、これも、「産業の開発及び経済社会の発展」という意味を法律の文言の解釈としてどうだということに質問をしたわけですが、先に出した、あるいは経済、社会という二つに分けるのか、ある

いは一体なのかという、そういう質問もあつたわけでありすが、「産業の開発及び経済社会の発展」これは、言うならば同様の重みを持つことばと理解していいんじゃないかと思うわけでありすが、そういうことになってまいりますと、私も、いままで開発銀行というものは、産業の開発、しかも大企業がほとんど一〇〇%であつて、中小企業などは全く縁のない金融機関だというようなことになつて、大企業との癒着という問題が常にこの委員会でも問題にされてきたわけでありすが、そういう中で、もうそういう段階ではない、日本の経済もいまや世界の経済大国にのし上がつてきておるし、円切り上げをさせられ、あるいはまた外貨準備も百六十六億ドルで、年内には二百億ドルにも達しようかというような、そこまで来ているというやうなことから、開発銀行の使命というもののおのずから、そういう経済状況の変化、国際経済の変化というものをにらんで、変わらなければならぬということが、前回の法改正の際の議論の中心になつたわけだ。

それでこういうことに今回改めてこられたわけでありすが、それでも、そこで社会開発という問題が強く叫ばれてからすでもう十年近くにもなつておる。また地方開発というやうなものも、大きくいえば社会開発の一環でもあるだろう、こういう見方もできるわけでありすが、ところが現状、産業開発は依然として一なるほど四十年当時の七七・八%というやうなところから六二・七%、約一五%比重が減少してきているというやうなことはありますけれども、まだまだ産業開発に重点が置かれていて、これはぬぐえないのであつて、社会開発あるいは地方開発というウエイトが非常に少ない、こういう現状であります。そこで今度の第一条を改正したということで、少なくとも一歩退いて考えても、産業開発というものと経済社会の発展というものがフィフティ・フィフティぐらいになることが早急に実現されなければ、この法改正の目的というものは現実化しない、こう思うのでありますが、その点に対するお考えは

いかがでございますか。

○石原説明員 産業開発ということで数字ができておるわけでございますけれども、これは三つほどの項目に分けることができるかと思ひます。一つはエネルギー開発でございますが、これは原子力でございますと、ガスとか石油とかいふもの、それからもう一つは海運、それからもう一つが狭義の産業開発に当たるとかと思ひます。いま六〇%をこえる数字を申しておるわけでありすが、そのうち海運が二五%占めております。したがつて半分弱でございますが、海運の問題、これがどうなるかということになるわけでございます。今後は数回申し上げておるわけでございます。また、今後はどうなりますか。今後の海運の立て方の問題でございますけれども、従来の傾向はシェアとしては下がつておる、こういうことは申し上げられと思ひます。

それから、産業開発の中のエネルギーの問題でございますけれども、これは主として原子力等の問題になるわけでありすが、今後原子力の拡充という問題は必要だと思ひます。六十年に六千万キロワットという数字も一応ございします。ただ、融資額といたしましては、本年度も実は原子力発電のうちでタービンジェネレーターという、水蒸気を発生した以後の電気を起こす関係は、対象から除きました。そういうやうな整理も行なわれるわけでございますから、一方ではふえる要素がございますが、融資対象はある程度切り詰めていくという問題とのかね合ひかと存じます。

狭義の産業開発は、実はもう体制整備とか電子機械という関係はウエイトをだんだん減らしてあります。情報産業、これは日本の電子計算機でありまして、情報産業、これは日本の電子計算機でありまして、あるいは電算機関係の体制整備だとか、あるいはソフトウェアの関係というやうなもの、国産技術振興、これは技術開発の問題もございします。いま狭義のと申し上げております産業開発のうちで、これが六割か七割に近い数字にだんだんふえております。したがらしまして、一般的

に申し上げますと、従来の体制整備とか電子機械、いわゆる電法と申します振興法がございしますが、こういうやうな系統のウエイトは、今後もだんだん減つてまいるのじゃないか。ただ、情報化促進でありますとかあるいは国産技術振興だといふことになりまると、これは必ずしもそうではなくて、従来の増加傾向でございしたから、これはある程度続くのではなからうか。したがらしまして、五〇・五〇というお尋ねでございしますけれども、ただ全体が産業開発と社会開発の割合がどうだといふことよりは、内容的にどういふものが伸び、どういふものが減つていくか。一般的に申しますと、社会開発の伸び方が、従来もそうでございますけれども、今後伸びてまいると思ひます。都市開発でありますとか、あるいは地域開発でありますとか、公害関係でありますとか、そういうものはふえると思ひますけれども、産業開発のほうには減る一方かといふことになりまして、いま申し上げたように、内容的に見れば、今後伸びるだらうし、また伸ばさなければならぬ項目もその中に入つておるといふことを申し上げておるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 大蔵省としては、いまの問題は産業開発といつてもいろいろあるといふことで、大づかみに言えば、日本の産業といふのは、いま資源多消費型の経済である。これをやがて資源省消費型、資源を省くといふ消費型の経済に持つていかなければならぬ。そういう場合には、いわゆる情報産業といふか、情報化産業といふか、そういうソフトウェアの方向に持つていかざるを得ないのだといふやうなことが言われておりますが、しかし、やはり国民の金を政府資金として融資をするわけでありまして、しかもそういう新しい産業の開発というものの向けていくといふことなだけでは、単に産業にのみ片寄つてはならないのだといふことから、少なくとも経済、社会、これを分けて考えてもいいし、経済社会、こう一緒にしても、まあその辺のところはどうであつても、社会開発の面、人間を中心にものごと

を考えていく、人間の福祉あるいは生活といふやうなものを中心に、六十年代の高度成長の中で疎外された人間性回復といふ問題がやはり社会開発の最大のねらいだと思ふのでございけれども、あまりにもそういう面の開発がおくられてきたといふところに、今日日本経済の問題のすべての出発点がある、こゝを見なければならぬわけでありまして、そういうやうなところから考えれば、もつともつとそういう面の開発というものに比重をかけられていかなければならない。機械的に、法文のていさいからいってフィフティ・フィフティだといふことではないにしても、そういう方向といふものが目ざされていかなければ、やはり開銀といふものは常に大企業と癒着し、特定の企業擁護のために政府資金を融資しておるといふ非難を免れ得ないだらうと思ふ。そういうやうな立場において、大蔵省としては、いま私が申し上げたやうな点をどのように目標として設定をして開銀法のあり方といふものを改正していくおつもりなのか、その辺を明らかにしていただきたいと思ひます。

○近藤政府委員 政府機関全体に對しましての大蔵省といたしましての気持ちは、ただいま仰せのありましたとおりの趣旨で臨んでおります。ただ、開発銀行といふ政府機関のうちの一つの機関を取り上げます場合に、第一条の「産業の開発及び経済社会の発展」といふことばの意味は、前回も申し述べましたように、産業の開発を通じて経済社会の発展をはかるというところでございします。開発銀行の場合に産業の開発を通じての経済社会の発展といふことにある程度ウエイトがかつてくるのは、むしろ当然かと存じます。ただ、たとえばほかの政府関係機関、それから社会開発につきましても、融資も今後大いに行なわれるわけでございますので、それら全体を通じて社会開発に非常にウエイトが移行してまいるといふことは、これは先ほど来お話しになりましたとおりの趣旨で私どもも臨んでまいりたい。もちろん開発銀行自体におきましても、社会開発にウエイトが移っていくといふことは当然のことでございます。

○広瀬(秀)委員 その点はそのくらいにしますが、

やはり社会開発という面に一そうの比重をかけて

いくように要望をいたしておきたいと思ひます。

それから、地域開発の問題ですけれども、これは

経済企画庁も来ておられると思いますが、地域開発

の根拠になる法律というものは非常に数が多いわ

けであります。国土開発法から各地方の、北海道、

東北、北陸、中国、四国、九州、あるいはまた大

都市圏の整備では、首都圏整備、近畿圏整備、中

部圏整備整備というような法律があるし、あるいは

は特定目的として新産業都市建設促進法あるいは

工業整備特別地域整備促進法とか、あるいは今国

会に出されている工業再配置の法律であるとか、

低開発地域工業開発促進法あるいは農村地域工業

導入促進法であるとか、もろもろの法律があるわ

けであります。そういうものの中で開銀が地域

開発として融資の対象にしているというものは、

どの法律とどの法律に基づくものに融資をするの

か、何かこういう基準というものはあるわけであ

りますか。

○石原説明員 ただいま広瀬委員お示しのように、

地域開発につきましては、非常に多くの法律がご

ざいます。その法律のおおむね全部と申しますか

に準拠してやられているわけでありまして、ごく大

ざっぱに申し上げますと、まず九州、四国、中国、

北陸の四地方のいわゆる後進地域開発促進法とい

うのがございます。これを私も開発地域という

ふうに呼んでいるわけでありまして、この開発地

域にはおのおの促進法がございまして、たしか政

府は金融について配慮しなければならぬという

ような趣旨の法文がこのことごとく入っております

りまして、私もその法律に基づきましてこの四

開発地域の融資をいたしておるわけでありまして、

そのほかにございまして、産業地域の振興の

助成法、これは九州にもございまして、中国にも

ございまして、なお、東北、北海道にありまして、

これは私も担当地域でございせんけれども、

産業地域の振興助成法がございまして、これはも

との産業地に対しまして融資、私もこの法律に基

づきまして融資をやっておりますわけでございます。

それからもう一つは、低開発地域工業開発促進

法、これはいま申し上げました後進地域の中にも

ございまして、後進地域以外の、たとえて申しま

すれば長野にもありますし、山梨にもありますし、

北関東にもある、こういうような状況でありまし

て、この法律に基づきまして、いわゆる低地域、

低開発地域工業開発促進法に基づきまして地域に

対しまして融資をやっております。ただ、四後進地

域につきましては、先ほど申し上げた法律の中に吸

収せられるわけでありまして、それ以外の地域に

おきます低地域につきましては、この法律に基

づきまして融資をしております。

もう一つ、農村地域工業導入促進法という法

律、これは新しい法律でございますけれども、こ

れは四十六年にできましたばかりで、現在各県の

段階で計画を進めていただいております。

このほうは、現在の法律そのものに基づきまし

て融資は、まだ私の融資の段階にまで上がって

きておりません。おそらく四十七年度中に上がっ

てまいるかと思っております。

なお最後に、首都圏、近畿圏、中部圏という三

大都市圏がございまして、この圏内におきまして

も、中心になる密集地域は別といたしまして、こ

の地域内にはやはり都市開発地域というような名前

で工業配置に適當な地域がございまして、そこに

対しまして融資は、この三大都市圏と申しますか、

その整備法に基づきまして融資をしております。

以上が、大体地域開発に関連いたします法律

と、それに基づきまして私どもの融資をいたして

おります実態でございます。

○広瀬(秀)委員 経済企画庁来ておりますね。

地域開発関係、先ほど一部であつたけれども一応

あげたわけですが、こういうたくさん法律がある

わけですね。いま開銀総裁から説明があつたわけ

ですけれども、大体経済企画庁としては、たくさ

んの法律に基づいて地域開発をやらうとされてお

るわけだけれども、開銀に融資を期待する、そう

いうものは、いま開銀がおつしやつたようなこ

ろだけでいいのかどうか。もつと範囲を広げると

いうようなことを予期して地域開発の法律案をた

くさんつくつておられるのではないかと。開銀融資を受

けられるところと受けられない場合とが出てくる

わけですね、そういうものは、どういう基準で区

分けをしておられるのか。その辺の開銀融資と

○下河辺説明員

地域開発におきましては、お

お日本全体を、大都市地域と

その周辺と、それ

から開発をおくれているた

めに今後所得あるいは

雇用の効果を増大させな

ければならない、まだい

ゆる後進といわれている

地域というふうな、大

体二大区分できるかと思

ひますが、開発銀行の

地方開発融資につきましては、

大都市地域及びその

周辺地域を除いた地域に

おいてできるだけ手広く

対象としていたきたいと

お願いをしております。

ただ、重点といたしましては、

先ほど総裁からお

答えいたしましたように、

新産、工特、あるいは

低開発地域工業開発促進

法、あるいは農村への工

業の導入というふうなこ

とに重点を置いて従来は

地方開発融資をお願い

しております。

○広瀬(秀)委員

企画庁の考えによると、

できる

だけ幅広くやつてもら

いたいという要請が現

にあるわけですね。先

ほどお答えになったよ

うに、九

州、四国、中国、北

陸、こういうような四

地域、

あるいはまた低開発

地域の工業促進、あ

るいは新産都市、

産業地振興、あるいは

農村地域工業導入促進

法、

こういうようなものを

重点にいままでやつ

てきたわけ

ですね。これから先、

そのほかにもたくさん

法律があるわけですが、

そういうものには拡大

をしていくという方向

というものは、大蔵省、

開銀はどの

ようにお考えになって

おられるのか、現在

のところの重点という

ものは、いままでや

つてきたところを

そのままいくのか、

あるいはその地域を

広げ、

対象を広げていくとい

うような点については、

どうお考えであるか、

この際はつきりしてい

たきたいと思ひます。

○石原説明員

大体いままでやつて

おります地域

開発融資のやり方、あ

るいは先ほどお答え

申し上げたわけではな

いけれども、本日午前

中も御

議論がありましたよう

に、新全国総合開発

計画というものができ

まして、従来の新産、

工特その他

を中心とした工業拠

点主義というもので

は、必ずしもないと思

ひますけれども、大

規模工業基

地でありますとか、

それ以外のいわゆる

大規模プロ

ジェクトというもの

ができてまいりまし

て、全

国の国土を均衡ある

発展をさせようとい

うことに

相なっております。

その中の一つが、大

規模工業

基地として今回出資

のお願いをしてお

るのもそれ

でございます。そのほ

かにいわゆる大規模

プロジェクトと称す

ものがございまして、

これは大規模

工業基地に比べます

とまだ段階のややお

くれている

ものがあるかと思ひ

ますが、こういうもの

がだ

んだん熟してまいり

ますと、それは地域

開発の非

常に大きなポイント

になるかというよう

に考へて

おります。したが

いまして、たと

えば四十七年度

どうであるかとい

うことであります

が、とりあ

えず本年度お願い

しております大規模

工業基地への

出資の問題でござ

いますけれども、

新全国総合開

発計画のほうに

これにオーバーラ

ップしてまい

って、そうい

うところに出て

くるポイントが

一つ

の

今後のまた重要な

ポイントになるであ

ろう。それ

は必ずしも従来の

新産、工特がこれ

でおし

まいだ

というこ

とではござ

いせん。両

者が重複

をしない

がらそう

いうもの

がだんだ

んふえて

まいると

いうこ

とであ

るかと

考へま

す。

○広瀬(秀)委員

経済企画

庁から出

していただ

いた「大規模

開発プロ

ジェクトの進捗状況

」という

資料によ

りますと、

第一のタ

イプ、第

二のタ

イプ、

第三の

タイプ

と分か

れてお

るわけ

であり

ますが、

第一の

タイプ

という

のは全

国の通

信網の

整備、

ある

いは全

国の高

速幹線

鉄道

網の整備、幹線高速道路網の整備、あるいは大都市内高速道路の建設、国際空港の建設、流通拠点の整備、第二のタイプでは、大規模畜産基地の建設、高生産性稲作地帯の整備、超大型工業基地の建設、大型エネルギー基地、長距離流通網の整備、三大湾圏における流通関連施設の整備、第三のタイプでは、大規模海洋性レクリエーション基地の建設、未開発半島の総合開発——能登半島ですか、それから首都圏、近畿圏における大規模水系の開発、中核都市における高次圏域施設の整備、大都市における防災のための都市改造、大規模ニュータウンの建設、こういうようなものが企画庁から出ているわけです。もちろんこの中で通信網の整備あるいは航空網の整備というのは、別なそれぞれの法律に基づいて、開銀が手を出さなくても済む問題なんでありまして、開銀が手を出さなければならぬと思われれるものは、かなりこの中にもたくさんあるわけです。いま当面、地域開発等の関連において重点的に取り上げていくものは、いま読み上げた中でどういうものがあるわけですか。

○石原説明員 大規模工業基地のことにつきましては、出資に關係してたびたび大蔵省からもお答えしておりますが、それ以外のもので、大規模レクリエーションと申しますか、これは二、三の点で計画が進められておるようであります。それが、はたして広瀬委員がおっしゃいますように開発銀行の融資に親しむものになりますか、まだ、事業主体がどうである、どういふようなやり方である、というようにも明らかでございませんで、申しがたいのであります。この中にはそういうようなものが出てくる可能性はあることだけは申し上げられると思ひます。しかも、これは企画庁からお答えいただいたほうがいいかもしれません、ある程度の地点においては、すでに調査費であります、企画庁もおつては、調査研究を進めておるわけでありまして、これは具体化する時期が比較的近いかというふうに考えます。それ以外の、いま広瀬委員がお

読み上げになりましたものは、大部分が公共投資そのものになるわけでございます。私どもは、それは企業段階でやりますものでございまして、当然いまだ読み上げになりましたものの中には、そういうような部分が出てまいるかと思ひます。思ひますが、プロジェクトそのものとしてやや計画が進みつつあるというふうなものについて申し上げますと、まず大規模工業基地であり、その次に大規模レクリエーションと申しますか、そういうような形になるかと思ひます。ただ、このほうはなかなか事業形態とかいろいろなむずかしい点があるかと思ひますが、もう少し計画が進んでみませんと、はたしてどの程度のものをわれわれの対象として取り上げることになるか、もう少し時間をかけないとわからないと思ひます。

○広瀬(秀)委員 そうしますと、経済企画庁のほうでは、私のところに出してもらったプロジェクトの中では、公共投資のプロジェクトであつて、開銀に乗り出してもらいたいというふうなものはこの中にはない、こういうふうに経済企画庁もそれは当てにしないんだ、それはあくまで公共投資そのものずばりでやっていくプロジェクトだ、こういうことでございませうか。

○下河辺説明員 いまお読み上げいただきました大規模プロジェクトにつきましては、新全統計画の中で項目を明らかにしたものでございすけれども、それを具体化することについては、目下それぞれプロジェクトごとに検討を始めております。新全統計画の中で、いま申し上げたように公共事業であるというものが大部分だと思ひますけれども、半官半民の組織で実施することが適当なものがかなりあるのではないかと、これを私どもの検討事項にしておるわけでございます。たとえば先ほどお話しがありました中でいいますと、開発銀行は大型エネルギー基地を建設するというようなことについては、やはりその役割が大きいのではないかと思ひますし、それから流通港をつくり出すときに、流通関係の施設について開発銀行へお願いする面があるのではないかと、いうよう

なことか、あるいは大規模工業基地をつくり出すときに開発銀行へお願いする面があるのではないか。あとは先ほど総裁から申しましたように、レクリエーション基地をつくるに、はたして開発銀行がどういふ役割を果たし得るかということ、私どもとしても検討してみたいと思つておる事項でございます。その他、地方都市を整備いたしますにつきましても、都市施設の一部は開発銀行になじむ仕事があり得るのではないかと、いうことも考えておりますし、それから大都市の住宅の建設の一部をやはり開発銀行でお願いできる側面があるのではないかと、現在きまつておるものは少ないですけれども、それらを大蔵省とも相談しながら、いま申し上げた大規模プロジェクトの中で、半官半民という形で、公的な制約を受けられるもので、しかも民間でやれるというふうな性質のものは開発銀行でお願いするということを、私どもとしてはさらにくふうしてみたいと思つております。

○広瀬(秀)委員 開銀は、目下のところは、大規模開発プロジェクトの中でもあくまで工業基地重点というふうなものであります、いま総裁も、いま私が読み上げたような中で入ってくるものもあるだろうという予測をされておるわけでありまして、そういう問題については、それが具体化する手続きというものは、どのようなことになるのですか。開発銀行が主体になって、こういうものもやりたいというものがたまえな、あるいは企画庁なりあるいは大蔵省からこういうものをやるべきだということであるのか。結論的に言えば、閣議決定による運用方針ということになるのだが、四十七年度の政府資金の運用方針がまだまづおらぬ、こういう中で、開発銀行としては運用計画をすでに持つておられる。こういうふうな関係は、あつたような関係はあるんだけれども、これはどこが開発銀行に、という方向をまず差し示していくというか、開発銀行のあり方を誘導していくのか、この点、大蔵省どうなんでしょう。

○近藤政府委員 閣議決定の線に基づきまして、個々の具体的な問題は開発銀行の総裁がおきまになるというふうな形で進められるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 閣議決定に至るまで、指導的にどういふものを今度取り込もう、法律の中でどういふように反映を、拡大していこうかというふうなことをやるのは、大蔵省ですか、経企庁ですか。経企庁の要請、そういう点では協議が行なわれるのでしようけれども、責任は一体どこにあるのか。

○近藤政府委員 その段階におきましては、各省間で十分緊密な連絡をとりながら協議をいたして、最終的には閣議ということになるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 次に、海運関係です。最近の経済雑誌の「エコノミスト」を見ますと、「横波に揺れる計画造船」とかというふうなことで、非常に大きく取り上げておるわけなんです、国内船腹が非常に貧弱であつたという戦後の日本において、企業集約を行なつた海運会社に対して長期、低利の資金を貸し付け、あるいはまた利子補給をやつて、自己資金力の非常に弱い海運会社が財政資金をたよりにして船腹増強につとめてきた、こういう歴史があるわけです。しかしながら、海運王国といわれるイギリスをも抜き、さらにリベリアをも実質的には抜いた形で、二千七百万総トンにも及んでいる、こういう状況を今日迎えている。なるほど邦船積み取り比率、輸出、輸入にわたつて、まだ輸出で五〇％ですが、輸入で五四％というふうな、そういう目標には至っていないけれども、四十五年度でも三八・六％、四四・六％というふうなかなりなところまできています。果次におつた計画増船体制の中で、こういう状態まで来ているというところになれば、もうそろそろ開銀のこの面における使命というものは終わつたのではないかと、少なくとももう終わりに近づいていっているのではないかと、こういうふうに思われるわけでありまして、四十七年度の開銀の貸し付け計画を見まして

も、海運に千二百二十五億、前年度で千五百十三億、
こういうことになっておりますから、比重は少し
減っているとはいえないものの、非常に大きな圧倒的
な項目を占めているわけですね。この問題は一体
どのように考えるべきなんでしょうか。私もしろう
とで海運問題をつまびらかにするわけではないの
ですけれども、何かどうもそういう状況を見ると、
これ以上開帳が財政資金をもつて海運界に対して、
ごくわずかな数の海運会社にメリットを与える必
要性はなくなったのではないかと、こういう素朴な
疑問があるわけなんです。この問題については、
どのようにお考えでしょうか。

○石原説明員 運輸省からお答えされるべき問題
であると思いますが、私の承知しています限りの
ことをお答え申し上げます。

広瀬委員がおっしゃいますように、海運業の再
建整備が進みまして、御指摘のように配当を始め
ている会社がいよいよ出てまいりました。ただ、自
己資本比率という点で申しますと、これは一
般の会社の平均がたしか一八%か一九%ぐら
いだったと思いますが、海運会社は一、二、三%に
なっております。おっしゃいますように、
外国に比べて保有トン数は負けないというよう
な形になつてまいりました。たゞ自己資本比率とい
う点から申しますと、まだ低い状況でありま
す。広瀬委員が御指摘になりましたように、た
とえば不況の関係であるとかあるいは為替の平価
の変更の関係であるという点も、御指摘のよう
な点も、なかなかむずかしい時期に当たつてきてい
るかと思ひます。ただ、御指摘のように、だんだん
海運会社も強くなつてきたという点を反映いた
しまして、四十六年度に、現在の五カ年計画の中
途で計画を改定いたしました。利子補給率も小さ
く、この次の四十八年度をもちましてコンテナ船
に対して五厘の利子補給をいたします以外は、開
港銀行の利子補給はやめになるわけでありま
す。また融資比率も、コンテナ船と在来定期船が、六
割六分でありましたものが六割一分になりました

し、その他の鉱石船あるいはタンカーにつきまし
ても、六三%が五二%というふうな融資比率を下
げてまいつてきています。この計画は、実
は四十八年、四十九年まで継続をいたすことにな
ります。この間、年度半ばでいまのような条件に
改定をいたしました。その後情勢の変化に対応し
て融資なり利子補給をいたすというふうなことに
相なつていくわけでありま

今後におきます海運の見通しは、広瀬委員御指
摘のように、たいへんむずかしい時期になつてま
いりました。今後どういうふうになりますか、こ
れは運輸省を中心にして政府がお考えになると思
います。現在四十六年度改定された五カ年計画
のこれから終わりの三年度目のところにあつて、
閣議決定をせられた方針に基づきまして運用
いたしてまいります方針でございます。

○広瀬委員 エコノミストによりまして、途
中から読みますが、量的拡大の時代には、建造希
望量が建造ワクをつねに上回つてきた。だが、四
八年度に建造する二九次計画造船では建造希望量
が意外に少なく、建造ワク(三八〇万総トン)はと
うて埋め切れぬことが確実とみられるようにな
つてきた。そこであつていられるのが造船業界で
ある。各社とも正式の建造契約はあつたものとし
ても、当然二九次船の注文をもらへるものとして
船台をあけて待つていた。造船業界でも昨年末こ
ろまでは、なにごとに大丈夫。景気の先行きがはつきりし
ないから発注が遅れていただけで、半を越せばポ
ツポツ注文が舞い込むと、楽観視する向きも多
かつた。ところが年が明けても情勢はまったく変
わらず、二九次船は予定建造量の三分の一近くに
あつた一〇〇万総トンの大穴があくことは必至と
いわれてゐる。こういうふうに書かれてゐるの
ですね。

がいま来ているということで、しかも開帳の融資
を受けるというふうなことで、特に積み荷保証と
いうようなものなにかがつかまつたというふうな
ことから、非常にこの問題がいままでのような延
長でことを処理し得ない段階を迎えている、こう
いうことがいわれておるわけでありま

期でございます。し、油の関係におきましても
ことにトン数の関係から申しますと、油の關係
があるいは鉱石の關係、石炭の關係、そういうもの
が鉄鉱業あるいは日本の石油産業というものの動
向に支配されるものでありますから、造船業のほ
うは、これは外国の船がございまして、造船業のほ
うは、これは日本がございまして、造船業のほうに
ついて見ますと、非常にむずかしい、判断につけ
にくい状況で、現在のところでは、率直に申しまし
て、いま造船が、おっしゃいましたような実は四
十八年が三百四十万トンというワクを一応予定し
ておるわけでありま

○石原説明員 広瀬委員のおっしゃいましたよう
に、いまこの新年度、四十七年に建造いたしました
計画は、三百四十万トンということになつておる
わけでありま

○広瀬委員 産業開発ということで、たとえ
ば鉄鋼のごときも、かつては非常に傾斜生産とい
うような時代もあり、鉄鋼生産の増強ということ
を非常に力を入れてきた。ところが、いまや経済
情勢の変化によつて、おそらく二割以上の減産体
制をとつて、しかも不況カルテルまでやつてい

というような状況になっているわけですね。造船造船というところで海運増強、保有船腹量の増大というように、あまりに重点をかけて、先行きの見通しを間違えてやり過ぎますと、なるほど目標とするところが、輸出の場合五〇%、輸入の場合五四%というような目標を立てておられる、邦船積み取り比率をそういうところに置かれて、こういうことなんだけれども、そういう邦船積み取り比率というものをそこまで持つていくことによって、鉄鋼が遭遇したような今日の状況、さらにまた、国際経済社会の中で日本があまりにもエコノミックアニマル的であるということで、たとえば邦船積み取り比率をそこまで上げるのだというようなことが、そこまでなつた場合に、やはりパイアメリカンシップとかそういうようなことで、これは日本の場合においても、アメリカは身がつてであるというように、非難をしてきたわけですが、そういうような国際的な非難というものは、そういうような心配もあるわけですね。それに財政資金が利子補給までつけてきて、豊富に過保護的に増強されていくというようなことでは、そういう国際経済の中での摩擦要因になっていくような事態にはならないのかどうか、その辺のところの心配はないのかということについては、運輸省まで来ておりませんので、大蔵省はそういう点のように見通され、考えられておられるのか、その辺のところをお聞きしたいと思うのです。

○近藤政府委員 これは運輸省のほうの考え方を後ほど運輸省当局から申し上げると思いますが、全体としての開発銀行の運営を通じてみましたたいたいの御指摘の問題、これに対する考え方は、私どもといたしまして、大きな方向としては、いまあるお述べになりましたような方向で対処いたしてまいりたいというふうに考えております。海運融資の比率につきましても、先ほどもちよつと触れになりましたが、かなり減つてきております。そういう方向で今後とも開銀融資全体につきまして絶えず卒業生をつくっていく、そ

して新入生を入れていくという考え方、たとえば四十年のピークには海運融資は四四・七%でございましたが、四十五年には三一・三%になり、四十七年度計画では二五・九%に低下いたしておりますが、そういう方向で絶えず洗いがえが行なわれていくべきであるというふうに考えているわけでありま。

○広瀬(秀)委員 お答えは抽象的なわけですが、私も、私はいま海運業界に対する過保護というものが、やはり国際的な非難的になるような時代が、もう近々来るのではないかと気がしてならないわけですね。これは運輸省が来ておりませんのでこれ以上追及はいたしません、その辺のところはやはり十分考えていかなければならないし、やはり保有船腹をどんどん増強していく、それに對する財政援助を厚くしていくという方向は、やはり輸出振興の思想だと思つていいですね。これは輸入の場合でも、邦船積み取りを五四%ぐらに上げて、こういうことにもなつていくようにすければ、いづれにしてもこの輸出振興と結びつた発想だと思つていいです。いま、そういうものが転換を迫られていた時期においては、もうそろそろこの問題については、自前でやつていける海運業、そういうものに仕向けていかなければ、財政資金を安易に得られる、豊富に得られる、なるほど開銀からのいろいろな規制があつたりなんかするけれども、フリーハンドを持たないといううな面もあるけれども、そういうものを受けながらも、やはり輸出増強の波に乗って計画造船に飛びついてきている、そういうようなところから、この海運業自体にも、非常に安易な経営態度といううなものが、やはり自然と出てくるのではないかなといううな面も、これは十分シビアに考えていかなければならぬと思つておられる、したがって、そういう面も十分見きわめながらこの問題をやっていただかなければならぬだろうと思つておられます、その点、政務次官いかがでございますか。

○田中(六)政府委員 そのとおりでけっこうでござい

ございます。

○広瀬(秀)委員 いま海運界では、二十五次計画以前の採算ベースで契約をした運賃でやつてい。そういうものが、やはり開銀融資の問題とからんで、積み荷保証の問題ともからんで、いまになつて運賃改定といううなことを切り出して問題になつておる。しかし、それもなかなか困難だといううなことで、海運会社の利益率、収益率といううなことで、そういうものがだんだん低下して、むしろ苦しい立場に立っているといううなことも、やはり開銀融資の問題、財政の過保護の問題とからんで、船会社自身が世界の運輸市場、運輸の実勢に應じた市況を反映して機敏に経済活動をするといううなことがなかなかできない、フリーハンドを持つていないといううな面などもあつることなどについて、開銀としてはどのように考えられておりますか。

○石原説明員 ただいまおっしゃいますように、修繕費、人件費が上がつておるといふようなこと、かつてある期間に船価の回収が可能であるといふうな計算で荷主との運賃を取りきめましてやりましたものが、その後におきます原価の高騰のためにまかない切れなくなつてきている状況が出てくることは、御指摘のとおりであります。したがって、最近におきましては、若干その辺にゆとりを持たした船価回収の見直しを立てまして、荷主さんと運賃の交渉その他をやつておられる。したがって、近いところできつくりました船につきましましては、何ぶんにも相当保証期間が長いものでございまして、たとえば十年あとにどういふことになるのか、非常に見通しが立てにくいわけにございまして、従来よりは安全率が見られるといううなことに相なつたかと思ひます。ただ、それではそういうような長期にわたる積み荷保証といううなものをやめまして、広瀬委員が御指摘になりますようなフリーマーケットでやつていくといふことではどうであらうかといふことでございまして、御承知のように、海上運賃というのは非常に高下のはなはだしいものでござい

ます。もうかりますときにはもうかりますが、損をするときには非常に損をする。実は今日、古い分はおつしやるように採算がだいぶ割れてきておりますけれども、それでも何年前に十年の積み荷保証を持つておるものでありますから、現在スポットでものを運ぶことに比べますれば、これはだいぶ有利な条件になつておる。私どもはだいぶ前からそういう長期の積み荷保証といふことを申しておりますけれども、海上運賃というのは非常に騰落の激しいものでござい

ますから、巨額の財政資金を融資いたしまして、それがもうかるときにはよろしうございしますけれども、赤字になつたときにはたいへんなことになつて、計画造船を始めましたときには、そういう長期の積み荷保証をもつて大體償還は可能であるといふことでございまして、健全な商売にならないのじやないかといふことでございします。最近におきましては、ある程度まで用船をして、いまのような市場におけるレートで仕事をしておられる面も相当ございしますが、本体はいま申し上げたような長期の積み荷保証である借金に対する目当てはついていないのだといふようなことが、今日海運業がいろいろむずかしい状況になつておるのでございしますけれども、破綻を来さないでやつてきているという状況かと思ひます。したがって、今後とも計画造船制度というもののつきましては、従来の経験にかんがみまして、船価の回収につきましましての安全率の見方を多少変える必要がございしますけれども、やはり基本といたしましては、大量建造といふことであります限り、やはり何らかのそういった安全弁を持つておられますと、財政資金の融資対象としては不適当であらうというふうな考え方をしております。

○広瀬(秀)委員 先ほどもお話が出ましたように、これは高速コンテナ船であるとか、こういう新しい海上輸送における形式が、だんだんこれらの問題としては大きく出てくる問題だと思つ

ですね。そういう特別な政策目的、こういうようなものに海運に対する開銀の融資というものはもう重点を移行して、やはりいままでのような形のものから抜け出す、こういうような方向がとられて当然しかるべきだと思うわけです。そういう点では一体どのようにお考えであるのか。あるいはまた、計画造船が今日、単年度になっておられるけれども、これを五年ぐらゐの期間で海運会社、その期間内ならば自由に好きなときに発注をさせるというようにすることにして、その場合に開銀も融資をしていく、こういうような幅を持った、弾力性を持った運営というものに改めていくべきであるというように意見も、業界からも非常に強まっているというのを聞いておられるわけですが、そういう問題点についてはどのようにお考えでしょう。

○石原説明員 最初は、コンテナ船、あるいはこれは少し先のことになりませんが、LNG船、そういうものに融資の重点を集中していったらどうかというお尋ねでございます。これも運輸省の政策の問題でございますので、私がお答えするのは適当かどうか存じませんが、私の承知しておりますところでは、先般も四十六年度に海運の業況にかんがみまして、融資条件を改定いたしておりました。そのときにも、コンテナ船は融資比率の下げ方が、それ以外の定期船あるいは一般の貨物船に比べますと下げ方を少なくいたしておりました。先ほど申し上げましたように、四十八年度以降開銀の融資に対する利子補給は全廃をいたすことになるわけでございますが、コンテナ船だけは○・五%、五厘の利子補給をするということで、コンテナ船というのはおっしゃいますように相当高速船でございますから単価が高いわけでございます。したがって、そういうような援助をいたし、融資をいたしておられますのは、広瀬委員がお話になったようなお考えと共通したものがあるかと思ひます。おそらくLNGという船ができるように相なりますと、これはコンテナ船よりまたもう一張り高い船になりますから、したがって

何らか特別の措置をいたしませんと、これはコンテナ船同様、普通の船並みには扱えない船であるかと思ひます。ただ、それに集中するかどうかという点になりますと、先ほど申し上げましたが、現在の五カ年計画というものが昨年再出されたばかりだということでもございますので、これはまた四十八年度予算でどういうような見直しの状態に相なるか存じませんが、政府としてはいまのところ開議決定をもつて残りの三年間を遂行しつつあるという状況であります。

○広瀬(秀)委員 どうも私も最初に申し上げたように、海運も、ここまでくれば自前でやっていると、海運に早く終結させていかなければならぬという、これ以上漫然と続けることはもう時期ではない。海運業界のほんとうの体質を強めていくためにも、特定の先ほど申し上げたような高速コンテナであるとか、あるいはLNG専用船であるとか、こういうようなものに移行して新しい海運の分野を開くというように重点を向けて、一般のそれ以外の造船については海運業界が自力でもうやうやう、そしてまたそういう面でも、海上輸送の運賃の非常に高下の乱調子のそういうものにもうまく対処できるように立場で、財政資金の援助ということになれ切った体質からやはり早く抜け出せるような配慮というものが必要な段階を迎えておられる、こう考えますので、その面については十分考えていただきたいと思うわけです。

それから、もうそろそろ時間がありませんので、原子力発電の関係で、四十七年度の運用計画を見ますと、原子力発電に三百七億円出されるという予定でございますが、原子力発電も、四十六年度末で百三十三億キロワット程度にすぎない日本の原子力発電設備を、五十五年には三千二百億キロワット、六十年には六千万キロワットに増加させるという、総合エネルギー調査会でこういう目標を立てられておられる。そうなりますと、もちろんいま開銀が融資されているように、原子力発電の機器メーカー、こういうところに融資をさ

れておられるわけですが、ウラン資源の開発、こういう問題については融資はどういうふうになされておりますか。また開銀はそれには融資をしているというふうなことはないわけですね。

○石原説明員 いま原子力発電の関係におきましては、発電そのものに対しては融資のほかに、原子力の関係機器の融資、これは原子力がだんだん大型化してまいっておりますので、やはり特殊な構造を持つておられるものでございますから、压力容器と申します全体をおおいます容器の関係でありますとか、あるいは中の配管の一部の関係でありますとか、そういうような原子力発電装置そのものの部品と申しますか、その構造の一部の中で、非常に国産化のむずかしい、国産技術を開発してまいりませんとかなかなかできないというふうな部分のいわゆる原子力機器というものが一つ。もう一つは、燃料が要るわけでございますので、これは濃縮ウランをアメリカから入れているわけでございますが、その入れました濃縮ウランを成型と申しますか、細い管の中に入れるわけでございます。その管をつくりまして、その中に入れる、詰め込む。そして原子炉に入られるような形の燃料にするわけでありまして、燃料の成型加工と申しております。あるいは特殊な管でありますので被覆材、その材質が問題でございます。そういうような、いま日本として原子力関係で国産化の非常にネックになっているものに対します融資をいたしております。

それから、お尋ねの後半にございましたウランの関係でございますが、御承知のように、日本はきわめて貧弱なウラン資源しかございません。これは現在動力炉・核燃料開発事業団でございますが、いわゆる動力炉・核燃料開発事業団、このほうで、もとの原子燃料公社のやつておりました仕事を引き継いで国産ウラン資源の開発をやっておられるわけでありまして、これは動力炉事業団自身が政府機関でございますので、金はいらない金ではないと思ひますが、財政資金でまかなわれております。したがって、私どものほうは、融資はございません。

ウラン資源といたしましては、何としても海外ウラン資源に相なるわけでございますが、このほうは海外の仕事になりますので、私どもの融資対象としては取り上げておりません。

○広瀬(秀)委員 石油開発公団では、大体石油資源開発を目的としているものに開銀融資がつけられて、この石油開発公団からは探鉱をやる、自主開発をやるというふうなところへ貸し出されるわけですね。それと同じように、何といたしても先ほど申し上げたような膨大な原子力エネルギーに切りかえていくという、そういう計画を持ちながら、全くウラン資源は日本にはないだろうということが確実だといわれる。そうしますと、そういうものが確実にやはり供給されなければ、そういう目標はとうてい達成されるはずのものではないわけですね。しかもこれはなかなか、むしろ石油資源開発以上に困難な、資源も非常に偏在をしておるというふうなことで、限られた国にしかおそく埋蔵量もないだろうというふうなことがいわれている。そういうものに対して、これはもう本邦の企業がそういう開発に乗り出す、探鉱に乗り出すというふうなものに対して、石油開発公団からそういうところに、石油資源開発のそれぞれの企業に貸し出しが行なわれるような形で、やはり開銀銀行の場合におきまして、その一番大事な資源確保の問題について金を出していくというふうな必要はないのかどうか、これはもう国が全部そういうものについてはほとんど見えていくというシステムになっているのか、この辺のところをちょっと聞きたかったわけです。

○石原説明員 ウランの資源開発の点につきましては、金属鉱物探鉱促進事業団という、これはちょうどいまお話しした石油の場合の石油開発公団に当たりますようなものがございます。これがたしか私どもの記憶では、二、三年前でありましたか、ウランも含むのだというところに相なっておりますので、現在その事業団がそのほうの資金のまかないをいたしておると承知いたしております。

す。私どものほうは、仕事の内容が国内の問題でございまして、海外におきまます問題になりますと、別の政府機関がおやりになるということに相なるかと思ひます。

○近藤政府委員 それから輸入関係につきましまして、日本輸出入銀行の輸入金融といたしまして、カナダのウラン精製プロジェクトに對しまして、最近三カ年間で、四十四年度一億五千万円、四十五年度四億三千万円、四十六年度四億三千万円を電力会社を通じて融資をいたしております。

○広瀬委員 この問題はまた別の機会に譲りまして、その程度にしておきますが、開銀が特定の目的で融資をそれぞれやられるわけだけれども、それに対する監査、目的どおりに使われたかどうか、こういうような問題等については、開銀が独自で監査などをやるか、あるいはまた会計検査院がやるというような事例があるのか、この辺のところは一体どうなっておりますか。

○石原説明員 開銀銀行といたしましては、設備投資の融資をいたしておるものでございまして、これは相當の期間がかかるものもございまして、したがって、申し込みのありました工事が、そのとおり行なわれていくかどうか、これをまず第一に見る必要がございまして、この点につきましては、私どもが資金の交付をいたしますのに、たとえば全体の計画が十億であるということでありまして、まず最初に三億なら三億融資をする。その後、仕事の進み具合を見まして残りを二回にやるか、三回にやるか、一回にやるか、そのときによりますけれども、そういうような工事の進行に應じた資金交付をいたし、そのたびに大工事がどういふふうに行進しているか、計画どおりものができているかどうかということを検査をいたし、でき上がったときには当然竣工検査をいたしております。その後の状況につきましましては、経理的に見て、あるいは仕事ができ上がったところまではできたのだが、その後の模様はどうであるかということにつきまして心配な場合におきましては、私どものほうで特別に監査を

いたします。会計検査院は検査の対象といたしております。

○広瀬委員 大蔵省、いま総裁が言われたとおりなんです。大蔵省としては真に、政府資金である開銀融資というものの正しくそれが使われているかどうかというふうなことに、融資を先に行うこともたまには検査をする、監査をするというふうなことはやらないでいいのかわるか、開銀だけにまかして置いて、十分信頼ができるのかどうか、この点についてのお考えはいかがですか。

○近藤政府委員 御承知のように、開銀法四十二条によりまして、大蔵省といたしましては必要なる報告を徴取しあるいは検査をするというたてまえでございまして、ただ、この検査は、第三項にも明記してございまして、犯罪捜査のためではないということ、相手先にまで立ち入って検査をするという権限はないわけでございまして、しかしながら、開銀の業務の状況その他につきましましては、ただいまお述べになりましたような趣旨で、絶えず監視、監督をする必要はあると考えております。

○広瀬(秀)委員 きょうこれ以上触れようとは思いませんが、やはりいろいろな人から、そういう点で開銀の融資先で目的外に流用して使ってしまうというふうなことが間々あるということとわれわれ聞かされていくわけです。したがって、大蔵省としても、開銀の融資というものが正しく目的どおり、開銀融資の本旨とするところに従って使われているかどうかというふうな問題については、監視を一そう強める、あるいは監督を強めると、企業と密着して、しかも大企業には非常に甘い融資が行なわれて、必ずしも国民の金がある効に目的どおり使われないというふうな疑惑というものがなかなか解けない面があると思うので、大蔵省としてもその点十分注意していただきた、このように考えるのですが、政務次官、最後にその点についてお伺いしたい。

○田中(六)政府委員 ただいま近藤銀行局長が申し上げましたように、開銀法四十二条にそういう規定がありますし、その趣旨に沿って十分やっていきたいというふうな考えでおります。

○広瀬(秀)委員 終わります。

○齋藤委員 小林政子君。

○小林(政)委員 今回の開銀銀行法の一部を改正する法律案の中身というものは、一つには目的の改正であり、そして二つ目には業務範囲の拡充ということ、具体的には市街地の再開発、こういう事業の場合には、分譲施設の建設資金も貸し付けの対象にする。それと同時に、大規模工業基地の建設事業については、出資をすることができるようになった。そしてさらに借り入れ金の限度額を、従来自己資金の六倍であったものを二十倍にする。大きくいえば業務範囲の拡充と目的の改正という二つの問題でございまして。

(委員長退席、木野委員長代理着席)

私は、この中で、特に目的の改正ということで先般来いろいろこの問題については各委員からも意見を含めての質問が出ておるわけでございましてけれども、「経済社会の発展」ということは、具体的にいままでどう変わってきているのか。この問題については、大企業のいままで高度経済成長、こういったようなものの中でいろいろなひずみが出てきているわけです。このひずみについては、過疎だとか過密というふうな問題も出てきておりますし、あるいはその他公害の問題とかさまざまな問題が出てきておるわけでございまして、この中で、とかくいままでおさりにされてまいりました地域開発、こういったようなものが、従来の方針と具体的にどう変わるのか、この点についてまず第一にお伺いをいたしたいと思います。

○近藤政府委員 地域開発につきましまして従来の目的とどう変わるかという御質問でございまして、従来地域開発につきましましての目的と考えられておりましたものは、大体三つに分けられております。一つは、地方私鉄、交通施設等の設備でございまして、それから街路の整備、それから流通施設

整備というふうな、総括いたしまして地方都市機能の整備に当たるもの、それが一つでございまして。それからもう一つは、新産業都市、工業整備特別地域等のいわゆる工業拠点開発の推進、これが第二のグループであります。第三に、地方適地産業の育成、いわゆる地場産業の育成ということでありまして。こういう三つのグループが、従来の地域開発の融資の重点であったわけでございまして。これらの重点はおおむね今後とも踏襲されることになろうかと思ひますが、新全国総合開発計画等の地域開発諸施策等との関連に配慮しながら、最近の地方都市における都市化の進展への適応あるいは過密過疎問題を考慮した工場分散、それから過疎対策としての農村地域への工場導入というふうなことが今後留意されていく面になろうかと思ひます。四十一年度あたりからの傾向といたしまして、たとえば地方都市機能の整備ということにつきましては、四十一年度六十五億円でございしたものが四十五年年度には百一十億円というところでシェアが、比率といたしまして一六・九から二一・三まで伸びております。そういうことで地方都市機能の整備、いわゆる生活環境の向上改善、そういったような方面に今後ともますます重点が移ってまいるといふふうに考えております。

○小林(政)委員 日本開発銀行貸し付け計画という資料をいただきましたけれども、この資料によりますと、特に地方開発の場合には、四十六年度一六・四％、それが四十六年度の具体的な改定の計画では一五・一％で、四十七年度の当初計画では一五・六％ということになっておりますけれども、むしろこれは社会開発あるいは地域開発というふうなことを非常に重視するといふようなことがいろいろと答弁をされておりますけれども、地方開発の割合というものが、いわゆる貸し付け計画の中でも構成比が年々むしろ減ってきている。これがひとつ一体どういふことなのか、この点についてまずお伺いをいたしたいと思います。

○石原説明員 地方開発の比率につきましては、

小林委員御指摘のように、やや下がっているかという点もございませうけれども、これは補正予算がありましてなにかいたしますと、多少数字が動いてくるものでございませうから、大体のところ一五、六%のところでの数年間推移をいたしてきています、こういうわけでありませう。したがって、地方開発の比率がこう逐年低下傾向にあるというふうには考えておりませう。それ以外の費目のふえ方によって影響があるものでございませうから、大体私どもの全体の貸し付け計画伸び率とほとんど並行した伸び方になってきている、こういうこととございませう。

○小林(政)委員 さらにこれまたいたした資料ですけれども、日本開発銀行の地方開発資本性格別の融資実績、これを見ますと、いわゆる四十五年度の地元企業に対する融資あるいはまた進出企業に対する融資割合、こういったものを見てみますと、四十五年度では地方企業の融資は百二十億で、三三%、進出企業に対しては三百四十五億で六六・二%、四十四年度を見ても、地元のいわゆる企業に対する融資というのは百十二億で二四・八%、さらに進出企業に対しては六・九%。何年かずつと調べてみますと、非常に地元企業に対しては融資が、進出企業との対比という点で見ますと、これは相当やはり問題があるんじゃないだろうか。本来ほんとうの意味での地域開発というものは、いままでの高度経済成長のひずみというものをほんとうにこれを地元産業とい

いますか、地元企業の育成という方向に重点を置いて、そして進めていかなければならぬし、したがって自主性というものが相当やはりそこに盛り込まれたという計画であり、内容でなければならぬというふうには私は考えますけれども、むしろこれでは私は真の地方開発ということにならないのではないか、こういうふうには考えませんが、この点についてお伺いをいたしたいと思います。

○石原説明員 御指摘のように、地域開発のうちにおきます中央資本と申しますか、進出資本と

申しますか、それと地元資本、それと提携資本という三つの分け方をいたしておりますが、中央資本の割合が漸増の傾向にあるということとございませう。これは先ほど企画庁のほうからお話もございまして、先ほど工業拠点の開発、新産都市、工業地域というものが法律ができて、そういうところを拠点にして広い地域に産業を開発して、こうというねらいがあるわけとございませう。たとえて申しますと、アルミニウムを生産をいたします、そのアルミニウムに関連をいたしましてサッシあるいは家庭器具の類、そういうようなものがそれに関連して起こってくる。一つのねらいといたしましてはそういう柱と申しますか、中核と申しますか、そういうものが出来ると、それに付随して地方の産業がいろいろ興ってくる。たとえば造船所をつくりましますと、造船所の関係のいろいろな下請けの関係、備品の関係、そういうような関係が興るわけとございませう。

(木野委員長代理退席、委員長着席)

地方の企業に対しては、私どもの方針といたしましては、地方開発融資が始まりましてすでに十年をこすわけでありませう。終始これを優先し、優先するという方針をとっております。したがって、比率はごらんのようにやや下がってきておりますが、絶対額はふえてきているかと思えます。ただ、全体のふえ方に及ばなくて中央資本がふえておる、こういう状況かと思えます。私どもは地場資本、地元資本の企業にできるだけ力を注ぐつもりでおるわけでありませうが、したがって融資比率なども全体の平均融資率は二割少々でございませうが、地元資本の場合は三割ぐらゐになる。融資率の上でも優先してございませう、そういう計画が出てまいりますれば、われわれのほうはできるだけ優先的に融資をするようにいたしております。

しかしながら、全体の地方開発の状況から申しますと、先ほど来お話がございましたような工場の地方分散と申しますか、過密地域からできるだけ地方に工場を分散をする。少なくとも過密

地域のほうには増加をしないという、そういうこととに相なりますと、地方に立地をいたす、それがまた関連して関連産業の立地を促す、こういうようなことがございまして、私どももいたしまして、中央資本に対しては地元資本優先との基本方針は始終変わらないうわけでありませうが、金額的にごらんになりますと、そういうことでございませうし、それがまた長い目で見て地域の産業開発にだんだんとあらわれてくる、こういうふう

に考えておるわけでありませう。

○小林(政)委員 私は、開発銀行の資金というのは一〇〇%政府の資金であつて、しかもその財源はいわゆる零細な財投の資金というものが、一人の国民の貯蓄などが含まれていて、そういうものが資源として充てられているわけですから、大企業の場合には、現在長期の資金、こういうものは相当民間銀行からもうすでに融資ができる、

こういうような状況というものが一貫していままで続いてきていたと思うのです。むしろ長期資金というものをほんとうに必要としているのは、みずから地域の開発を自主的にやるおろか、このところ短期の資金しか借りられない、長期の資金が借りられないというところにこそ地域開発の根本的な問題があるのだらうというふうには考えます。いまこの数字を見てみましても、四十三年、四十四年、四十五年、いわゆるこの進出企業というものが非常にウェイトが高くて、地元の企業というものが私は構成比率というものが非常に少ないという点から考えても、これはやはり地元

の企業を中心に地域開発というものを今後、目的を改正したのでから、それに沿って根本的にやはり返っていく、こういう立場に立つべきだろ

うというふうには思いますし、地域開発がただ単に大きな企業を開発するからというところで誘致をするというふうなことだけではあつてはならないというふうには考えますけれども、この点について基本的な意見、考え方を伺いたいと思ひます。

○石原説明員 ただいまお話がございましたように、中央資本の関係につきましては融資比率を上げておるわけとございませう、おっしゃいますように金融能力が違つてありますから。これは累計の残高で申しますと、地方開発の融資比率は二二・九%でございませう。それに對しまして地元資本は三一・五%であります。提携資本とは地元と中央資本の提携したもので、それが二五・五%、中央資本が一九・六%と融資の比率に差等を設けておし、おっしゃいますような長期資金の調達能力に應じましたような融資をやつておるわけとございませう。なお今後ともこういうような方法で、中央資本でやれるものにつきましては、私どもはできるだけ地元資本に對する援助を強くしていきたいということを考えているわけでありませう。

なお、全体としての地方開発に大企業、中小企業という関係がどうであるかということ、御質問はなかつたわけでありませうが、関連までに申し上げておきますと、地域開発につきましては、貸し付け件数におきまして、資本金十億円に線を超えてみますと、私どもは中小企業というふうな中小企業に對する別途の政府金融機関があるわけとございませうから、そのほうの守備範囲には立ち入らないわけとございませうので、一応十億円というところで線を引いてみますと、四十五年におきまして、件数が十億円未満の資本金のものが七一%、金額におきまして五〇%というところとございませう。これは中央資本も地元資本もみな含んでおりますから、両者を通じての話とございませう。したがって、地方開発の場合におきましては、中小企業のウェイトというものは件数においては相当高い、金額においても半分には達している、こういうような状況とございませう。その点を付け加えて申し上げませう。

○小林(政)委員 私は、やはり政府の金融機関の融資の状況というものを、長期資金を手に入れることができない、こういう地域産業なりあるいは中小の企業というものを對してもっとも、ほんとうに地域開発を自主的に進めていくということであるならば、そこに重点を置くべきではない

いだろか。これはいろいろと御説明がござい
ましたけれども、日本開発銀行のいわゆる一兆
九千四百六十五億円も含めて、国民金融公庫まで
入れて、いわゆる政府系の金融機関というものを、
これの合計が七兆四千八百十億円ですから、そう
しますと、いわゆる中小企業関係というのは大体
三兆六千九百九十一億円、約四八%、数の上からい
えば中小企業というのが日本の場合にはそれこそ
九九%近くを企業の数の中で占めている。こうい
う点から考えますと、ごくわずかな大企業が政府
系の金融機関の融資を約五二%占めていて、そし
て数の上では九〇%を上回る中小企業が四八%と
いうのは、いかにもいままでの高度経済成長とい
うもののあり方というものがどういうものであつ
たかというところを示していると思います。むしろ
数の上で多いこれらの長期資金を借りることが困
難なところにこそ、今後の政府系の金融機関のあり
方というものは重点を置くべきではないだろう
か。当然公共性を持つこれらの機関がそこにこそ
政策目標を大きくやはりウエートを置いていくべ
きではないだろうか、このようなことを考えるわ
けです。この点についてお伺いをして、次に入り
たいと思います。

○近藤政府委員 政府関係機関全体として、
それぞれ分業体制をとっているわけでございます
が、中小企業に対しては中小三機関をはじめ
といたしまして極力資金供給の便をはかるという
ことは、ただいまお示しのとおりの方で考える
べきであらうと思います。

それから開発銀行の地方開発のあり方につ
きましては、先ほど来総裁から詳細な御説明がござ
いしましたが、大企業を通じて、たとえば地方の雇用
効果をふやすという方で行き方地域開発に役
立てる、あるいは過疎対策を行なうというよう
なことも考えられてはいるべきではないか。各
種の機関がそれぞれの持ち味を生かしまして全体
としての調和を保ってまいらうということが必要で
あらうかと存じております。

○小林(政)委員 次に伺いたいのは、大規模工業

基地の建設事業、これにつきまして、大蔵大臣
の認可を受けたものに対して出資をすることがで
きる、こういう改正がされているわけございま
すけれども、これはおもに経済企画庁にお伺い
をいたしたいと思ひますけれども、一体この構想
というものはどのようなものなのか。この点につ
いて先ほど来いろいろと御意見を含めてのそれこ
そ質問が出ておりますけれども、私はやはり、新
全総に基づく国土開発計画、いわゆる大規模プロ
ジェクトといいますが、それこそ苫小牧東部だど
かむつ小川原湖とかあるいは秋田港の関連、こ
ういったものだと、あるいは周防灘とかあるい
は宿毛、志布志港、こういったようないわゆる新
全総に基づく計画というものが重点に置かれて
おりますけれども、一体この大規模工業基地の建
設、この融資は今後ここに重点を置く、いわゆる
むつ小川原湖でやっておられるような、こういう
内容のものにしていくのかどうか、その点に
ついてまずお伺いをしてみたいと思います。

○下河辺説明員 いま御指摘がありましたよう
に、新全総の開発計画の中で大規模プロジェクト
が第三タイプまでたくさんございまして、その一
つとして大規模工業基地の建設プロジェクトと
いうのがございまして、そのプロジェクトにつ
きましては、いま御指摘がありましたように、北東地
域と西南地域を候補地域として調査を開始して
おりますが、その地域の方々の話し合いが進み、
地域の計画がまとまりますれば、その地域の建設
を直ちに促進したいということを考えております
が、その実施にあたって半官半民組織が必要であ
るということになれば、その組織に対して開発銀
行の出資を期待しております。

○小林(政)委員 私は、この計画等については、
具体的にこれからものごとくということ、四十
七年度の具体的な計画については明らかにされて
いないわけですね。したがって、すでにこれは東北
開発公庫を通じて行なわれておりますいわゆるむ
つ小川原湖の開発、この問題を二、三事例を出し
てお伺いをしたいというふうに考えますけれど

も、この内容を見てみますと、むつ小川原開発株
式会社あるいはまた北海道東北開発公庫が資金を
出す、あるいはまた民間企業が相当の敷金を出
す、いわゆる官民の合体というような形でこの計
画が取り組まれているようにございましてけれど
も、このような中で、一体出資は、先ほど来も質
問がありましたがどこに主体を置いて出すの
か、私はこれは問題だと思つたのですけれども、一
体どこへ出資をするのか。しかも、この開発会社
というのは全くの民間の企業であつて、私ども調
べたのを見ますと、相当財界のいわゆる中心メン
バーが中心になって、この開発会社というものを
つくっている。ここにこそ開発銀行を通じて、あ
るいはここへは直接開発銀行の対象ではありませ
んけれども、いわゆるこの公庫を通じて金を出資
しなければならぬのか、この点についてお伺い
をしたいと思います。

○下河辺説明員 むつ小川原の開発につきまして
は、御承知のようにむつ小川原開発株式会社とい
う会社が設立されておまして、この会社は御指
摘のように民間の株式会社でございます。そこへ
半官半民ということで、県と北東公庫で半額の出
資をしております。この出資をいたしました趣旨
といたしましては、むつ小川原の開発といたしま
すのはコンビナートを中心とする工業基地でござ
いますけれども、これは本来企業の施設であるとい
うことが性格としてあると思ひます。しかし、非
常に大規模であるために、その工業の立地がその
地域の社会に与える影響はかなり大きなものがあ
ります。住民に対する影響あるいは公共事業でや
りました施設の影響あるいは環境への影響などご
ざいます。それらは進出する企業の責任におい
て、社会的責任を全うすべきものだろうと考えま
すが、その前提として長期の先行的な基盤づくり
をする会社を設置することにいたしましたわけござ
いますけれども、これについては一部公共事業とい
うものがからむものもございまして、地域の住
民対策にからむものもございまして、完全に民間

にだけまかせてしまふということには私どもとし
てはなり得ないということから、官が半分入りま
して、会社の運営に対して、公共的な立場という
ものをやはり明確にしたいということで、会社と
いたしましては形式上一般の株式会社でございま
すけれども、会社の運営に当たっては、かなり公
的な影響への配慮というものを強くしたいとい
う趣旨で出資を認めることにいたしております。

○小林(政)委員 民間の企業に対して石油コンビ
ナートを中心にして、大工業基地を建設する、そ
れに対して国がやはり出資を行なう、こういった
ようなことは、私は、ほんとうの意味での地域住
民の望んでいる開発につながるのかどうか。
この計画等見てみまして、鉄鋼だとか、あるい
はまたアルミだとか、あるいはまた銅だとか亜
鉛、あるいはまた石油化学、石油精製、いわゆる
こういった企業が一大石油コンビナートをあそこ
を中心にしてつくり上げていく、こういったよう
な計画のもとで、いわゆる六ヶ所村を中心とする
相当多くの住民が立ちのきを要求されている。あ
るいはまた地元のいままで大切にしていた漁業と
いうものが全く壊滅に近いような状態に追い込
まれる。これがいわゆる私は地域住民の立場に立っ
てほんとうに開発をするというそういう中身に通
ずるのかどうか。これは私は大きな問題だろ
うというふうに思ひます。いまのままだとこのよう
なことがやられるということであれば、私は大規
模な公害がある美しい地域にまき散らされること
はこれはもう火を見るよりも明らかだろう、こ
ういうふうに考えますけれども、公害の問題等につ
いては一切心配がないというふうに考えているの
かどうか、これらの点も含めて、この際にお伺
いをしておきたいと思ひます。

○下河辺説明員 東北地方あるいは九州地方とい
う地方につきましては、首都圏あるいは近畿地方
と違ひまして、非常に経済の開発のおくれた地方
であるわけでございます。そのために実際には人
口の若い労働力の流出であるとか、あるいは出か
せぎの人が非常に多いということが、いままでそ

の地域の問題であつたと思います。そのために、水産業あるいは漁業あるいは農業というものの振興が重要であるということ、こ二十年來地域開発としてそういった開発を進めてきたかと思ひますが、まだ不十分で、これから進めていくものもあるかと思ひますが、やはり一つの問題として出てきましたのは、南九州あるいは東九州あるいは東北地方の北部、あるいは北海道というところで、どういう工業化を進めるかということが地域開発の上で一つの問題であるのではないかとひひして思ひますが、御指摘のような、さつき読み上げられたような業種を群集させていかどうかということについては、私たちはある程度疑問を持っております。そのためにどういう業種、規模がよいかということ現在検討しているわけでございます。

公害問題につきましては、実は何段階にもチェックをする必要があるのではないかと考えております。現在基礎調査を始めたところでありまして、マスタープランをつくる段階での配慮、それから企業を誘致するところでの公害防止協定の企業との協定、あるいは立地したあとの実際の監視体制というようなことで、何段階にもわたって公害を防止する対策を講じたいというような考え方であります。

○小林(政)委員 時間がないのでございますので、最後に伺いたいと思ひますけれども、公害問題については、いままで新産都市の場合でもあるいは工業基地の建設の場合でも、地域から相当危険の念や批判が出ていたわけですが、いままではそれらの問題については心配ないというようなことを言ひながら、現実にはほとんどの誘致した企業によつて美しかった自然が公害によつてよごされているというのが現状であろうというふうに思ひます。特に私は鹿島の場合なども一昨日の新聞などを見ますと、カワハギが三トンも浮き上がつて、そして実際に地域では魚もとれない、こういった問題も起こっておりますし、同じ夕刊に千葉県ではもうシジミもアサリも汚染されてしまつて、そしていま大問題を起している。こういったような状態を考えますときに、私はこのような大規模なコンビナート基地を建設して、そして地元の人たちを立ちのかせていく、そして地元の人たちを立ちのかせていくと同時に、このような公害をまき散らさないという保証は何らないというふうに私は考えるのです。むしろ、このままのような形で大工業基地の建設というものを今後進めていくとするならば、これは単なる公害産業の全国への分散にすぎないであらう、このように考えますし、また、今度の工業基地建設というものが実際には産業基盤の造成拡大というものに今後つながっていくものではないか、このように考えますし、少なくともこのような計画は、直ちに私はとりやめるべきだといふふうに考えます。ましてこのような大工業基地の建設というようにものに、国の長期資金を安い利子で長期に貸し出していくというようなことについては、それこそ大企業との癒着がますます大きな問題にならうというふうに考えますし、以上の点については、このような計画あるいは資金計画等については直ちにこれはとりやめて、ほんとうに地域の地場産業といふか、地域の産業開発といふか、自主的なそういうものを基礎にした全国的な計画等をつくるべきではないかといふことを私は強く申し上げて、私の質問を終わりたいと思ひます。

い、こういった問題も起こっておりますし、同じ夕刊に千葉県ではもうシジミもアサリも汚染されてしまつて、そしていま大問題を起している。こういったような状態を考えますときに、私はこのような大規模なコンビナート基地を建設して、そして地元の人たちを立ちのかせていく、そして地元の人たちを立ちのかせていくと同時に、このような公害をまき散らさないという保証は何らないというふうに私は考えるのです。むしろ、このままのような形で大工業基地の建設というものを今後進めていくとするならば、これは単なる公害産業の全国への分散にすぎないであらう、このように考えますし、また、今度の工業基地建設というものが実際には産業基盤の造成拡大というものに今後つながっていくものではないか、このように考えますし、少なくともこのような計画は、直ちに私はとりやめるべきだといふふうに考えます。ましてこのような大工業基地の建設というようにものに、国の長期資金を安い利子で長期に貸し出していくというようなことについては、それこそ大企業との癒着がますます大きな問題にならうというふうに考えますし、以上の点については、このような計画あるいは資金計画等については直ちにこれはとりやめて、ほんとうに地域の地場産業といふか、地域の産業開発といふか、自主的なそういうものを基礎にした全国的な計画等をつくるべきではないかといふことを私は強く申し上げて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○堀委員 委員長の御要望もございまして、いろいろ実は取り残しておる問題もたくさんあるのございまして、少しはしりまして、要点だけを質問することにしたと思ひます。前回出席を求めておりました、質疑途中で議題が変更されましたので、質疑は残りましたほうを先に処置したいと思ひます。

○堀委員 委員長の御要望もございまして、いろいろ実は取り残しておる問題もたくさんあるのございまして、少しはしりまして、要点だけを質問することにしたと思ひます。前回出席を求めておりました、質疑途中で議題が変更されましたので、質疑は残りましたほうを先に処置したいと思ひます。

○堀委員 委員長の御要望もございまして、いろいろ実は取り残しておる問題もたくさんあるのございまして、少しはしりまして、要点だけを質問することにしたと思ひます。前回出席を求めておりました、質疑途中で議題が変更されましたので、質疑は残りましたほうを先に処置したいと思ひます。

○堀委員 委員長の御要望もございまして、いろいろ実は取り残しておる問題もたくさんあるのございまして、少しはしりまして、要点だけを質問することにしたと思ひます。前回出席を求めておりました、質疑途中で議題が変更されましたので、質疑は残りましたほうを先に処置したいと思ひます。

体という理由になつておるのか。これは開銀のほうにお答えをいただくのが適當なのか政府に答えていただくのが適當なのかわかりませんが、少なくともこの間、議論をさせていただいたときに、開銀銀行の場合の資金コストは五コンマ幾らということになつておるわけでありまして、その資金コストであるならば、現在のような金融緩慢のときに、内国債として開銀銀行債が発行できる道が開かれておるわけでありまして、開銀資金に充当することができるところであるから、当然私はこういう際は開銀銀行債を出すことによつて民間資金をも合わせて有効な開銀資金に使うということが適當なのではないか、こういうふうに思ふのですが、どちらからでもけっこうですが、これまでになつていないというのはそれなりの理由もあつたかと思ひますが、今後の問題としてはどうなのかをちよつと伺つておきたい。

○石原説明員 従来は、開銀銀行の債券を出すといひましたれば、いわゆる政府保証債になるかと思ひます。政府保証債は御承知のように、毎年財政計画がきめられましてその範囲内で政府保証債を出しておるわけでありまして、私どものほうは従来その方法によりませんでしたのは、私、そう長く在勤しておるわけではありませんが、御承知のような政府保証債の消化状況であるものでありますから、そこにまた新しい銘柄が加わつて入っていくというよりは、従来政府保証債を出す銘柄が一応ございまして、そのほうはその資金ルート、これは政府借入れ金と両方によつておられるものもあるわけでございますが、むしろそういうようなことは避けて、政府借入れ金一本できたわけでありまして、こういうように承知をいたしておるわけでございます。

○堀委員 理財局に伺ひますが、いま開銀総裁のほうで開銀銀行が債券を発行すればまあ政府保証債になるだろう、こ言われたわけですが、私はちよつとそれは問題があるかと思ふのです。政府保証債というのは法的にはどう規定になつておるのでしょうか、ちよつと理財局のほうからお

答えを願いたい。

○大蔵説明員 ただいま法的にどういうことになつてゐるかという点であります。政府が保証して発行する、要するに公債債という事でございませう。

○石原説明員 ちよつと私、取り違えてお答えをしておりますので、訂正させていただきます。その十八条の条文は社債の応募でございます。私どものほうで債券を出します条文はございせん。したがつて、現行法をもちましては、先ほど政府保証債云々ということをし上げましたけれども、政府保証債を出すという条文規定はございせんので、その道はないということでございます。

○堀委員 いや、いまのは總裁のほうで勘違いをしていらしたからいいのでありますけれども、私はいま開発銀行が世銀債その他の肩がわりをしたということ、結局ある意味においては私は開発銀行といへども債券発行を認めていいのではないかと、こういう考え方に立つてゐるわけですね。

そこでいま私が伺つた政府保証債の法的な意味というのは、ちよつと調べてみたのですけれども、政府保証債とはいかにあるべきかという法律規定というものは特にないと思うのですが、ですから、政府保証債とは一体何ぞやということですね。法律的に何々法第何何項によつて政府保証債といふものはこういうものだといふ何かの規定があるかと思つて調べてみたけれども、どうもありません。だから政府保証債とは一体何ぞやということをお伺ひしたいのです。

○大蔵説明員 先生おっしゃいましたように、政府保証債とは何ぞやという法律の規定はないかと思ひます。したがつて、私どもの解釈いたしましては、その債務の支払いに關しまして政府が保証をしてゐる債券を通例政府保証債、こう呼んでゐるということになっております。

○堀委員 そこでその債務について政府が保証しなければならぬという積極的な理由は何でしょうか。

○大蔵説明員 民間から調達をいたしました資金の支払いに關しまして、やはりその財源に關する信用度を高めるということのために、裏に政府がついてゐるということによつて民間におきまする消化を円滑に行なうということが一つの大きな目的ではないかと思ひます。

○堀委員 私も、いまお答えのように、債券を発行する場合に政府の保証があることが、かつては日本銀行の適格担保の条件であつたこともあつたように思ひますし、いろいろなことでそういう意味ではたいへん役立つというように考へておるわけでありませうけれども、現在政府関係機関が出しておる債券の中には、政府保証債になるものと政府保証債にならないものがある。これは何から理由があつて、政府関係のものが出すものに政府の保証をつけるのと、つけないのが生じておるわけですが、この理由はどうかところで區別をしますので。

○大蔵説明員 御指摘のように、現在各政府関係機関、たとえば国鉄であるとか電電公社であるとか、こういったようなところが民間から資金を調達をいたします際に、政府保証がついてゐる債券と政府保証がついておりません債券と、いろいろの債券、縁故債もございませう、各金融機関が引き受けることのある特別債もございませう、いろいろな種類がございませう。これらの債券が発行されますに關しては、個々の具体的な機関によりましてそれぞれの理由がございませうけれども、こういうものに対しては政府保証をつける、あるいはこういうものに対しては政府保証はつけないというはつきりした明確な理由はないと思ひます。ただし、やはり現実の問題といたしましては、世間に對しましてその知名度であるとかあるいは信用度であるとかいふ点からいたしまして、発行する機関の性格によりまして、政府保証をつけなくても、いわゆる債券を発行いたしましても必要な資金が民間から調達し得る能力がある機関、こういうものは政府保証のない債券を発行することによつて資金を調

達しているものがございます。ただし、その機関が必要といたしますところの全額を政府保証のない債券で調達をし得るかと思ひますと、やはりその裏に政府の保証がついてゐる債券も同時に発行いたしますことによつて、その機関というものの對する信用が、これは具体的な信用ではございませうけれども、要するに、無形の信用と申します。か、そういったようなものがつくので、各発行機関のほうで少なくとも一部政府保証をつけてほしいというような要請もございませう。そういった経過からいたしまして、政府保証がついてゐる債券、ついてゐない債券、こういうことによつて民間から資金を調達してゐる機関は、電電公社なり国鉄なり、そういったものの場合においてはあつたわけでございます。

○堀委員 いまの御答を聞いておきますと、極端な言い方をすると、かなり恣意的に政府保証を幾らにしよう、あとの特別債を幾らにする、縁故債を幾らにする、公債債を幾らにする、こういうことになりかねない感じがするわけでありませう。私はいまちよつと、特に政府保証債といふものの性格といふものが法律的にも明記をされてゐないし、さつきおっしゃつたような債務の履行について政府が保証することによつて信用度を高める、こうあるわけですが、言ふなれば政府の關係機関でありますから、債務を履行できなくなるといふ場合に、もし政府の保証債でなく債務が履行できなくなつたといふときに、政府関係機関に對しての責任といふのは政府にあるのかないのか、そこはどうなりますか。

○大蔵説明員 法律的には政府関係機関、いわゆる国鉄なら国鉄、電電公社なら電電公社の発行しております債務の履行につきまして、要するに支払い不能という事態が、かりに起こつたといつた場合には、法律的には政府の保証がついておりました場合には、政府に關しては責任はないと思ひますが、實際問題といたしましては、その際には政府は何かの方策によつてこれに對して責任のある行動をとらざるを得ないとい

うのが實際ではないかと思ひます。それからもう一つ、ちよつとつけ加へさせていただきますけれども、政府保証のついておる債券とそれから政府保証がついておりませんところの債券の発行の方法と申しますか、これは現実問題といたしまして若干違つたわけでございます。

御承知のように、政府保証のついておる債券の発行につきましては、政府が、具体的に理財局が、国債と同様に公債債あるいは国債の引き受けシジケートと話をいたしまして、その当該年度において発行し、あるいは引き受けてもらふ金額を話し合ひをいたしましてそれを各発行機関に對して私どものほうで割り振るといふ問題がございませうし、政府保証がついておらずから金融機関と話し合ひをいたしまして、一体幾ら発行し得るかという話し合ひを進める、そういう差がございませう。

○堀委員 政府保証債といふものが確かに政府の保証によつて信用度が高いわけですが、いやしくも国の關係機関が出した債券が何かのことによつて債務の履行が困難になつたといふときに、國民に、法的にはそこそこある保証はありませうけれども、少なくとも国の關係機関が出したものが紙になるといふことは私は国自身の信用に關することになりますから、当然に理財局でお答えするように、何らかの方法によつてそれらの國民の受ける被害に對して対処しなければならぬといふのが、私は本来の國としてのあり方だろう、その点はそう思ひます。ですから、そのことは政府關係機関が出す債券といふものの性格は、政府保証債であるうとなかろうと、いまの取り扱ひ上に區別があるところがあるけれども、結果的にはそんなに大きな差はない。差の起きておることは、もしこれを一般公募にするとか縁故債の形にするときには、金利その他の発行条件の問題に多少差がつく。

要するに、政府保証債といふものは、國債のないときには、もう唯一の國が出しておる債券とい

うことになっていたわけでありすから、さつきお話しのようなシンジケートをつくって割り当て、私はこれは本来筋道ではないと思つてゐるのです。シンジケートをつくって割り当ててゐるのまのやり方というのは、これはこれだけ金融緩慢になって、債券の状態が変わつてくれば別ですが、これまで金融がタイトであつたときには、そのシンジケートに参加しておるものが、すべてが好んであれしたかどうかという点については多少問題があるやり方であるわけですが、そういうことであるならば、私は今日金融が緩慢になつてきた状態に即して、できるだけ政府保証債というものは減らしたほうがいいのではないかと、そうしてできるだけ、企業が一般的な公募で債券を発行し得る条件がある以上は、私は政府保証債という名前前で、どちらかといえば金利で発行できる道を特にそういう形でつけないでも、いずれもかなりな企業体でありますから、一般公募の形で、言ふなれば、やや事業債の発想のもとにこの処置をしても十分消化が可能な条件であるといふふうに考へておるのです。

ですから、たとへば国鉄のような場合ですね。現在たいへん経理状況が悪い。一般的な感じからしてもどうも国鉄の経理内容については不安が持たれておる、こういうようなものについては、これはやはり市場性の問題その他から見ても政府保証債をできるだけ充当するのが政策的にも正しい、こう思ふのですけれども、たとえば電電のうちに、独占企業であつて、データ通信その他の情報化時代を迎えるにあつたの、要するに主力産業としての、戦略産業としての立場にあるような企業については、その分も含めて、国鉄のように問題のあるほうに政府保証債を引き当て、そういうところは自力で処理ができるような道を開くこととは筋ではないか、こういうふうな感じがするものでありますけれども、理財局、その点はいかがでしょうか。

○大蔵説明員 一般的な問題といたしまして、私

ども先生御指摘のような感じは持つております。ただ問題は、政府の保証——たとえば電電公社のごとき知名度の点におきまして、信用度の点におきまして、また過去におきまして債券を発行するといふ業務に比較的習熟しておりまう機関の場合には、いわゆる政府保証のついていない公募債といふものを出さうということが非常に適当な時期であるといふ判断のもとに、御高承のように本年度から新しく政府保証のついていない公募債といふものの発行を電電公社に対してやらせるということにいたしておるわけでございますが、その他現在政府保証債を発行しております他のいわゆる機関につきましては、今日まで国鉄を除きましては自分で債券を発行するといふ仕事をやっておりますし、なかなかやはり徐々に、かりにこういう金融情勢が相当長い期間続く、かつ各政府関係機関の力と申しますものがついてくるに従ひまして、そういう方向でものを考へていくといふ基本的な姿勢は一つのとるべき態度ではないかと考へております。

○堀委員 私は、さつき開発銀行について触れましたが、要するに財政資金といふものには限りがあります。この財政資金をいかに効率的に運用するかどうかといふことは、やはり現在の財政投融資の中で非常に重要なファクターだと私は思つておりますし、同時にたとへば開銀なんかの場合でも、幸いに資本金あるいは利益剰余金といふものが、そういうものの内部資本がわりにあるために、この間も同つたら、五割台のコストのあるといふようなところは、私はやはりこの際いまだと、十年の債券を出されてもそんなに高いコストはかからないから、そんなにいいもの、全体が五・一％でありましたか、幾らのコストといふこととなら、それを少しまでも十分処理ができることとなるのじやないか。そうすれば、それは国庫納付金は減るかもしれませんが、それは国庫金が減つたにしろ、それから生じてきた財政資金の余分のものはより効率的の低いところ、実際には出資その他が十分にいつていないと

ころに持つていくほうが、財政投融資における財政資金の効率的運用ということになつてくるのではないかと、そのことはやはりいまの電電公社のほうに、もう私はこれは政府保証は必要がない、こう見ておるわけですが、この前、電電公社がアメリカで外債を発行したときにも、アメリカにおける評価は、政府の機関だからということではなしに、電電公社という企業に対する信頼というものが、アメリカにおける電電債の発行に非常に有利に働いた、こう理解してゐるわけですが。

それらの点からは、開発銀行を含めてやはり今後少し金融緩慢の状態がどうなるか、これはわかりませんが、しかし、私はしばらくは金融緩慢の状態が続くだろうといふ見通しに立つておるわけでありす。日本銀行の短期経済観測を見ましても、昭和四十七年度の設備投資は、工事ベースでは昨年に比べて二・八％減、支払いベースで六・三％減、大体これまでは工事ベースはともかく、支払いベースといふのは過去からの押せ押せで残つてきておるもので、なかなか設備投資の支払いベースが減るというようなことは考えられなかつたわけでありす。この二年続きのこういう設備投資の低調な状態が続いておれば、当然過去における支払いも終わつてきて、ようやくここへ来てみると、支払いベースのほうがかえつて工事ベースよりも減が大きくなるという日本銀行の短期経済観測が出てきておることから見ても、私は当分日本の場合に、この前も申し上げましたけれども、大型の企業の設備投資が非常に活発になるなどといふことは、ちよつと考えられない。同時にそれでは外為会計のほうで非常にこれが揚げ超になるという情勢に急になるかといへば、これもなかなかいまの情勢からしてそう簡単に期待できないといふことになると、やはり金融緩慢といふのはしばらく続くといふのが正しいのではないかと。そうすると、この際やはりその新しい体制に依じた債券発行のあり方といふものは考えられたいのじやないかと思ふのです。

証券局にちよつとお伺いをいたしますけれども、たいへんいふ品がすれになつてきて、十年の電電債ですら流通金利が七割を割るという状態に大体来ておるよに思ふのですけれども、この場合にしかしやはり債券、公社債の問題としてひとつ考えなければならぬのは、これは私もここで何回か申してきましたけれども、やはりある程度ロットを大きくすることと期間が長くなるということが公社債市場の中で求められておる一つの問題点だと考へております。ところがなかなかさうロットが大きくも、事業会社その他でも現在なかなかさういふあれができないけれども、幸いにして電電公社といふものは非常に多くの債券を発行できるわけですから、そういうところが特にこれまで繰越債その他のほうは七年を出しておるのですが、当然そこは十年のこれまでの加入者債券と同じようなものをかなりのロットで市場に出すといふことは、私はいまの債券市場問題としてはかなり有効な、いい影響を市場に与えるし、同時にそのことは電電公社の資金調達においても将来に新しい道を開くといふ意味ではないか、ん好ましいことだといふふうに思ふのですけれども、証券局に聞か、そのらの債券発行の今後の望ましい姿、それについてはどう考へておるか、お答え願ひたい。

○大谷説明員 ただいまお話しのように、流通市場を考へますと、何といひましてもロットが大きといふことが一つの前提だろと思ひます。かつた資金の調達の側からしますと、長期の設備資金等であればなるべく資金の長いほうがよろしかろう。その意味におきまして、ロットが大き、期間が長くなることは非常に市場のために好ましいと思ひます。かつまた現在の金融情勢からいひますと、相当受け入れ能力があるわけでございます。それが長期にわたつては何とも申しかねますが、目先のことを考へれば、ある程度の受け入れの力があります。その場合には電電債といふのは一つの有力な候補になるであらうかと思つております。

○堀委員 ちよつとあとの問題もありますから、もう一言伺つてこの問題を終わっておきたいと思うのですが、私は債券というものの性格は本来が公募であるというのが原則だ。これは国債でも市中消化を原則とする、こういう表現を使われておるのではありませんか、債券の発行というのは、これは民間なら当然公募でありますけれども、政府及び政府関係機関であっても、本来筋道としては私は公募が原則だ、こう思いますが、これは理財局、証券局というふうにお考えですか、お答えを願いたいと思います。

○大谷説明員 受け入れサイドの市場側から考えますと、そのほうが好ましいと考えますが、ただ公募しない場合、どういう理由から公募にしないか、そういうこともあわせ考える必要があるものと思います。

○堀委員 それはいいのです。原則だけ。

○大谷説明員 一般論としてはそのほうが望ましかろうと考えます。

○大蔵説明員 一般原則といたしましては、証券局と意見は相違はございませんです。

○堀委員 要するに、この問題は明日通信委員会問題にするわけでありませうけれども、原則は公募がたてまえということは、私はこれはもう債券発行の、これは経済原則としてそのとおりだと思います。ただ公募をしたくても金融情勢その他からその企業が期待をする金利で公募が行なえない場合、そうしてそのことが資金調達に国民的な一つの政策目的としてどうしてもやむを得ないという場合に、問題は次善の策として立法その他によつてある程度強制的に債券を国民に持たせるといふのが私は第二段における公募と加入者債券というふうなものの関係が生じてくる一つの理由になるのだ、こう思っているわけですね、ですから、そのことは本来は公募が原則だけれども、資金調達上の客観情勢に基づいてやむを得ず国民に強制をして債券を持たせる、ところがもし強制をしなくても公募で行なえる情勢が開けてくるならば、できるだけそれらの問題は公募で処理をし

て強制する部分をはずしていくというのが、いまの二つの原則からすれば当然の論理的な帰結だ、こう考えるわけでありませんが、それについてはどう考えるか、ちよつと証券局、理財局で答えていただきたいと思います。

○大蔵説明員 ただいまの先生の御質問は、電電公社の加入者債券に關しての問題でございませうか。

○堀委員 電電債という個別問題じゃないのですけれども、要するにいま原理原則の話をしているわけですから、具体的に言えば電電加入者債券になりませんが、そういう個別問題とは離れて、債券を国民に強制的に持たす場合はいまの電電加入者債券のようなものなんですね。だけれども、この加入者債券を持たすということは公募ができないという条件との関連でこうなっているわけだから、原則は公募ですから、公募ができるにつれて、まあこれまでですと公募はこのぐらいで強制がこうだ、こつちでこれだけだ、こんでできるのだから、当然これはこつちを下げていいではないかというところですね。その下げる範囲というのは、公募が可能な範囲ですね。公募が可能な範囲はこつちを下げることで可能になる。だから原則が生きてくる。ただし、また金融情勢が変わつて公募ができなくなつてくると、当然今度は原則でないほうのエクスキューズのほうが生きてくる。こういうことになるというのが経済的な原理からした要するに公募と強制割り当てというものの性格ではないのかという論理の質問をいま伺つてい

るわけですね。

○大蔵説明員 先生の御質問はよくわかりましたけれども、私は債券発行の問題それ自体資金調達の方法のごく一般的な原則論から申しますと先生のおっしゃるとおりだと思ひますが、ただ電話加入者債券という特定の事柄、すなわち一方において非常にその需要があり、それに対して需要に應ずるためには相当多額の資金を調達をしなければならぬ、しかも電話という特殊な性格からいいたしまして、個人的な受益の対象がほかの公益事業

に比較いたしまして非常につきりしているものが対象である、こういうふうなもので、強制割り当てと申しますけれども、いわゆるそういう制度を前提とした需要が、電話をつけるためにはその債券を引き受けなくてはつかないんだという制度を前提とした需要が非常に強い、こういう背景が電話の場合にはあるわけございまして、こういったことからいいますと、一般的にはまさしく先生のおっしゃる原則だと思ひますが、この制度それ自体に關しましては、いますぐにこういう制度を實行できるかどうかという問題に關しては、また別の判断も加えざるを得ないということではないかと思ひます。

○堀委員 電電債の具体的な問題は明日通信委員会で聞くつもりなんです。きょうは要するに、これは大蔵委員会ですら債券論をやっているわけですから、債券一般論としてはいま私が申し上げたように公募ができる範囲は強制する部分を減らす、公募ができなくなつたらその分だけ要するにある一つの企業の資金調達の計画としての一定のワケがある、その中で二つのバランスがとれているわけでしょうから、これまでではゼロであつたけれども、電電公社に例をとれば公募債というものを考えよう、それは客観情勢の変化があるからそういうことが出てきているわけだから、その客観情勢の変化が長く続いてくれば、よりこつちで債券が消化できるにもかかわらず、その全体としての債券市場をにらんでなお消化余力があるにもかかわらずそちらにしないで片方で強制のほうですというものは債券発行論からするとおかしい、こういうことを大蔵委員会ですら債券発行論としてきょうは議論をしておるわけなん

で、その点は同じだとおっしゃつたので、そこまですべて本日の債券発行の議論は終わつて、あとの具

体論は明日の通信委員会です、こういうことにな

るわけでありませう。

その点、以上で終わりますので、証券局と理財局はけつこうです。

四十二年でありませうか四十二年でありませうか、阪九フェリーという会社が設立をされて、開発銀行がここに融資をされておるといふ事実があると思ひます。この融資に關して、開発銀行から出向者がこの会社に出向をされたように聞いているのでありますが、ちよつとその経過について開発銀行からお答えをいただきたいと思ひます。

○石原説明員 昭和四十三年の十一月十五日に当行を退職いたしました、いまおっしゃいました阪九フェリーに——ちよつと時間が前後しますもので、こういうことを申し上げます。四十三年の五月の二十五日に出向でまだ身分を保有いたしました阪九フェリーの会社に参りまして、その後、常務取締役になつた人間がおるわけでありませう。

○堀委員 これは出向したのはいく日ですか、始まりは。

○石原説明員 失礼いたしました。五月一日付をもつて同社の総務部長に出向いたしました。五月二十五日に依然として出向の身分のままで常務取締役に参り、先ほど申し上げました十一月十五日に本行を退職いたしました、こういうことでございませう。

○堀委員 政務次官、実はこの前私、出資の問題を取り上げて、開発銀行がこれから出資をする際に開発銀行からいふゆる天下りの人が派遣をされることについては誠に憤りを感じたい、原則としてそういうことのないようにしたい、という政務次官の御答弁をいただいておりますが、私はそのときには出向はいいです、こう言っているわけですね。出向といふのはあるところへある銀行から人が行つて、そしてその関係会社の監督なり指導なりを行なう、また帰ってくるというのが私は出向といふことばの内容だと思ひます。出つたばなしといふのは出向と言われないだらうと思ひます。政務次官、その点いかがでございませうか。出向といふのは本来行つて帰ってくるものが出向だと思ひますが、いかがでございませうか。

○田中(六)政府委員 そのとおりだと思ひます。○堀委員 そこで、出向しておる者がその会社の

総務部長になることはこれはかまいません。出向中の業務を遂行するための役職ですから、それはかまいません。ところが、出向中にその会社の役員である常務取締役就任するということはこれは会社の役員になることですね。職員としての出向はあり得ても、その会社に役員を送りつけるということは、これはもうその時点で出向ではなくなっているのではないかとおもうのですが、この点について政務次官、どうお考えでしょうか。

○田中(六)政務委員 そのとおりだと思います。

○堀委員 私は、政府機関である開発銀行が、自分の銀行から出向中の者が常務取締役に就任することについて何らかの照会を受けたのか、もし照会を受けたならばその会社の役員となることに付いて、出向者がなることが適当であると判断をして認めたのかどうか、この点についての見解を開発銀行にお伺いいたします。

○石原説明員 先ほど政務次官がお答えになりましたとおり、出向というのは原則として職員であって、役員になる者は出向扱いでなくなるといふのが原則であると思います。ただ、これはほかの例を民間銀行の場合などをとらんにしてもそうかと思うわけですが、私どもの場合にも例外的には役員であつてしかも出向である。しかもこれはある程度の期限をつけて帰すという前提、その後の情勢で帰らないことになったということもございします。そういうこともございしますが、ただそういうようなケースがあるというのを私は申し上げておりますので、ただ、この場合におきましては十一月十五日と五月二十五日、ちょうど半年ほどの時間がございしますが、この場合はむしろ何らかの事務的手続の関係がありまして、私も時期のことをいま正確に覚えておりませんけれども、そのためにおくれたので、私が申し上げたような出向でしかも役員でいくということが例外的にはあり得るのだという例として申し上げたわけではございません。ただ堀委員のお話がそうだったのでございしますから、私も少なくとも原則として役員になりますとき

には退職をして出向を解くということにいたしております。

○堀委員 私はいまこの問題が内部的事情がいかようにあったか知りません。しかし、五月一日に総務部長で出向した者が五月二十五日に常務取締役に就任したということは私は偶然でも何でもありません。当然何らかのその取りきめがあつたのではないかと。それが十一月十五日でありますか、退職したということでありまして、開発銀行の出向というものは身分は開発銀行の職員なんですね。行きつぱなしではなく出向ですから、身分は断続的ではなくて開発銀行の職員である。それがあつた一つの企業へ行ってその業務を兼務するというような業務上の兼務であるべきであつて、本来特に政府関係機関の人の場合は退職金その他のいろいろな関係もあるでしょうから、出向というのは本来的に開発銀行の職員身分だと思ふのですが、その点はいかがなんでしょうか。

○石原説明員 出向というのは身分が残つておりますから、したがつて、おっしゃいますように退職金の関係その他通算をいたすということであると思ひます。その点はおっしゃるとおりでございます。ただ先ほど来申し上げておりますように、先方の希望で、ある期間でいいから人をくれという場合がございします。そういう場合に役員で出向をいたしますケースがございします。そういう場合におきましては通算はいたす。しかしもと三年で帰つてくる、あるいは四年で帰つてくる、まあ二期やれば帰つてくるというようなケースもございしますから、堀委員のおっしゃる非常にそこが、けじめが非常につきりしているというわけではないのです。原則は全くおっしゃるとおりであります。

○堀委員 いまの役員で出向するときは初めから役員としていくことになっているのじやないですか。もちろん取り扱ひ上です。向こうの取締役会の時期によりまして役員として出向する

ことにきまつていたけれども、それは初めは役員でなかつた、取締役会の時期に役員になった、これはあると思うのです。いまこのケースは初めから役員として出向させるということであつたのでしょうか、これは単なる出向だったのでしょいか、どちらでしょうか。

○石原説明員 いま私、この場所ですらだつたかというところはお答えしたいわけではございませんが、堀委員の御指摘のように、総務部長になりました時期と常務取締役に就任した時期と非常に接近をいたしておりますから、私はそういう意味では最初からそういうような含みであつたかというように推測をいたしますけれども、具体的事実を確かめてお答えをいたしたわけではございません。

○堀委員 この問題はきつて重要でありますから、再度ひとつ質問をさせていただきますので、具体的事実を明らかにしてお答えをいただきたいと思ふのであります。

そこで私は、非常に疑義を持ちましたのは、もう一つ実は内部からこういう話を聞いておりますので、お調べをお願いいたしております。当時この阪九フェリーという会社は創立間もなくの会社でありましたので、社長、専務等の代表権を持っております役員も、給与については会社草創のときでもあるのでできるだけ会社に負担をかけたくないというところで低い給与を取つておつた。ところが、私が聞いたところによると、開発銀行からの出向者については年収三百万円を取り扱つてもらいたいという条件がついてきた。そこで、開発銀行から多額の融資を得てこの会社がフェリーボートの建造を行なうという事情にあつたので、当時の社長、専務よりも高い給与をもつて開発銀行の出向者を迎へましたというふうに関係しておるわけでありまして、四十三年五月当時における会社の社長、専務の給与は一体いかにあつたのか、ひとつこれを調査をして御報告をいただきたいと思ふのです。もしこれが事実であるとすれば、開

行の出向者が、その出向を受ける会社の最高の給与を受け取るべかりし社長及び専務、代表権を持つ者よりも高い給与でそこに出向したということであるならば、これは私は、政府関係機関として許すべからざる重大な問題だと考へるわけでありまして、この点はひとつ精細な調査をして当委員会に御報告をいただきたいと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○石原説明員 御指摘の点は精細に調査をいたしまして御報告を申し上げますが、一言おこたを返すようでございますが、申し上げておきますが、新設会社の場合に、これは私どものほうから出ます場合以外でもそうだと思うのでございしますが、給与の目安というものがあつて、それには一体その人は前機関においてどの程度の収入があつたかということが一つの目安であらうかと思ひます。そのままで行く場合もございしますが、そうでない場合もございします。したがひまして私どものほうは、この具体的な場合につきましては精査した上で申し上げますが、当然年収が幾らであつたかということはお伝えをしてあると思ひます。それが新しい会社側において一つの目安になるということであらうかと思ひます。

それから、第二に申し上げておきたいのは、社長、専務との給与の差でございますが、これも調べました上で申し上げますが、やや一般論を申し上げるという意味でお聞き取りをいただきたい。それは、この場合はおそらくさうだつたと思ひますが、新設会社の社長になられる方はしばしばほかの会社を兼務しておられる場合が多いわけでありまして、したがひまして、そのほうで相当な給与を得ておられます場合には、いま堀委員から御指摘がございましたように、新設会社でございしますので、このほうからもう半分は少なくないといふ場合があるかと思ひます。はたしてそういうことでもありますかどうか精査した上で申し上げますけれども、したがひましてそういう場合には、一方所にいわばフルタイムで働いておられます者と、それからまた他に兼務してお

られて収入がある場合には、一番極端な場合には、これはいまの会社と全然関係がございませんけれども、一般論として申し上げますと、社長や会長で無給であるという場合があるわけございまして、やはりそこ一カ所に収入を依存しておりまして、おっしゃいますように社長、専務に比べて常務のほうが給料が多いというのは、これはまさに異例であつて、あるいは許すべからざることもしなければ。ただしかしながら、いまのような特殊な条件のもとにおきましてはそういう場合もあるいはあり得る、こう思いますので、とりあえずそのことだけ申し上げまして、いずれ精査した上でお答え申し上げます。

○堀委員 ちよつと伺いますが、開発銀行の給与というのは、私もよくわからないのですけれども、支店考査役という者の一般的な給与は月額大体幾らですか。年収幾らですか。——一般論としてでけっこうです。

○石原説明員 ちよつと覚えておりませんので、これも精査した上で申し上げます。

○堀委員 理事の給料というのは幾らですか。(総裁の給与を聞けよ)と呼ぶ者あり(総裁はちよつと別なので、理事の給与だけ)……

○石原説明員 一つ申し上げておきますが、新設会社の場合には給与というものがいいわけでありまして、それは、いきなり営業成績が非常にいいというものもございませぬけれども……したがって、私どもが幾らもらっているかというのを申し上げるのには、これは期末手当とかそれ以外を含めまして、いわゆる月収というものはございませぬ、したがって総額で幾らである、こういうことでございませぬから、この次に申し上げます考査役は幾らであつたかというようにのことにつきまして、その意味でお聞き取りを願いたいということでございます。

○堀委員 開発銀行といつたらたいへん行き届いたところで、人間を志向させるときには、新設会社の場合にはボーナスがないから、ボーナスを含

めた基準給与で派遣をする、そうすると当然、会社が少しくなつてくれば、これは基準給与でしようから、それにプラス、ボーナスがついて、たちまち役員としてはたいへんいい給与の待遇を受けるようになる。ひがみかも知れませんが、いまでも、いまの御答弁を聞いておりますとそういう感じがいたすわけでありまして。

そこで伺いをいたしたいのは、開発銀行ができましたから今日まで、職員として退職をされた方は一体何名で、そうしてたとえば興業銀行、日本銀行等から本行に転出されてこられた方何名、それから企業に就職をしておられる方が何名、企業に就職をした人が何名、企業に就職をした人の中で開発銀行が融資をしておられる企業に就職をした人が何名で、過去において融資の關係のなかつた企業に就職をしておられる方が何名か、ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○石原説明員 いま手元に資料がございせんので、精査いたしました上で、そのときに申し上げます。

○堀委員 いずれも精査をしてから御答弁のようでありますので、私の質問はこれから前に進めません。委員長、いかがいたしませうか。

○齋藤委員長 ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○齋藤委員長 速記をつけてください。

○石原説明員 四十七年三月末現在で調べました数字でございませぬが、退職者、これは次長あるいは次長に該当する職以上の者、役員で二十八名、職員で九十名、合計百十八名。そのうち向こうから派遣せられた、役所でありませぬと銀行であります、そういうところから派遣をせられた者で帰った人が役員で二十二名、職員で二十三名、合計四十五名。それに対して当行融資先の会社に参加した者、役員で五名、職員で四十五名、合計五十名。それから就職してない者が役員で一名、職員で一名、合計二名、その差は多少あると思ひますが、融資の關係のない企業に就職した

ております。いま堀委員から御要求のありました数字を申し上げます。

○堀委員 就職してない者が職員が一名というのは、やや正確でないではないでしょうか。

○石原説明員 失礼いたしました。三名であります。

○堀委員 そうすると、これだけではちよつとわかりにくいんですが、職員は退職者が何名でしようか。

○石原説明員 職員の退職者は九十名であります。

○堀委員 職員の退職者が九十名、それからいまの出向で帰られた方が二十三名、就職してない方が三名、合わせて二十六名になります。ですから二十六名というのを差し引きしますと、これは六十四名が要するに就職をした、こういうことであります。六十四名が就職をして、その中で関連企業へ行かれた者が四十五名と、こういうことのように、融資残のある会社以外にも、要するに過去に融資をしたことのある会社というものがほかにあるのではないかとと思ひますが、その点はいかがでしょうか。

○石原説明員 一社でございます。

○堀委員 そういたしますと、要するに六十四名中四十六名が融資先に就職をした、こういうことになります。

○石原説明員 ちよつと正確に時点を調べてみないとわかりませんが、就職をした時期にはまだ融資残が残っていたかと思ひますから、それで一名と申し上げましたが、あるいはそのときに融資がなくなつておつたかどうか、ちよつとそれを確かめてみます。

○堀委員 大体開発銀行から退職をして企業に就職をされた方は六十四名あります。そして、いまのお話の正確でないのを除けば、四十五名は融資残のある融資先企業に就職をした。これは割合として見ると、約七割を少しこえるわけですね。一体これ、民間はさておき、大蔵省でずいぶん退職

をされておられると思うのですが、いろいろ問題になる天下り問題というのでも、七〇%も問題になる天下りといわれるような人がいるかどうか、これはちよつと官房の人か秘書課長がいなきやわからぬでしょうが、近藤さん、前に秘書課長としておられたことがあるわけですから、感じとしてはどんなものでしょうかね、大蔵省の場合です。

○近藤政府委員 公務員規則の関連もございまして、ただいまお述べになりましたような率にはならないかと存じます。

○堀委員 私は、実はこの間政務次官に、出資をしたものに就職をする場合にも原則としてはそういうことのないようにしたいんだという御答弁をいただき、その時点では私は、このような形で開発銀行が融資先に就職をしてはいるなどとは毛頭思つていなかったんです。たまたま調査をいたしておりました中からその事態が明らかになつて、私も実はたいへんに驚いておりました。もちろん開発銀行総裁は、この前もお話しになりましたように、国の財政資金を融資をしたんだから、それが適切に運営されるために一つの開発銀行としての監督が必要だということとはわかりません。しかしその監督は、人間を入れなければ監督ができないというのなら、私は開発銀行としては怠慢のそしりを免れないのではないかと、それが一点。

第二点は、出向者をもつて措置すれば十分足りるところに、ともかくかようにたくさん関連企業に地位を利用して押し込んだ就職のような感じがしてならないのであります。私が、その端緒となつた阪九フェリーの問題について聞いておりますところでも、阪九フェリー側としてはさつき申し上げたように、三百万円の給与でこの人を取りなさいと言われて、これを断ればあとの開発銀行の融資については非常に困難があると思ふ。当時この阪九フェリーは、日本興業銀行に対して人の派遣を依頼しておつたけれども、開発銀行からの申し入れによつて興業銀行からの派遣を断つて、開発銀行からの人を受け入れたというふうに

実は聞いておるわけでありませう。

この阪九フェリーというのは、協調融資はどことどこでしょうか、ちよつとお答えをいただきます。

○石原説明員 長期信用銀行、三井銀行、商工中金、興銀というわけでありませう。

(委員長退席、山下(元)委員長代理着席)

○堀委員 やはり興銀が協調融資の中に入つておるようでありませう、話の経過としては符合するものだと思うのでありますけれども、私はこの際ちよつと資料を当委員会に——当委員会というのが適切でなければ理事会でもけっこうであります。御提出をいただきたいと思ふのであります。それは先ほどの問題にも関連をいたしまして、これらの四十五名の方が出向なり就職をされた時期、その企業の融資金額、融資の時期、その後の融資の経過、さらにいま問題になりました、その企業に就職をされたときの給与、開発銀行において受けておられた給与との関係、これらを四十五名について精細な資料を当大蔵委員会の理事会にひとつ御提出をいただきたいと思ふます。

本日私の質問はここまでさせていただきますが、私はこのような開発銀行が行なつておられる就職のあり方については、きわめて問題があると考えておるわけでありませうから、これらの取り扱いについては以後大蔵委員会の理事会において、ただいま私が要求いたしました資料が提出をされました時点で、理事会においてひとつ協議の上、委員長において何らかの大蔵委員会としての考え方をさめていただいて、大蔵省を通じて開発銀行に指導をされるように希望をいたしたいと思ふますが、いかがでございますか、委員長の見解をお伺いいたします。

○山下(元)委員長代理 資料の提出を待つて、理事会において協議の上善処いたしたいと思ふます。

○堀委員 政務次官、そこでいまここまで参りましたことについて、これはやはり監督官庁である

大蔵省の政務次官としてどのように感じにない、以後資料の提出を求めて、理事会等においても、これらの問題の取り扱いについて検討をいただき、院としての考え方は、院として政府に対して申し入れをしていただくということにいたしたいけれども、大蔵省の責任者として、この問題についての見解を承りたいと思ふます。

○田中(六)政府委員 憲法によつて就職の自由といふことはありますので、その点は考えなければいけません。ただ、いま堀委員の御指摘のように、監督すべき立場の方が出向したり、その地位を利用して就職をしたということが現実的にあるならばこれは問題でございますし、当委員会の問題とともに十分問題になり得るというふうに思ふます。

○堀委員 委員会として、これについての対処もお願いいたしますが、あわせて大蔵省としてもこれらについてはひとつ監督官庁として十分精査の上、必要にして十分な指導を行なつていただきたいと思ふのであります。いかがでございますか。

○田中(六)政府委員 堀委員の趣旨のとおりにしたいと思ふます。

○堀委員 それでは、私の質問は、一応資料はまだあとに残つておりますから、ここまでで保留をさせていただきますと思ふます。

(山下(元)委員長代理退席、委員長着席)

○齋藤委員長 竹本孫一君。

○竹本委員 簡単明瞭に御答弁をお願いします。

開発銀行の発展の歴史の中で、それぞれの段階において融資先の重点があると思ふのです。その段階ごとの重点の変遷はどうであつたか、そのことについてお答えいただきたい。

○石原説明員 開発銀行ができてからちょうど二十年になるわけでございます。最初の時期には、石炭、鉄鋼、電力、海運、その四つ、いわゆる基幹産業でございます。それに対して八割ないし九割の融資をいたした時期もございます。その後、機械の振興事業、あるいは石油化学であり

ますとか、いわゆる産業の高度化という時代が出てまいりまして、そういうようなものの融資が大体三十年代の初期くらいからだんだんふえてまいりました。それと同時に、昭和三十四年であつたと思ふますが、先ほど詳細な御質問のありました地域開発、後進地域の開発促進法から始まりまして、幾つかの地域開発、地方開発というものがそれに加わりましてたつてございます。そのころから三十年代の後半にかけまして、四十年代にわたつて今日まで残つておるわけでありませうが、開放体制に基づきます産業体制の整備という問題、いわゆる体制整備の融資というものが幾つかの産業政策として伸びていくわけでありませう。電子計算機も大体このころから融資を始めておるわけでありませう。そういうような事態になりまして四十年代に入らるわけでありませうが、四十年代に入りましてからは、一つは国産技術開発というものが四十年代から——その前も若干の金額がございませうけれども、大きな項目として取り上げましたのは四十年代からでございます。それと都市再開発、この二つが四十年代に入りましてから出てまいりました。公害の問題もそれと関連をいたしまして、やはり金額は少のうございませうが前にもございましたけれども、まとまてまいりましたのは四十年代、しかもこの三、四年、こういうことでございます。

○竹本委員 その場合、いろいろ段階があるわけですが、たとえば公害なら公害、その他重点を置いた場合には補完、奨励というような意味でやるということですが、開発の必要資金におけるシェアはどの程度までめんどろを見ておるのか、一般的でいいです。

○石原説明員 この前御答弁いたしましたと思ふますが、三十年代には大抵民間設備資金の大体六〇、少しこれは古い数字であります、これを申し上げておきますが、二十年代から三十年代の最初には、一番多いのは二二％になつておりますが、大体一〇％くらいでございます。それが三十年代に入りまして七〇、六〇というふうになつてまいりまして、最近におきましては、これはこの間お答え申し上げた数字でございますが、四十五年におきましては三・九〇、こういう数字でございます。

○竹本委員 いまの三・九〇というのは、たとえば公害なら公害で必要な資金の三・九の基準の出し方を答えてください。何の何に対して三・九ですか。

○石原説明員 産業設備資金に対します供給の割合でございます。たとえば民間の株式であるとかあるいは民間の金融であるとか、そういうようなものをみな含めてあります。その全体に対して占めておる割合でございます。

○竹本委員 それから、時間がないから簡単に聞きますが、民間の金融機関、それから政府関係のいろいろの国策金融機関、それとの競合は今後どういうふう調整されるつもりか、あるいはその必要はないのか、それとの関連において開発銀行は日本の将来の金融諸機関の中で、どういうふう位置づけるとしようというふうな考えであるかということ。

○近藤政府委員 民間の金融機関全体の中で、開発銀行をどういう位置に位置づけようかというお尋ねでございますが、二十二条にもございませうが、民間金融機関との競合を避けながら、政府関係機関としてその職能を果たすということでございます。特に開発銀行の場合におきましては、産業の開発を通じて経済社会の発展に寄与する方向で今後貢献をしてまいりたいことを考えております。

○竹本委員 ちよつといまの御説明では十分わかりかねるところがあるので、時間も、時間がなからやめておきましょう。

そこで、ついでに銀行局長に、日本にいま種々雑多な金融機関があるわけですが、それらの交通整理ですね、開発の位置づけもその中の一つなんですけれども、そういうものは現状のままがいいのか、交通整理をされる考えであるか。特に最近の金融情勢の中で、いろいろ金融機関の中には困つた立場に立つておるものもある。相互に

してもその他の問題にしてもそれからまた農林中金なんかも、これは一応任期が終わることになる。そういう問題も含めて、一体日本の金融機関の新しい秩序というものについてどういうお考えであるかということについて伺いたいと思います。

○近藤政府委員 政府金融機関並びに民間金融機関全体がどういう姿に今後なるべきかということにつきましても、ときおりの金融制度調査会等でも議論が出ています。おのずからそれぞれどきどきの情勢に応じて、おのずからそれぞれの金融機関の分野について絶えず再検討が行なわれていかなければならないことは当然でございます。たとえば開業銀行の場合、今回御審議をお願い申し上げておりますように、目的自体から表現が変えられていくというようなことで、全体といたしましては、現在の方向は産業中心から社会開発中心というような方向にウエイトが移りつつあることは御承知のとおりでございます。

民間金融機関の各種の分野につきましても、昭和二十年代から三十年代一ぱいを通じて、いわゆる業務分野の調整ということがはかられて、戦後の混乱期から脱却して、一応各種の金融機関が都市銀行、地方銀行、信託銀行、相互銀行、信用金庫あるいは為替専門銀行というような形で、それぞれの業務分野の調整がはかられたわけでございます。その後、四十年代に入りましてから、金融制度調査会を中心といたしまして新しい観点から業務分野の再調整と申しますか、むしろお互いの間の分野のかきねを低くして相互の乗り入れをはかるという趣旨での検討がなされたわけでございます。

しかしながら、金融組織、金融制度というものは、これも御高承のようにかなり保守的なものでございまして、一朝一夕に急激な変革というものはなかなかむずかしいわけでございますが、ただ新しい時代の要請にこたえながら、政府関係機関の新しい分野あるいは民間金融機関のそれぞれの間のかきねの調整、これらのことが並行して進め

られていくべきであるというふうに考えております。

○竹本委員 ちよつと具体的に伺いますが、農林中金の果たしている機能、それは今後は一体どういうことになるのか。それから相互銀行はこれからどういう線に沿って動いていくのか。それからいまま問題のある庶民金融、これは一体金融機関の中から――郵便局ではなくて、金融機関自体ではどういうことになるのか。金融の新しい秩序というかどうか知りませんが、そういう中でいまの三つの問題の位置づけ、お考えを伺っておきたい。

○近藤政府委員 まず農林金融でございますが、ここで直ちに結論的なことを申し上げることは差し控えていただきたいと思います。存じましますのは、実は農政審議会の金融部会におきましていろいろと今後のあり方について御議論が行なわれておりまして、これらの御議論の結果を伺いまして、必要に応じてまた金融制度全体についてその問題を取り上げるようになっておりますので、それらの結果を勘案しながら今後のあり方について研究いたしてまいりたい、こう考えております。

それから、庶民金融につきましては、昨年末で全国銀行、相互銀行、信用金庫を含めまして大体三兆六千九百億円の消費者信用が行なわれておるわけでございます。これにつきましては、全体としてやはりまだまだ日本の金融機関の消費者信用のウエイト、シェアは低いわけでございます。いまの数字でも全体の貸し金の中に占めますシェアは五・四％程度でございます。これはたとえばアメリカあたりでありますと消費者信用全体で四十数％というふうなことでございますので、今後ますます先進国型の金融秩序ということに相なりま

す。どうしてもこの消費者信用のウエイトというものは必然的に上がってまいりますし、またそのための制度も整備されていかざるを得ないというふうな考えをいただいております。

変化によりまして、場合によっては相互制度の部分的な問題につきましては再検討を行なうということに相なっております。

現在のところそういう状況でございます。そのものずばりという方向に向けるのだという御答弁にならないでまことに恐縮でございますが、そういう程度でございます。

○竹本委員 これに関連して、金融二法ができました。これが、金融のいわゆる再編成というものの今日までのところ一体どの程度の役割りを果たしたと評価しておられるか。並びに、よく縦の合同とか横の合同とかいいますが、そういうことについて大蔵省としては特定の方向を持っておられるのか。この二つを伺いたいいたします。

○近藤政府委員 昭和四十三年の六月に金融二法が成立いたしました以来、今日まで契約ベースで申しまして六十六件の中小金融機関の合併が行なわれております。したがって、それ以前の時期に比べますと、金融二法というものが合併、転換には大いに役立ったというふうに考えております。

それから、後段の御質問の、いわゆる横の合併がいか縦の合併がいかという問題でございますが、これはそもそも縦の合併ということになりますと、とかくいわゆる弱肉強食という事態を現出しかねない。そういうおそれがあるわけでございます。したがって、原則として合併は横の合併が望ましいと考えておりますが、縦の合併が行なわれるという場合におきましては、よほど特殊な事態、いろいろな事態が考えられますが、よほど例外的、特殊な事態の場合にのみ縦の合併が認めらるべきであるというふうに考えます。

○竹本委員 弱肉強食があつては困るからという御配慮、当然と思ひますが、それとの関係においてよくいわれる今後の金利の自由化あるいは配当も自由にやらせるというところによつて――競争原理というものはある意味では弱肉強食ですが、そういう考慮から競争原理については非常にためらいを持っておられるのか。あるいは金融新秩序に

は、一応この段階で競争原理を導入して積極的にひとつやってみようというお考えなのか。結論だけ。

○近藤政府委員 競争原理というものは、金融機関の場合に限界があるかと存じます。横の合併のほうがよいと考えております。ゆえんは、横の合併関係での競争、これは大いに熾烈であつて、縦の合併関係では、縦の合併関係での競争というところになります。先ほど申し上げましたような弱肉強食というふうな事態を生じかねない。その場合に一番困ることになりますのは、たとえば中小金融機関が中小企業に対して行なっておりますサービス、その内容というものは、これは直ちに翌日から大銀行によつて置きかえられるような性質のサービスではないということがござい

ますので、その間の競争はむしろ質的なものであるべきである。したがって、その質的な競争の基盤が十分整つて、もはや縦の間のかきねを取り払つても弱肉強食のおそれがないという事態になりますれば、その間の競争も十二分に行なわれるべきである。したがって、ずっと将来におきましては、これは縦も横も問わず競争原理が十二分に発揮されるような事態が望ましいわけでございますが、当面の状況におきましてすぐそういう事態を現出するということにはためらいを感じておりますことは、お話しのとおりでございます。

○竹本委員 この点、いろいろ議論のあるところではありますが、きょうはそれはもうやめます。そこで、開業銀行の総裁にちよつとお伺ひしたののだが、いままでに開業銀行が融資されたのは、一体総額で幾らになるかという問題と、その融資がはたして所期の効果、目的を達したかというところについての検討といひますが、それは一体どういうふうなところでおられるのか。また、どういう仕組みなり制度なりが考えられて、出した金ほとんどに生きて使われておられるかどうか、そのことについて、経済のエフィシエンスから見てどうであつたかということについてどう評価され

ておるかということ、どういふ評価の仕組みを持っておられるかということをお聞きしたい。

○石原説明員 日本開発銀行ができてから融資の延べといふ累計額は三兆三百八十億という金額でございます。これが現在の残で四十六年度末で二兆六千億でございます。大体それがいまの残になっておるわけでございますから、その差額が償還になったというふうにお考えいただけますか。

それから、業績の評価の問題でございますが、これは非常にむずかしい問題だと思ひますけれども、私どもが従来、過去に出しましたものにつきましては、たとえば基幹産業の整備にいたしても、あるいは電算機の融資にいたしても、機械、電子工業振興にいたしても、私どもの融資だけがもたらした力があるということでは必ずしもないと思ひますので、これは全体の政府の政策もございまして、いろいろな関係もございまして、これだけだということではございませぬが、過去にやりました融資につきましては、非常に大ざっぱに申しますれば、ねらいとした目的はできたかと思ひますが、ただそれに派生をいたしていろいろな新しい問題が出てまいっている。その新しい問題の対処というところに現在差しかかっているのではなからうかというのが大体の感じでございます。

○竹本委員 新しい問題への対処、取り組みももちろん大事ですが、私がいま聞いているのは、融資をされた三兆の金ははたして所期の目的に沿っておるか。これは財政投融資全体の効果に対する議論の問題、評価の問題と関連するわけでございます。開発銀行に關しては、開発銀行が融資をされた、それがどの程度効果をあげたのか、あるいは逆にあげなかった場合もあるでしょう、理論的にいへば、あげなかったのかというところについて評価する仕組みを持っておられるか。あるいは、あがたろうと思ひておられるだけで、制度としてはそれを検討するチャ

ンスはほとんどないということなのか。こういう機構を通じ、こういうやり方をもって再検討は常にやっておるということになっておるのか。その点を聞いておるのです。

○石原説明員 私どものほうの融資は非常に多様でございますから、一つの基準で評価をいたすというところはむずかしいと思ひます。たとえば機械工業振興法の融資を相当長い間やってきておりますけれども、これによってどの程度自動車の生産性が上がったか、その部品に關する生産性が上がったか、そういうようなもののトレースはいたしてありますけれども、それを全部ひくくるとどういふような効果を判定するかということでは、融資が多様であるだけに非常にむずかしい。しかし、おっしゃいますように各個の、たとえば最近新しい融資であります都市再開発事業というふうなもので、どういふような融資が効果があったか、そこら辺はその効果の判定の方法を考えなきゃならぬ。これならば都市開発融資の判定ができるという段階にはまだ達していない。せつかく勉強しております。

○竹本委員 これは政務次官や銀行局長にもう一度伺ひたいのですが、国民の努力にもよるわけですから、その出された財政投融資、そこから出てくる開発の融資がまあおっしゃるとおりで、多様性があつてなかなか簡単にいかないだろうというところもよくわかるが、困難であるということと、功罪ともに議論をしないでおるといふことは違うと思うのです。だから私は、それはこういうふうな苦心して、こういうふうな言い方やおつとと言われるなら納得はできるけれども、多様であるからよくわからないという御答弁ではちよつと納得ができません。したがって、これだけの三兆円の金を出して、どれだけどういふふうな上に上がったかということは、これはまあおつとやるように判定はむずかしいけれども、しかし常に判定を受けておるのだ、あるいは議論の対象になるのだということ自体でも、心理的にも相当の効果はあるわけですか。いわんや制度

的にもっと効果あらしめるために、ぼくはやはり何かの反省なりあるいは評価なりというものがあつてしかるべきだと思ひます。今後はとも開発銀行の融資に關しては効果がいろいろ複雑多岐であるから十分の議論はできないという形で通されるつもりか、あるいは何らかのくふうをしてそれに対して評価をやってみるという機構、制度を考えようというお考えであるか、その点についてお二人から伺ひたいと思ひます。

○近藤政府委員 基本方針の閣議決定に至ります前には、御承知のように各省間でもかなり激しい議論をし、また既往の融資につきましても反省、改善事項等についてもかなり議論が出てまいるわけでございます。と申しますのは、常に新規のプロジェクト、そういうものに対する強い資金需要が片方に出てまいりますので、そういったものと、当然一方において従来よりも金額が減少するものが出てまいります。そのようなことで相当激しい議論になりますので、それらを通じていただきたい。また竹本委員の御指摘になりましたような議論が行なわれていくわけでございますが、なお今後ともそういう点についての議論を大局の見地から十分に尽くしますようにつとめてまいりたいと考えております。

○田中（六）政府委員 開銀法の四十条で監督の権限を政府としては当然持つておるわけで、四十二条では報告の徴取及び検査ということがございまして、そういうものを通じて十分政府としての監督、検査、そういうものをやっていくと同時に、開銀の融資が多様性を持つておるといふのも、やはり政府としての責任がございしますので、そういう観点から今後とも検討いたします。

○竹本委員 日本では、財政については会計法の違反だけは論議されるけれども、十一兆円の予算がほんとうに経済効率をあげておるかどうかというところについては、全面的科学的な再検討は大体ないのです。あるいは事前に予算の論議でいろいろ議論はしますが、それは政策論議で、ただ政策的に合目的にエフィシエンシーをあげてい

るかどうかということについての議論は、決算委員会があるから、それも一つの議論の場であるかもしれないけれども、はなはだ不十分だ。そういう意味で、私が申し上げておるのは、アメリカでフーパー委員会が予算について一ぺん総合的再検討をやったことがあるが、イギリスはロイアルコミッティーがあるが、そういうものを含めて、財政投融資についてもあるいは開銀の融資についても総合的科学的な再検討というものがあつてしかるべきだ。それから今後の予算のあり方は、これはだれも言つていたが、PPBSとか何とかいって、これは事前ですが、事前にも相当科学的な検討をやるべきであるというふうに思ひますが、銀行屋さんのことだから特に言うわけでございますが、金を貸した、しかも国策金融機関の貸した金がはたして生かされて使われたかどうかということについては、ぼくはもう少し真剣な取り組みがなされるべきであるというふうに思ひます。この点はあらためてまた議論をする機会もあるでしょうから、きょうはあまり言ひませんが、少なくともいま言つたように複雑多岐だから功があるか罪があるか、功が半分しかなかったか、それはわからぬと言つてしまふのでは、開発銀行の立場からいへばそれで納得できるかもしれないけれども、国民の立場からいへば問題はあります。だから、やはりPPBSなりあるいはフーパー委員会の経験にもかんがみて、もう少し出した金の経済効率というものを真剣に国民の立場で検討すべきである、ぜひそのことを検討すべきことを検討しておいていただきたい、要望いたしておきます。

最後に、開発銀行の国庫納付金というものは何十億とあるようですが、それはどういふ性格のもので、どういふ計算でやるものか、ちよつと御説明願ひたい。

○石原説明員 二千三百三十九億というのが日本開発銀行に対する政府の出資に相当しておるわけでありまして、これはいわば、納付金を払いません場合には配当しないという金になるのです。コスト的に無利子の金だ。それに対してまして、前半

も御説明申し上げましたように、自己資本比率がだんだん減つてまいりまして、資金コストが上がつてきておりますが、融資の平均の金利のほうは大体横ばい、やや強含みということになるでしょうか。したがって、その差額のマージンは減つてきておりますけれども、しかし融資総額はふえてきておりますので、しかし融資総額は、毎年あげます利益金は増加をいたします。そのうち千分の七は法定準備金で積み立てることにしております。その残りが納付金に相なる、こういうことでありますから、したがって、収支差額の利益から千分の七の法定準備金を積んだ残りが国庫納付金になる、ごく大ざっぱなことでは申し上げればそういうことになるわけでございます。

○竹本委員 そうしますと、利益金から千分の七を引いて、残りは大体納付金と、こういうことですか。しかも、その納付金というのは、大体出した金に対する金利に見合うものというふうな含みですか。

○石原説明員 政府出資の二千三百三十九億という額がございまして、それと見合つてごらんになりますと、これは私企業と違ひまして、それ以外、法人税を払つておりませんから、それを頭に置いていただく必要がございまして、納付金と政府出資額とがある見合いになる、こういうことになるとお考えになつてつこうかと思ひます。

○竹本委員 私が聞いてゐるのは、金利あるいは税金に見合うものなのか、あるいはそのほかに利益があつて、その利益も、あがつた利益があればそれはプラスアルファで全部納付金になるのかというのを聞いておるわけです。

○石原説明員 私が申し上げましたように、無利息の出資金があるわけでございます。それは借入れ金は当然利息を払つております。それに対して、運用の収益があるわけであります。その差額のうち千分の七を積み立てて、残りを政府に納付するということでございますから、余つた金というふうなことに運用益をあげたというふう

に御理解を願つてもいいだらうと思ひます。

○竹本委員 これは一つは金利の引き下げの問題とも関連いたしますが、こういう国策機関というものがあるべきか、あがないのがほんとうなのかというところは、重大なる問題なんです。御承知のように、国策機関というものは、ある意味においては独占的な立場を持つてゐるものですから、金利の問題以外にも、いろいろの条件において独占的な立場を持つておるから、利益をあげようと思へば簡単なんです、これは、ところが、国策機関というものは、利益をあげないところに一つの使命があるわけなんだ。そういう関係においてこのことを聞いておるわけです。

金利を上げて、そして利益をあげて、そして千分の七を引いて、あとはみな納める、いいじゃないかという説明もつくかも知れぬけれども、私の言つてゐるのは、国策金融機関というものは、そういう形において利益金を出すことを目標とすべきではない。利益を出そうと思へば簡単に簡単な立場に立つておるのです。有利な立場に立つておる。だから、利益を出すことはむしろ、成功というよりも、極端にいへば失敗であるかも知れぬ。あるいは使命を十分完遂してないということになるかも知れぬ。そういう考慮がございまして、すかというところだけ聞いて、終わりにしましう。

○近藤政府委員 金利の問題につきましては、政策的に特に低利にいたすものはもちろんございまして、御承知のように、二十二条によりまして民間の金融機関との金利のバランスをとることが要求されてゐるわけでございします。したがって、民間長期金融機関との金利のバランスを大局においてとりながら、しかしながら政策目的のために特に低利にすべきものはしてまいるという方向で運営がなされ、その結果として利益が出るか出ないかはあとの問題として出てまいると思つてございします。したがって、利益の程度、利益の分量を目安とした運用と申しますよりも、金利自体のほうに先に参りまし

て、その反対をいたしまして最後の納付金の額もきまつてまいるというふうに観念をいたしております。

○竹本委員 終わります。

○斎藤委員長 丹羽久章君。

○丹羽(久)委員 だいぶん時間がおそなりまして、やめようやめようという話であります。が、やめたいと思ひますけれども、やめればまたあくる日やるか、いつかやらなければなりません。そこで、私のない知恵をしぼりまして、決算委員会へお出かけをいただきまして、決算委員会にいたしまして、ひとつごく簡単に尋ねをいたしたいと思ひますが、復興金融公庫ですか、これから引き継がれた開発銀行は、昭和二十六年から引き継がれたと記憶いたしますが、大体間違いないと思ひます。開発銀行が二十六年から今日までに至る間に、二十六年、二十七年、二十八年、二十九年、三十年と五年、そして三十一年から三十五年と、こういうふうに区切つて、開発銀行の使命観というものが順次、そのときどき、五年目ごとに大体目標が変わつてきたと思ふんです。今度も目標が変わつた上において増額をせよとかいろいろの問題、資金ワクをふやせとかということが議題に供せられておるわけですが、まず、この五年というものを区切つて、引き継がれた後の一つの目的、当時はどういう目的であつた、その次には何が目的である、こういうふうにひとつ使命的目的を、簡単によろしいですからお聞かせいただきたいと思います。

○石原説明員 先ほど竹本委員の御質問にお答えをしたこととあるいは重複いたすかと思ふのでありますが、まず最初の、二十年代から三十年代の初めにかけては、いわゆる四大基幹産業という石炭、鉄鋼、電力、海運、これを中心にして融資しております。約八割ないし九割、多いときは九割ぐらいをその四大基幹産業に融資をしたわけでありまして、その後だんだん産業高度化というふうになりまして、石油化学でありますとかあ

るいは機械、電子関係でありますとか、そういうような、やや高い程度の産業が入つてまいりまして、それに対する融資をした。それに対して、第三段目に国際経済ということになりまして、経済の国際化に対応した国際競争力を強化する必要があるということになりまして、いわゆる体制金融であるいは電子計算機というものになつてまいりました。その間におきまして地域格差という問題が出てまいつたわけでございまして、地域開発の制度が三十四年からスタートいたしまして、今日十年少々になつておるわけでありまして、その後四十年代に入りましてから環境問題あるいは都市問題、あるいは技術開発の問題というものが出てまいりまして、国産技術開発、都市再開発あるいは国産技術振興というふうなものが最近において顕著になつてきておる、こういうのが大体の沿革でございます。

○丹羽(久)委員 開発銀行が設立せられてから以來というのは国に大きな貢献をしてきた。もつともこの銀行自身が終極的には国の出資でありますので、英知をしぼつてその資金面を活用していったから、あなたの方の使命感というものは大体目的どおりに進んでおるというお考えであらうと思ひます。それは私も認めましよう。

そこで、これは總裁に御返事していただくの銀行局長に御返事していただくか別をいたしまして、お二人で御相談の上御回答いただきたいと思ひますが、開発銀行の資金融資の面と全国銀行の融資の面とのバランスはどんなふうになつておりますか。この点ひとつ總裁、局長どちらでもつこうですけれども、お知らせいただきたいと思ひます。

○近藤政府委員 開発銀行の供給いたしておりますのは産業設備資金でございます。その新規供給状況を全国の銀行とそれから開発銀行との比較で申し上げますと、四十五年度の数字が内訳のわかつております。一番新しい数字かと存じますが、貸し出しの総計、産業設備資金の新規供給の総計が八兆六千九百六十一億円でございします。それに

が行つて、その帳簿のつくり方ではもう貸してくれませんよ、だから私におまかせください、いいところをつくつてあげますと言つて、うまくつくな人がある。こういうようなところから思いがけないところにも金が横流れをして使われていくんだすね。そういうところが、大きいあなたのほうの開発にも一部にあり得るといふ私はうわさも聞いておるのですね。そういうような点についての監督は十分に行き届いておるか、どうでしょうか。決してあなたのところにはそういうようなものはないとお考へになつておるか、やはりそういうところには注意を今後していかなければならないとお考へになるか、その点だけ明らかにしておいていただいて、私の質問は終わりますが、この次

事実をあげて決算委員会で対決してみたいと思います。

○石原説明員 先ほど申し上げましたように、書類とか審査とかいうようなことに関連をいたしまして、ふななな方々がおられることは先ほど申し上げたとおりであります。その点のお手伝いをいたしまして、そういうことのために融資がおくられる、そういうことのないようにできるだけお手伝いをいたしておるわけでありまして、けれども、場合によりましてそういうようなものに不十分な点があったりする場合があるのかもしれないけれども、私どももいたしましては、従来からその点に非常に力を注いでおりますし、今後そういう点に努力をいたしまして、できるだけそういうことが生じないように、書類や何かの形式のために融資がおくれないように、今後も全幅の努力をしていきたいと思ひます。

○丹羽(久)委員 ありがとうございます。ふなななで親切に教えていくというのではなくて、その逆に内部からこういうふうにしてきた金を貸してあげるから持つてこいというような暗示的に教えて指導して、そういう特定なところへ持ち込むようなことがあり得るといけなから、そういうことをよく御存じですか、そういうことは絶対にないとおっしゃいますかどうでしょうか、こういうことを私は聞いておるわけなんですけれども、いまのところ資料もないので、私のほうもここでそれとやかく申し上げることはおきますが、そういうことにも十分警戒していただいて、今度その事例をあげてまたしっかりと決算委員会でお目にかかつてお話しすることにいたしまして、きょうはこの程度でおきましよう。ありがとうございます。

○齋藤委員長 この際、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び相続税法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

所得税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
相続税法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○齋藤委員長 これより、各案について政府より提案理由の説明を求めます。田中大蔵政務次官。
○田中(六)政府委員 ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。政府は、さきの年内減税における所得税の一般減税に加え、老人扶養控除の創設、寡婦控除の適用範囲の拡大などを行なうため、ここに所得税法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

まず、所得税の負担軽減につきましては、さきの臨時国会におきまして千六百五十億円の年内減税を実施したところでありますが、これは昭和四十七年度においては二千五百三十億円の減税となります。今回は、これに引き続き、老人、寡婦対策に資するため、年齢七十歳以上の老人扶養親族について、通常の扶養控除十四万円にかえて、十六万円の老人扶養控除を設け、また、扶養親族のない未亡人については、これまで寡婦控除が適用されておりましたが、これを改め、年所得百五十万円以下の場合には、その適用を認めることといたしております。

次に、源泉徴収の対象となる報酬、料金等の範囲に工業所有権の使用料を加えるほか、確定申告の際に提出する財産債務明細書の提出不要限度を年所得一千万円から二千万円に引き上げることといたしております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。この法律案は、昭和四十七年度の税制改正の一

環として、中小法人の税負担の軽減と内部留保の充実を資するため、同族会社の留保所得に対する課税を軽減しようとするものであります。

すなわち、同族会社については、各事業年度の所得のうち留保した金額が一定の控除額をこえる場合には、留保所得についての法人税を課税いたしますが、この場合の控除額を引き上げることとしております。この控除額は、現在、所得金額の三五パーセントまたは年二百万円のいずれか多い金額とされているのでありますが、これを所得金額の三五パーセントまたは年三百五十万円のいずれか多い金額に引き上げようとするものであります。

最後に、相続税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、今次の税制改正の一環として、夫婦間における財産相続の実情等に顧み、配偶者に対する相続税額の軽減措置を拡充し、心身障害者である相続人について障害者控除を設けるほか、所要の規定の整備をはかるため、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一に、配偶者に対する相続税負担の軽減であります。

すなわち、配偶者の相続税については、現在は総遺産額三千万円の場合を限度とする配偶者の法定相続分に対応する相続税相当額を控除することとしておりますが、今回の改正では、これを婚姻期間二十年以上の配偶者については、三千万円を限度とするその取得額に対応する相続税相当額を控除することとしております。これにより配偶者は、法定相続分のいかんにかかわらず、その相続した遺産が三千万円までの場合には相続税が非課税となり、三千万円をこえる場合にも負担が軽減されることとなります。また、この限度額は、婚姻期間が十年から二十年までの場合は、千万円に十年をこえる一年につき二百万円を加えた金額と

しております。

なお、現行の配偶者に対する課税軽減措置も存続させ、いづれか有利な制度を利用できるよう配慮しております。

第二に、障害者に対する相続税負担の軽減であります。

すなわち、心身障害者が相続した財産の相続税について、障害者控除を設け、その相続したときから七十歳までの年数一年につき、一般の心身障害者の場合には一百万円、重度の心身障害者の場合には三百万円の税額控除を行なうこととしております。

第三に、不動産に関する物納制度の整備等であります。

すなわち、賃借権等のある物納不動産について、物納許可後もなお一年以内は、物納の撤回を申請し物納から金納に変更する道を開くこととするほか、所要の規定の整備を行なうこととしております。

以上、所得税法の一部を改正する法律案外二法律案につきまして、その提案の理由と説明を申し上げます。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○齋藤委員長 これにて各案の提案理由の説明を終りました。

各案の質疑は後日に譲ることといたします。

次回は、明二十六日水曜日、午前十時委員会を開会することといたし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時十九分散会

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十一号中「扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるもの

を有し、かつ、「を削り、イ及びロを次のように改める。

イ 夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有するもの

ロ イに掲げる者のほか、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、合計所得金額が百五十万円以下であるもの

第二条第一項第三十四号の次に次の一号を加える。

三十四の二 老人扶養親族 扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者で障害者に該当しないものをいう。

第八十四条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を」第一項に、「配偶者がいない」を「配偶者がなく、かつ、老人扶養親族以外の扶養親族を有する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、扶養親族のうち老人扶養親族があるときは、各老人扶養親族についての同項の控除額は、十六万円とする。

第八十五条第一項中「第二項第一項第三十一号」の下に「イ」を加え、同条第三項中「若しくは扶養親族」を「老人扶養親族若しくはその他の扶養親族」に改める。

第九十九条第四号中「氏名の下に」並びに扶養親族のうち老人扶養親族がある場合には、その旨及びその該当する事実を加え、同項第六号中「第八十四条第二項」を「第八十四条第三項」に改める。

第二百四十四条第一項第一号中「含む。」の下に「又は工業所有権」を加える。

第二百三十二条中「千円」を「二千万円」に改め別表第七の備考(イ)及び(ロ)中「千円」を「二千万円」に改める。

「同条第一項」の次に「及び第二項」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同表の備考(イ)及び(ロ)中「同条第一項及び第二項」を「同条第一項から第三項まで」に改め、「並びに」及び「に」を改める。

附則

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

2 改正後の所得税法(以下「新法」という。)の規定は、別段の定めがあるものを除き、昭和四十七年分以後の所得税について適用し、昭和四十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

3 新法第九十四条第一項第四号(給与所得者の扶養控除等申告書)の規定は、この法律の施行の日以後に提出する給与所得者の扶養控除等申告書について適用する。

4 新法第二百四十四条第一項第一号(報酬、料金等に係る源泉徴収義務)及び第二百二十五条第一項第三号の規定(新法第二百四十四条第一項第一号に規定する工業所有権の使用料に係る部分に限る。)は、昭和四十七年六月一日以後に支払うべき当該使用料について適用する。

理由

今次の税制改正の一環として、老人及び寡婦対策に資するため、年齢七十歳以上の扶養親族についての扶養控除額を引き上げるとともに、寡婦控除の適用範囲の拡充を図るほか、工業所有権の使用料を源泉徴収の対象範囲に加える等所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六十七条第三項第二号及び第四項中「二百万円」を「三百五十万円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

2 改正後の法人税法の規定は、法人のこの法律の施行の日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

理由

今次の税制改正の一環として、中小企業の内留保の充実に資するため同族会社の留保所得に対する課税についての控除額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

相続税法の一部を改正する法律案

相続税法の一部を改正する法律案

相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二中「当該配偶者については」の下に「次項の規定の適用を受ける場合を除き」を加え、同条に次の五項を加える。

2 被相続人との婚姻期間が十年以上である配偶者が当該被相続人からの相続又は遺贈により財産を取得した場合においては、当該配偶者については、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額があるときは、当該残額をもつてその納付すべき相続税額とし、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額以下であるときは、その納付すべき相続税額は、ないものとする。

一 当該配偶者につき第十五条から第十七条まで及び前条の規定により算出した金額
二 当該相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の総額に、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額が当該相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格の合計額のうち占める割合を乗じて算出した金額(当該金額が当該配偶者につき前項第二号の規定を適用して算出した金額に満たない場合には、当該算出した金額)

金額

イ 千円と二百万円に当該婚姻期間のうち十年をこえる年数を乗じて計算した金額との合計額(当該合計額が三千万円をこえる場合には、三千万円)

ロ 当該相続又は遺贈により財産を取得した配偶者に係る相続税の課税価格に相当する金額

3 前項の場合において、相続人が同項に規定する婚姻期間が十年以上である配偶者に該当するかどうかの判定は、同項の被相続人に係る相続開始の時の現況によるものとし、当該期間の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

4 第二項の相続又は遺贈に係る第二十七条第一項の規定による申告書の提出期限(以下この条において「申告期限」という。)までに、当該相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていなければ、その分割されていない財産は、同項第二号ロの課税価格の計算の基礎とされる財産に含まれないものとする。ただし、その分割されていなければ申告期限までに分割されなかつたことにつき、当該相続又は遺贈に關し訴えの提起がされたことその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合において、当該財産の分割ができることとなつた日として政令で定める日の翌日から四月以内に当該財産が分割されたときは、当該財産については、この限りでない。

5 第二項の規定は、第二十七条第一項の規定による申告書に、第二項の規定の適用を受ける旨及び同項各号に掲げる金額の計算に関する明細

の記載をし、かつ、同項の婚姻期間が十年以上である旨を証する書類その他の大蔵省令で定める書類を添附して、当該申告書をその申告期限内に提出した場合に限り、適用する。

6 税務署長は、前項の申告書の申告期限内の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添附がない申告書の提出があつた場合においても、その申告期限内の提出がなかつたこと又はその記載若しくは添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第二項の規定を適用することができる。

第十九条の三第一項中「除く」の下に「。次条第一項において同じ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(障害者控除)

第十九条の四 相続又は遺贈により財産を取得した者が当該相続又は遺贈に係る被相続人の第十五条第二項に規定する相続人に該当し、かつ、障害者である場合には、その者については、同条から前条までの規定により算出した金額から一万円(その者が特別障害者である場合には、三万円)にその者が七十歳に達するまでの年数(当該年数が一年未満であるときは、これを一年とする)を乗じて算出した金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

2 前項に規定する障害者とは、心神喪失の常況にある者、失明者その他の精神又は身体に障害がある者が政令で定めるものをいい、同項に規定する特別障害者とは、同項の障害者のうち精神又は身体に重度の障害がある者が政令で定めるものをいう。

3 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前条」とあるのは、「第十九条の三」と読み替えるものとする。
第二十七条第一項中「第二十一条まで」を「第十

九条まで、第十九条の二第一項及び第十九条の三から第二十一条まで」に改める。

第三十二条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第十九条の二第四項ただし書の規定に該当したことに、同項の分割が行なわれた時以後において同条第二項の規定を適用して計算した相続税額がその時前において同項の規定を適用して計算した相続税額と異なることとなつたこと(第一号に該当する場合を除く)。

第四十三条第三項中「供せられているとき」を「供せられており若しくは供されることが確実であると見込まれるとき」に改め、同条第五項中「物納及び」を「物納(その撤回を含む)及び」に改め、同項を同条第十項とし、同条第四項の次に次の五項を加える。

5 税務署長は、物納の許可をした不動産のうちに賃借権その他の不動産を使用する権利の目的となつていない不動産がある場合において、当該物納の許可を受けた者が、その後物納に係る相続税を、金銭で一時に納付し、又は政令で定めるところにより延納の許可を受けて納付することとができることとなつたときは、当該不動産については、その収納後においても、当該物納の許可を受けた日から一年以内にされたその者の申請により、その物納の撤回を承認することができる。ただし、当該不動産が換価されているとき、又は公用若しくは公共の用に供されておるときは、供されることが確実であると見込まれるときは、この限りでない。

6 前項の規定による延納の許可を申請しようとする者は、第三十九条第一項の規定にかかわらず、前項の規定による物納の撤回の申請の際に当該延納の許可の申請をすることができ、

7 税務署長は、第五項の規定により物納の撤回を承認する場合において、その物納の撤回に係る相続税のうち金銭で一時に納付すべき相続税があるときは、あらかじめ、その物納の撤回

を申請した者に、一時に納付すべき相続税の額を通知しなければならない。この場合において、その物納の撤回を申請した者がその通知書が発せられた日から一月以内にその通知に係る相続税を完納しないときは、その者は、物納の撤回の申請を取り下げたものとみなす。

8 第五項の規定による物納の撤回の承認を受けた者は、その物納の撤回に係る相続税の納付にあわせて、当該相続税の納期限又は納付すべき日(同日前に物納の許可の申請があつた場合には、当該申請があつた日の翌日から次の各号に掲げる相続税の区分に応じ当該各号に掲げる日までの期間につき、政令で定めるところにより計算した金額に相当する利子税を納付しなければならない。

一 前項の通知に係る相続税 当該相続税を納付した日

二 第五項の規定による延納の許可を受けた相続税 其の延納期限(当該期限前に当該相続税の全部の納付があつた場合には、その納付の日)

9 第二項の規定により相続税の納付があつたものとされた日後に当該相続税に係る物納の撤回の承認があつた場合には、同日の翌日からその物納の撤回の承認があつた日までの期間に対応する部分の利子税は、前項の規定にかかわらず、納付することを要しないものとし、当該承認に係る不動産につき当該期間内に国が取得すべき賃料その他の使用料は、返還することを要しないものとする。

附則

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

2 改正後の相続税法(以下「新法」という)の規定は、別段の定めがあるものを除き、昭和四十七年一月一日以後に相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ)により取得した財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産

に係る相続税については、なお従前の例による。

3 新法第十九条の二第二項に規定する配偶者が昭和四十七年一月一日から同年三月三十一日までの間に相続又は遺贈により財産を取得した場合において、当該相続又は遺贈に係る新法第二十七条第一項の規定による申告書の提出期限の翌日から同年十月一日までの間に当該財産の分割がされたときは、当該財産に係る相続税に対する新法第十九条の二及び第三十二条の規定の適用については、新法第十九条の二第四項ただし書の規定に該当したものとみなす。

4 新法第四十三条第五項から第九項までの規定は、この法律の施行の日以後に同条第五項の規定による物納の撤回の申請をすることができる期限が到来する場合について適用する。

5 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十条の四第十一項中「納期限までに、又は納付すべき日に」を「納期限又は納付すべき日までに」に、「及び第三項」を「第三項及び第五項」に改め、「贈与税」との下に「。同条第六項中「第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第三項」と、同条第七項中「相続税」とあるのは「贈与税」と、同条第八項中「相続税」とあるのは「贈与税」と、「納期限又は納付すべき日(同日前に物納の許可の申請があつた場合には、当該申請があつた日)」とあるのは「租税特別措置法第七十条の四第一項の規定による納期限」と、同条第九項中「相続税」とあるのは「贈与税」とを加える。

第七十条の六第一項中「第三十八条第一項」の下に「又は第四十三条第五項」を加える。

6 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の七第五号の次に次の一号を加える。

五の二 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第四十三条第五項(租税特別措置法第

七十条の四第十一項において準用する場合を含む。の規定による承認に基づき物納の許可があつた不動産をその物納の許可を受けた者に移す場合における不動産の取得

第三百四十三条第五項中「昭和二十五年法律第七十三号」を削る。

理由

今次の税制改正の一環として、夫婦間における財産相続の実情等にかえりみ配偶者に対する相続税額の軽減措置を拡充するとともに、心身障害者である相続人について障害者控除を新設するほか、不動産に関する物納制度の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十七年五月十日印刷

昭和四十七年五月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

N